

平成28年第1回西予市議会定例会会期日程表

会期2月29日（月）～3月17日（木）

（会期18日間）

月 日	曜日	日 程	備 考
2月29日	月	本会議（開会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午前9時開会） ・理事者提案理由説明 ・質疑 ・即決議案採決 ・各委員会協議会
3月 1日	火	休 会	
3月 2日	水	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・代表質問 ・一般質問
3月 3日	木	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問 ・質疑・各委員会付託
3月 4日	金	休 会	
3月 5日	土	休 会	
3月 6日	日	休 会	
3月 7日	月	常任委員会	
3月 8日	火	常任委員会	
3月 9日	水	常任委員会	予備日
3月10日	木	休 会	
3月11日	金	休 会	
3月12日	土	休 会	
3月13日	日	休 会	
3月14日	月	休 会	
3月15日	火	休 会	・討論通告〆切
3月16日	水	休 会	
3月17日	木	本会議（閉会）	<ul style="list-style-type: none"> ・全員協議会（午後1時開会） ・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成28年第1回西予市議会定例会会議録(第1号)

- | | | | |
|------------------|--------------|-----------------------|--------|
| 1. 招集年月日 | 平成28年2月29日 | 野村支所長 | 尾下孝二 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 城川支所長 | 田村剛 |
| 1. 開 | 会 平成28年2月29日 | 三瓶支所長 | 坂本康司 |
| | 午前10時40分 | 消防本部消防長 | 菊池直 |
| 1. 散 | 会 平成28年2月29日 | 総務課長 | 三好敏也 |
| | 午後3時29分 | 財政課長 | 山岡薫彦 |
| 1. 出席議員 | | 監査委員 | 正司哲浩 |
| 1番 | 源 正 樹 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 2番 | 井 関 陽 一 | 事務局 長 | 浅野信也 |
| 3番 | 菊 池 純 一 | 議事係 長 | 原井川英一 |
| 4番 | 田 中 徳 博 | 1. 議事日程 | 別紙のとおり |
| 5番 | 中 村 敬 治 | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 6番 | 二 宮 一 朗 | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 7番 | 兵 頭 学 | | |
| 8番 | 小 野 正 昭 | | |
| 9番 | 松 山 清 | | |
| 10番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 11番 | 欠 員 | | |
| 12番 | 元 親 孝 志 | | |
| 13番 | 沖 野 健 三 | | |
| 14番 | 森 川 一 義 | | |
| 15番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 17番 | 岡 山 清 秋 | | |
| 18番 | 酒 井 宇之吉 | | |
| 19番 | 兵 頭 勇 | | |
| 20番 | 山 本 昭 義 | | |
| 21番 | 梅 川 光 俊 | | |
| 1. 欠席議員 | | | |
| 16番 | 浅 野 忠 昭 | | |
| 1. 会議録署名議員 | | | |
| 12番 | 元 親 孝 志 | | |
| 13番 | 沖 野 健 三 | | |
| 1. 地方自治法第121条により | | | |
| 説明のため出席した者の職氏名 | | | |
| 市 長 | 三 好 幹 二 | | |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 | | |
| 教 育 長 | 宇都宮 又 重 | | |
| 会 計 管 理 者 | 奥 野 柳之介 | | |
| 総務部長兼 | 宗 正 弘 | | |
| 公営企業部長 | | | |
| 企画財務部長 | 大 平 利 幸 | | |
| 産業建設部長 | 二 宮 紀 夫 | | |
| 生活福祉部長 | 横 山 博 文 | | |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 | | |
| 明浜支所長 | 道 山 升 文 | | |

議 事 日 程

- | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1 会議録署名議員の指名
(12番 元親孝志、13番 沖野健三)</p> <p>2 会期の決定
(2月29日～3月17日 18日間)</p> <p>3 承認第 1号 専決処分第4号の承認を求めることについて(西予市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について)</p> <p>4 議案第 1号 林道東津野城川線(安尾地区)地すべり災害復旧工事請負契約について</p> <p>5 議案第 2号 財産の無償譲渡について
議案第 3号 財産の無償貸付について
議案第 4号 財産の無償貸付について
議案第 5号 西予市行政不服審査法施行条例制定について
議案第 6号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
議案第 7号 西予市研修基金条例制定について
議案第 8号 西予市ふるさと応援基金条例制定について
議案第 9号 西予市育英会奨学金貸与条例制定について
議案第30号 西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について
議案第10号 西予市子ども教育振興基金条例制定について
議案第11号 西予市消費生活センター条例制定について
議案第12号 西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について
議案第13号 西予市職員の退職管理に関する条例制定について
議案第14号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>6 議案第15号 西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条</p> | <p>例制定について</p> <p>議案第16号 西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第17号 西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>7 議案第18号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第19号 西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第20号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第21号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第22号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第23号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第24号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第25号 西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第26号 西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第27号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について</p> <p>議案第28号 西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

議案第 29 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	議案第 48 号	平成 27 年度西予市病院事業会計補正予算（第 1 号）
議案第 31 号	西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について	議案第 49 号	平成 27 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 32 号	第 2 次西予市総合計画基本構想の策定について	1 0 議案第 50 号	平成 28 年度西予市一般会計予算
議案第 33 号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について	1 1 議案第 51 号	平成 28 年度西予市授産場特別会計予算
議案第 34 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 52 号	平成 28 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 35 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 53 号	平成 28 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 36 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 54 号	平成 28 年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 37 号	西予市営土地改良事業の施行について	議案第 55 号	平成 28 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
8 議案第 38 号	平成 27 年度西予市一般会計補正予算（第 6 号）	議案第 56 号	平成 28 年度西予市介護保険特別会計予算
9 議案第 39 号	平成 27 年度西予市授産場特別会計補正予算（第 3 号）	議案第 57 号	平成 28 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 40 号	平成 27 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）	議案第 58 号	平成 28 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 41 号	平成 27 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）	議案第 59 号	平成 28 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 42 号	平成 27 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）	議案第 60 号	平成 28 年度西予市水道事業会計予算
議案第 43 号	平成 27 年度西予市介護保険特別会計補正予算（第 4 号）	議案第 61 号	平成 28 年度西予市病院事業会計予算
議案第 44 号	平成 27 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 4 号）	議案第 62 号	平成 28 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 45 号	平成 27 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）	1 2 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 46 号	平成 27 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）	諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 47 号	平成 27 年度西予市水道事業会計補正予算（第 1 号）	1 3 議案第 63 号	西予市農業委員会委員の任命について
		議案第 64 号	西予市農業委員会委員の任命について
		議案第 65 号	西予市農業委員会委員の任命について
		議案第 66 号	西予市農業委員会委員の任命について

- 議案第 67 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 68 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 69 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 70 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 71 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 72 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 73 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 74 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 75 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 76 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 77 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 78 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 79 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 80 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 81 号 西予市農業委員会委員の任命について

本日の会議に付した事件

- | | | | |
|---|------------|-----------------------------------------------------------|-------------|
| 1 | 会議録署名議員の指名 | | |
| 2 | 会期の決定 | | |
| 3 | 承認第 1 号 | 専決処分第 4 号の承認を求めることについて（西予市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について） | 議案第 1 7 号 |
| 4 | 議案第 1 号 | 林道東津野城川線（安尾地区）地すべり災害復旧工事請負契約について | 7 議案第 1 8 号 |
| 5 | 議案第 2 号 | 財産の無償譲渡について | |
| | 議案第 3 号 | 財産の無償貸付について | |
| | 議案第 4 号 | 財産の無償貸付について | |
| | 議案第 5 号 | 西予市行政不服審査法施行条例制定について | 議案第 2 0 号 |
| | 議案第 6 号 | 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について | 議案第 2 1 号 |
| | 議案第 7 号 | 西予市研修基金条例制定について | 議案第 2 2 号 |
| | 議案第 8 号 | 西予市ふるさと応援基金条例制定について | |
| | 議案第 9 号 | 西予市育英会奨学金貸与条例制定について | 議案第 2 3 号 |
| | 議案第 3 0 号 | 西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について | 議案第 2 4 号 |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市子ども教育振興基金条例制定について | 議案第 2 5 号 |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市消費生活センター条例制定について | |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について | 議案第 2 6 号 |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市職員の退職管理に関する条例制定について | 議案第 2 7 号 |
| | 議案第 1 4 号 | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | 議案第 2 8 号 |
| 6 | 議案第 1 5 号 | 西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について | |
| | 議案第 1 6 号 | 西予市特別職の職員で常勤 | 議案第 2 9 号 |

のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について

西予市税条例の一部を改正する条例制定について

西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について

西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について

西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について

西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について

西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について

西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について

西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について

西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について

	て		議案第 4 9 号	平成 2 7 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算 (第 2 号)
議案第 3 1 号	西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について			
議案第 3 2 号	第 2 次西予市総合計画基本構想の策定について	1 0	議案第 5 0 号	平成 2 8 年度西予市一般会計予算
議案第 3 3 号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について	1 1	議案第 5 1 号	平成 2 8 年度西予市授産場特別会計予算
議案第 3 4 号	西予市営土地改良事業の施行について		議案第 5 2 号	平成 2 8 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
議案第 3 5 号	西予市営土地改良事業の施行について		議案第 5 3 号	平成 2 8 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算
議案第 3 6 号	西予市営土地改良事業の施行について		議案第 5 4 号	平成 2 8 年度西予市国民健康保険特別会計予算
議案第 3 7 号	西予市営土地改良事業の施行について		議案第 5 5 号	平成 2 8 年度西予市後期高齢者医療特別会計予算
8 議案第 3 8 号	平成 2 7 年度西予市一般会計補正予算 (第 6 号)		議案第 5 6 号	平成 2 8 年度西予市介護保険特別会計予算
9 議案第 3 9 号	平成 2 7 年度西予市授産場特別会計補正予算 (第 3 号)		議案第 5 7 号	平成 2 8 年度西予市農業集落排水事業特別会計予算
議案第 4 0 号	平成 2 7 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第 1 号)		議案第 5 8 号	平成 2 8 年度西予市公共下水道事業特別会計予算
議案第 4 1 号	平成 2 7 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)		議案第 5 9 号	平成 2 8 年度西予市簡易水道事業特別会計予算
議案第 4 2 号	平成 2 7 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)		議案第 6 0 号	平成 2 8 年度西予市水道事業会計予算
議案第 4 3 号	平成 2 7 年度西予市介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)		議案第 6 1 号	平成 2 8 年度西予市病院事業会計予算
議案第 4 4 号	平成 2 7 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 4 号)		議案第 6 2 号	平成 2 8 年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算
議案第 4 5 号	平成 2 7 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号)	1 2	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 4 6 号	平成 2 7 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)		諮問第 2 号	人権擁護委員候補者の推薦について
議案第 4 7 号	平成 2 7 年度西予市水道事業会計補正予算 (第 1 号)	1 3	議案第 6 3 号	西予市農業委員会委員の任命について
議案第 4 8 号	平成 2 7 年度西予市病院事業会計補正予算 (第 1 号)		議案第 6 4 号	西予市農業委員会委員の任命について
			議案第 6 5 号	西予市農業委員会委員の任命について
			議案第 6 6 号	西予市農業委員会委員の任命について
			議案第 6 7 号	西予市農業委員会委員の任命について

- 議案第 68 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 69 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 70 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 71 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 72 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 73 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 74 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 75 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 76 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 77 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 78 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 79 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 80 号 西予市農業委員会委員の任命について
- 議案第 81 号 西予市農業委員会委員の任命について

開会 午前10時40分

○議長 ただいまの出席議員は18名であります。これより平成28年第1回西予市議会定例会を開会いたします。

三好市長より今定例会招集の挨拶があります。
三好市長。

○三好市長 平成28年第1回西予市議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

朝晩はまだまだ冬の寒さが残っておりますが、三寒四温を繰り返すこの季節を迎えますと、本格的な春の訪れが待ち遠しく感じられるところがございます。

本定例会は、議員の皆様、そして私にとりましても任期最後の定例議会となります。議員の皆様におかれましても特別な思いを持って臨んでおられることと存じます。

この4年間、また西予市発足当時からこれまでの長きにわたり、議員各位はもちろんのこと、多くの方々にお支えいただき、市長としての重責を担ってまいることができました。議会初日ではございますけれども、まずもって衷心より厚くお礼を申し上げます。

さて、今月は西予市の将来につながるうれしいニュースがございました。

その一つは、国が地域の農林水産物の食品を知的財産として守る地理的表示保護制度に西予市蚕糸業振興協議会が申請しておりました伊予生糸と書いて「いよいと」と読むわけですが、伊予生糸が登録されることとなりました。この制度は、地域で特別な生産方法により大切に守り育てられ、高い品質や評価を得ている農林水産物や食品を対象に地域ブランドとして品質確保や保護を目的とするもので、皆さんもご案内のとおり、夕張メロンや神戸ビーフなど全国で7件が登録されておりました。それに続き、このたび非食品部門で初めて私どもの伊予生糸が登録されたものです。

本市では、これを契機といたしまして後継者育成に一層取り組み、伝統文化技術の継承はもとより、来る2020年東京オリンピック選手団のユニホームのどこかに装飾品等で使用していただく運動を展開するなど、全国に向けてブランド力を発信することにより地域の創生発展に結びつけてまいりたいと考えております。

もう一つは、総務省消防庁から救急車隊員編成

の規制緩和につきまして来年度中に制度改正を目指す方針が示されたこととあります。これは、救急車の隊員確保が財政的な事情から困難な過疎地域において救急搬送の体制を維持することを目的に、本市から、私も何回か市長会などを通じて長年にわたって要望を続けてきたものであります。今回の制度改正は、平成26年から導入された国の地方分権改革制度の提案募集方式を活用いたしまして本市から提案した案件が検討され、規制緩和への道筋が整ったものであります。

これによりまして、救急隊員3名のうち1名は運転担当として消防職員以外の者を充てることができることから、幅広い人材活用によりかねてより要望のありました明浜町及び城川町の救急24時間体制の整備に向けて具体的な検討を進めていくことができ、地域の安全・安心に大きく寄与するものと考えております。

さて、定例会は市政にとって新年度予算を審議いただく非常に重要な議会でございます。議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、西予市の10年先を見据え作成した第2次西予市総合計画に基づき、新たなまちづくりのスタートとなります平成28年度の所信の一端を申し上げるほか、議案として条例の制定改廃27件、土地改良事業の施行4件、平成27年度補正予算12件、平成28年度当初予算13件など合計84件に上る多くの議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

議案等の提案理由につきましては、上程の際にご説明申し上げますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご承認、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 次に、前定例会後における諸般の報告はお手元に配付のとおりでありますので、お目通し願います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に、12番元親孝志君、13番沖野健三君の両名を指名いたします。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から3月17日までの18日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から3月17日までの18日間と決定いたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、承認第1号「専決処分第4号の承認を求めることについて(西予市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 承認第1号「専決処分第4号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第1号は、西予市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について専決処分の承認を求めるものであります。

今回の改正は、地方税法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布施行されたことに伴い、地方税の関係書類のうち一定の書類について納税義務者等の個人番号を必要としないこととするため、所要の改正を行うものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。

承認第1号「専決処分第4号の承認を求めることについて(西予市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について)」は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

(日程4)

○議長 次に、日程第4、議案第1号「林道東津野城川線(安尾地区)地すべり災害復旧工事請負契約について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第1号「林道東津野城川線(安尾地区)地すべり災害復旧工事請負契約について」提案理由のご説明を申し上げます。

当路線は、平成27年3月20日から9月2日にかけて発生した地すべり滑動により路面沈下や構造物の変異が数多く見受けられる状態となっております。昨年11月に災害査定を受け、実施計画に至ったものでございます。地すべりの災害復旧延長は156メートルとなっております。当路線は、林道用施設としての役割だけではなく、四国有数の酪農地帯である大野ヶ原地区への生活道路及び西予市、鬼北町、高知県構原町を連絡する重要な林道となっております。

本工事につきましては、去る2月9日、事前審査型一般競争入札を執行し、山本建設株式会社代表取締役山本初市氏と工事請負金額1億5,228万円で2月10日に工事請負仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。なお、工事に係る概要等につきましては、別紙参照資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これ

にご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第1号「林道東津野城川線(安尾地区)地すべり災害復旧工事請負契約について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

(日程5)

○議長 次に、日程第5、議案第2号「財産の無償譲渡について」から議案第14号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」まで及び議案第30号「西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について」の14件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 議案第2号「財産の無償譲渡について」提案理由のご説明を申し上げます。

このたび西予市の普通財産である大江集会所用地について大江部落自治会から無償譲渡の申し出がございました。大江部落自治会は住民の自主的な管理運営を図り地域共通の利益を促進するため、地域自治のために組織された団体でございます。

譲渡の申し出があった当該用地は、元来地元から寄附されたものでもあり、無償譲渡をする団体として適しているものと認められるため、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第3号及び議案第4号「財産の無償貸付について」、関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げたいと思います。

平成26年度に閉校いたしました旧狩江小学校

の跡地利用につきまして、平成27年6月に策定いたしました西予市学校施設等跡地利活用のための基本方針に基づきまして狩江地区においてその有効活用について協議検討を重ねてまいりました。

その結果、複数の団体、企業及び個人が協働して活用する地域の新たな交流拠点施設として利用することとなり、今回本施設の利用について同地区を拠点として農林水産物の加工及び販売事業を展開されている株式会社地域法人無茶々園代表取締役大津清次氏から同施設の一部を企業事務所として利用することを目的に利活用申請書が提出されました。

また、明浜町渡江を拠点として建築事業を展開されている酒井建設代表者酒井久夫氏から、同じく同施設の一部を木工品企画製品販売事業に利用することを目的として利活用申請書が提出されました。その申請を受け、先般部長級で組織いたしております西予市公共施設等マネジメント会議を開催いたしまして、提出された利活用計画を審議した結果、その利活用内容はさきに策定しております基本方針に沿っており、また地域にとっても有意義なものであると判断し、それぞれ同施設の一部を無償で貸し付けるものでございます。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第5号「西予市行政不服審査法施行条例制定について」及び議案第6号「行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

行政庁が行う処分に対し国民がその見直しを求め不服を申し立てる制度を定めた行政不服審査法が公平性及び使いやすさの向上を目的に全面改正され、平成28年4月から施行されます。行政不服審査法の改正目的のうち公平性の向上については、処分に関与しない職員が審理を行う審理員制度の導入、裁決内容を点検する第三者機関の設置、証拠書類等の閲覧時の謄写や処分庁への質問を可能とする審査請求人の権利の拡充が図られております。また、使いやすさの向上としましては、不服申し立て期間の延長、申し立て手続の一元化、標準審理期間の設定のほか不服申し立て前

置を定めた個別法の見直しがなされました。

それに伴いまして、議案第5号では、新たに設置する第三者機関の組織、運営及び謄写手数料等について必要となる事項を条例で定めるものであります。

また、議案第6号では、行政不服審査法の全部改正に伴い整備が必要となる6条例において所要の改正を行うものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 議案第7号「西予市研修基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市の基金に西予市野村町海外研修及び北海道黒松内町研修基金がございますが、これは野村町在住者が海外研修や姉妹市町である北海道黒松内町との友好交流を促進し、人材育成を図るため、合併以前に設置されたものでございます。

この基金は野村地域に限定されておりますが、市の一体性の醸成のためこれを廃止し、貸付対象者を西予市民全体に広げ、地域づくりに貢献する人材の育成と交流の促進を図ることを目的として、新たに西予市研修基金を設置するものであります。

続きまして、議案第8号「西予市ふるさと応援基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

平成20年にふるさと納税制度が導入されてからおよそ8年が経過いたしまして、西予市においても民間ポータルサイトへの登録や返礼品の製品の充実を図ったことから寄附件数及び寄附額が急増いたしました。このことを西予市を今まで以上にPRする好機と捉えまして、よりわかりやすい制度かつ寄附者の意向を尊重する制度とする必要があると考えてございます。

このため、現在はこの寄附金でございますけれども、一般財源に充てておりますけれども、当該寄附金を基金として積み立て、適正に管理し、まちづくりを推進する事業の財源に充当するため本条例を制定するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第9号「西予市育英会奨学

金貸与条例制定について」及び議案書119ページになりますが、議案第30号「西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について」、関連がございますので一括して提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、三瓶町及び城川町出身者を対象とした地域限定の奨学金の貸与を行ってまいりましたが、西予市全体を対象とした制度もあり、対象者が重複するとともに利用者数が減少傾向にあることから奨学金貸与制度の見直しを検討してまいりました。

また、近年、卒業後の就職、雇用環境等の変化により安定した収入を確保できず、奨学金の返済に支障を来す利用者もあり、利用者の視点に立った制度の見直しも求められております。

このような状況を踏まえ、利用者にとってより借りやすく、返済しやすい魅力ある奨学金制度として整備するため、今回新たな西予市育英会奨学金貸与条例を制定し、城川地域及び三瓶地域限定の奨学金貸与制度に係る4条例を廃止するものであります。

続きまして、議案第10号「西予市子ども教育振興基金条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、生きる力の育成を基盤とした学校教育の推進を行っているところであります。西予市の未来を担う児童・生徒を育成していくためには、時代のニーズに沿った教育の展開を図ること、またふるさと教育を通して郷土を愛する心を育てるとともに国際社会に対応する教育の充実を図ることなどが重要であります。

これらのことを踏まえ、当基金は子供たちへのふるさとの未来へつながる人づくりに関する事業などを一層推進するための財源として新たに設けるものであります。その効果的な運用を図るため、地方自治法第241条の規定に基づき本条例を制定するものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第11号「西予市消費生活センター条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の条例制定は、深刻化する消費者被害に対応するため、消費生活相談体制の強化を目的とし

て消費者安全法が改正されたことによるものであります。

西予市では、平成21年2月に西予市消費者生活センターを設置し、地域における消費者保護及び消費者教育を推進しているところでございますが、消費者安全法の改正により消費生活センターを設置している都道府県や市町村が引き続き消費生活センターを設置するには、内閣府令で定める基準を参酌して、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について条例を定めることが必要となったものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第12号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、全国的に医師、看護職員等医療従事者の不足、偏在が深刻化している状況が指摘され、その対応が急がれております。特に、地方の病院におきましてはその傾向が顕著にあらわれており、質の高い医療サービスと地域医療の安定確保を図る上で重要な課題となっております。

看護師確保につきましては、西予市立病院におきましても、これまでハローワークでの募集や看護協会が主催する合同就職説明会への参加など対策を講じてまいりましたが、依然として厳しい状況であり、今後においても看護師不足が懸念され、病院の経営をも左右する重要な問題として捉えているところでございます。

本条例は、こうした状況に鑑み、将来西予市立病院で看護師等の業務に従事しようとする意思を有しているもので、看護師養成施設等に在学するものまた在学決定している者に対し奨学資金を貸与し、修学を容易にすることで看護師の確保や要請、また地域医療の維持と向上を目的として定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第13号「西予市職員の退職管理に関する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行により地方公務員

に元職員による働きかけの規制が定められたことに伴い制定するものであります。

今回の法改正により職員であったものが離職後に営利企業等に再就職した場合には、離職後2年間は離職前5年間についていた職務に関する契約等事務に関して現職職員に対して要求や依頼することが禁止され、規制違反に関する監視制度が設けられるとともに、地方公共団体に対して退職管理の適正確保に必要と認められる措置を講じることとされました。

本条例は、退職管理の適正確保のため働きかけの規制を受ける再就職者である役職員の範囲を定めるとともに、営利企業等への再就職に際して所要の届け出を義務づけるものであります。

続きまして、議案第14号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の措置を講ずるため本条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程6)

○議長 次に、日程第6、議案第15号「西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」から議案第17号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第15号「西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」、議案第16号「西予市特別職の職員で常勤のもの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、議案第17号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、人事院及び愛媛県人事委員会の勧告及び地方公務員法の改正に伴い、それぞれの

条例の一部を改正するものであります。

主な改正内容でございますが、まず人勤に伴うものでは、民間給与との格差を解消するため職員の月例給につきまして昨年度に引き続き若年層に重点を置いて引き上げを行うもので、現行の給料表を愛媛県人事委員会勧告に準じて改定し、平成27年4月1日にさかのぼって適用させるものであります。平均改定率は、0.85%となっております。期末勤勉手当につきましても、年間4.1月分から4.2月分に0.1月分引き上げるものであります。

具体的には、平成27年度分においては、12月期の勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げ、現行の0.75月から0.85月といたします。平成28年度においては、6月期と12月期に振り分け、それぞれ0.80月分といたします。

また、市の特別職及び教育長、議会議員の給与につきましても、国、県の給与改定に準じて期末手当を年間で0.05月分引き上げを行います。

一般職の適用と同様に平成27年度分では、12月期の期末手当の支給割合を0.05月分引き上げ、現行の1.625月から1.675月とし、平成28年度からは0.05月分を6月期と12月期に0.025月分ずつ振り分けるものであります。

次に、地方公務員法の改正に伴う職員給与条例の改正についてご説明申し上げます。

今回の地方公務員法の改正では、能力及び実績に基づく人事管理の徹底が強く打ち出されているところですが、その中で職務給の原則を徹底するため、等級別基準表を条例で定めることとされました。等級別基準表とは、給料表の等級別の分類の基準となる職務内容を示したもので、5級が課長の職務、2級が主査の職務など具体的に規定するものであります。

今回、その等級別基準表を条例中に規定するわけでございますが、これに合わせまして職員の職の名称について県内の状況等を踏まえ、一部見直しを行っております。主なものとしましては、従来若手の新採職員で用いておりました主事補を廃止いたします。また、中堅職員の多くに用いております専門員を主任に改めます。また、医療職におきましても職責に応じた職名を用いることとしております。

今後は、職務に応じた適正な給与体系とともに、適正な人事管理に努めてまいりたいと考えております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これより3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第15号から議案第17号までの3件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号から議案第17号までの3件を一括して採決を行います。

お諮りいたします。

議案第15号「西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について」から議案第17号「西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの3件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第15号から議案第17号は原案のとおり決定いたしました。

(日程7)

○議長 次に、日程第7、議案第18号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第29号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」まで並びに議案第31号「西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について」から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」までの19件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第18号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び学校教育法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容でございますが、条例で引用している地方公務員法の関係条項の改廃に伴う所要の整備と学校教育法の改正により義務教育学校制度が創設されたことに伴い、早出遅出勤務の対象となる職員の要件に義務教育学校を加えるものであります。

続きまして、議案第19号「西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び行政不服審査法の改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

地方公務員法の改正により人事行政の運営状況の報告及び公表事項が改められ、人事評価の状況、退職管理の状況等が新たに加えられたこと、また行政不服審査法の改正により不服申し立てが審査請求に一元化されたことに伴い、所要の整備を行うものであります。

続きまして、議案第20号「西予市税条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律が平成27年3月31日に公布され、納税者の負担軽減と早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から国税及び地方税の猶予制度が見直され、平成28年4月1日から施行されることによるものであります。

主な改正内容につきましては、地方税に関する地域の実情がさまざまであることを踏まえ、地方税の猶予制度を条例で定めることとされたことから、県内11市で統一した要件による改正を行うものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第21号「西予市教職員宿

舎条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、本年4月に城川地区の4小学校が統合することに伴い、閉校となります遊子川小学校の校長住宅及び高川小学校の校長住宅の名称を変更するものであります。

また、新たに開校します城川小学校において保護者が昼間仕事などで家にいない児童を対象に遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図ることを目的に、城川小学校に隣接する城川中学校教職員宿舎を廃止して、学童保育施設として有効活用するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第22号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、議案第21号と同様に本年3月末をもって閉校します城川地区の各小学校に設置しております給食調理場を廃止するとともに、新たに開校します城川小学校における給食調理場の名称を変更するため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第23号「西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市立幼稚園の保育料については、子ども・子育て支援法により国が政令で定める額を限度として市が定めることとしております。平成28年度については、国の制度変更に合わせて多子世帯の保育料軽減の拡充等を図ることとしておりますが、今後国が行います子育て支援制度に則して迅速に対応する必要があることから保育料の額を規則で定めることとするため、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第24号「西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本年3月末をもって閉校します城川地区の遊子川小学校、土居小学校及び高川小学校の運動場及び体育館につきましては、当該施設を社会体育施設に転用し、今後も地域コミュニティの拠点として有効な活用を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くだ

さいますようお願い申し上げます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第25号「西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

西予市では、現在東部衛生センター及び西部衛生センターによりし尿及び浄化槽汚泥の処理を行っております。しかしながら、両施設ともに竣工から30年以上が経過し、老朽化が著しい状況にあるため、西予地域循環型社会形成推進地域計画に基づいて両施設を統合し、平成29年4月から新たな汚泥再生処理センターを稼働することとしております。

今回の改正は、し尿処理施設として設置されている東部衛生センターを統合し、新たな汚泥再生処理センターを整備するため、本条例の設置目的に新たに汚泥再生処理センターを追加し、所要の整備を行うため本条例の一部を改正するものであります。

続きまして、議案第26号「西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、平成28年度からの生活福祉部及び福祉事務所の組織再編に基づき、福祉事務所社会福祉課を福祉事務所福祉課に変更することに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第27号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、全国一律で定められていた介護認定審査会の委員の任期について市町村の実情に応じて定めることができることになったことから、委員の任期を3年とするものであります。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第28号「西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

現在、市が管理する道路及び法定外公共物を占

用する場合につきましては、公益上必要と認める占用物件を除き、全ての申請者に対して占用料を徴収することとしております。しかしながら、住宅または所有地等への進入路の確保及び給排水管の埋設等につきましては、住民の日常生活に不可欠な占用物件であることから、市道及び法定外公共物に係る占用料を減額または免除することにより住民の負担軽減を図るため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 菊池消防長。

○菊池消防本部消防長 議案第29号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、厨房設備やボイラー、家庭用の調理器具など火を使用する設備や器具からの火災を予防するため、本条例により機器の設置に関する基準を定めているところであります。

近年、新たな調理用機器の流通や電磁誘導加熱式調理器、いわゆるIH調理器の規格が変更されたこと等により現状の基準では対応が困難であることからその基準を定める対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する条例の制定に関する基準を定める政令の一部が改正されました。

これに伴い、対象火気設備や器具から建設物及び可燃物との間に必要な距離等の整備を行うため、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第31号「西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本市では、市民の福祉向上を図るため、三瓶町の区域の住民を対象として霊柩自動車の運行業務を実施してまいりました。しかしながら、近年の葬祭形態の変化により民間の葬儀社が霊柩自動車の運行業務を展開し、運搬費用も葬儀費の中に組み込まれているケースが多くみられることから、本市の霊柩自動車の利用者は減少傾向にあります。

また、現在使用している車両も約14年が経過し老朽化していることから、平成28年3月末の運行を最後に同事業を廃止するため、本条例を廃

止するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 大平企画財務部長。

○大平企画財務部長 議案第32号「第2次西予市総合計画基本構想の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、第1次総合計画が本年度末に終了することを受けまして、引き続き計画的に市政を運営していくため、西予市総合計画策定条例第5条の規定に基づきまして、平成28年度から平成36年度までを経過期間といたします総合計画の基本構想について議会の議決を求めるものであります。

基本構想では、急激な人口減少社会において加速度的に衰退していく本市の状況を踏まえ、「変革、それこそ夢と希望をかなえる唯一のすべである」を副題とし、変わることの重要性を強調しております。このような観点から、健全な行財政運営を維持しながらあらゆる力を結集して、既存の価値観や古い習慣等に縛られず、本市の特性を生かした独創的で質の高い政策を果敢に実行し、市民が安心して暮らせるまちづくりを推進するため、4つの基本理念、大枠の方向性として8つの基本綱領、10年後の西予市の未来を示す9分野の基本構想を定めておるところでございます。

続きまして、議案第33号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

国においては、過疎地域への対策として昭和45年度に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、4次にわたる時限立法により今日まで産業の基盤整備、生活環境の整備等を初め、医療、介護、福祉の確保、文化、教育の振興など過疎地域の自立に向けた総合的な政策が講じられ、地域社会の活性化が図られてまいりました。

本市においても同法に基づきまして平成27年度までの西予市過疎地域自立促進計画を策定し、過疎対策事業債を初めとする過疎地域自立促進のための財政上の特別措置を活用しているところでございます。

今回、平成27年の法改正によりまして、平成28年3月末の法の失効期限がさらに5年延長され、平成33年3月末とされましたことから、平成28年度から32年度までの新たな西予市過疎地域自立促進計画を策定するものでございます。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第34号から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、平成28年度、29年度の2カ年計画で城川町今田地区、平成28年度から平成30年度までの3カ年計画で宇和町上成地区、城川町男河内地区及び城川町池野々地区の合計4地区において農地耕作条件改善事業による団体営土地改良事業を施行することに伴い、西予市営土地改良事業施行条例第5条の規定によりその事業の概要について議会の議決を求めるものであります。

事業の内容につきましては、全地区において老朽化した用排水路の整備を行うもので、これらにより水管理の省力化、維持管理費の低減及び生産性の向上を図るものであります。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

(日程8)

○議長 次に、日程第8、議案第38号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第6号)」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第38号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第6号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

さて、今回の補正予算案でございますが、事業完了に伴う事業費の確定及び実績見込みによる減額並びに平成27年度国の補正予算に対応するもの及び事業実施見込みなどにより一部の事業に要する経費を増額するものであります。

増額する主な事業といたしましては、個人情報流出防止の強化を目的とした地方公共団体の情報セキュリティ強化対策事業、低所得者の高齢者等を対象に支給する臨時給付金支給事業及び平成28年度に城川地区で開設予定の放課後児童クラブの準備事業などであります。このほか、今後の公共施設の更新や除却に備えた公共施設整備基金及び今後の財政の健全化の維持のための財政調整基金を積み立てるものなどであります。

これらによりまして、議決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ3億633万3,000

0円を減額して、歳入歳出予算の総額を294億2,058万円と定めるものであります。

以上が今回の補正予算の概要でありまして、詳細な点につきましては担当課長から補足説明させていただきますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿って、まず歳出のほうから補足説明を申し上げます。

予算書の25ページをお開き願います。

総務費、1項5目財産管理費、市有財産維持管理事業3,264万円の減額であります。旧三瓶支所解体工事の完了及び旧宇和病院の解体工事の決算見込みなどにより不用額を減額し、財源を調整するものであります。

26ページをお開き願います。

9目電算管理費、電算システム開発導入事業3,360万5,000円ありますが、国の進める地方公共団体情報セキュリティ強化対策として必須条件である基幹系ネットワークの二要素認証及び持ち出し抑制に係る経費などを計上するものであります。

29ページをお開き願います。

8項3目生活交通バス対策事業費、バス路線維持対策事業1,682万3,000円ありますが、宇和島自動車が行う生活交通バス路線への補助対象事業費が確定したことにより補助金を増額するものでございます。

32ページをお開き願います。

民生費、1項10目臨時福祉給付費、臨時福祉給付金支給事業2億6,191万5,000円ありますが、平成27年度国の補正予算に対応した低所得者の高齢者などを対象に年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給する経費などを計上いたしております。支給対象者は、詳細な要件はございますが、大まかには平成27年度に住民税が非課税で平成28年度中に65歳以上となられる方とし、1人につき3万円を支給するものであります。

34ページをお開き願います。

2項1目児童福祉総務費、放課後児童健全育成事業327万4,000円ありますが、平成28年度において城川地区で開設予定である放課後児童クラブとして利用する施設の改修経費などを計上するものであります。

40ページをお開き願います。

衛生費、2項2目塵芥処理費、可燃ごみ処理委託事業2,350万円の減額であります。ごみ処理を委託する八幡浜市南環境センターの大規模改修工事において事業費が確定したことにより当市負担金を減額し、財源を調整するものであります。

47ページをお開き願います。

農林水産業費、2項2目林業振興費、林道日浦下遊子線舗装事業600万円ありますが、国庫金の追加内示に合わせ、事業費を増額し、事業の進捗を図り、あわせて財源を調整するものであります。

55ページをお開き願います。

消防費、1項3目消防施設費、消防団施設整備事業1,493万9,000円の減額ありますが、耐震性貯水槽設置工事及び消防詰所建設工事において入札減少金が生じたことにより不用額を減額し、また俵津分団詰所解体においては、移転建築場所の見直しにより設計及び建築がおくれたため解体の事業費を減額し、平成28年度予算に計上するものであります。

58ページをお開き願います。

教育費、2項3目学校建設費、小学校施設整備事業1億2,830万7,000円の減額ありますが、魚成小学校及び三瓶小学校プール改築工事において入札減少金が生じたことにより不用額を減額し、財源を調整するものであります。

62ページをお開き願います。

災害復旧費、1項3目林業用施設災害復旧費、林業用施設災害復旧事業現年度分4,005万4,000円の減額ありますが、林道東津野城川線及び林道中通川線において国の災害査定が終了し、国庫金及び事業内容が確定したことにより不用額を減額し、財源を調整するものであります。

63ページをお開き願います。

諸支出金、2項1目基金費、公共施設整備基金事業5,943万6,000円ありますが、今後の施設建設及び除却に備え積み立てるものであります。

予算書は前に戻っていただきまして、11ページをお開き願います。

主な歳入につきましてご説明を申し上げます。

市民税、2項1目固定資産税、償却資産1,7

36万2,000円ではありますが、太陽光発電施設数の増加によるものであります。このほか、歳入におきましては、先ほど申し上げました歳出における各事業の確定や実績見込みによるものなどにより特定財源としての国県支出金や地方債、基金繰入金などの調整を行っているものであります。

19ページをお開きください。

これら歳入全体の調整によりまして一般財源の減額が見込めるようになり、今後の財政運営の安定化を図るため繰入金、2項1目財政調整基金繰入金を2,548万5,000円減額するものであります。

6ページにお戻りください。

今回の補正における継続費の補正といたしましては、野村学校給食センター建設事業における基本設計及び実施設計におきましては、給食センター用地の取得に不測の日数を要し事業工程の見直しが必要となったため、継続費の廃止を行うものでありまして、基本計画及び実施計画につきましては、改めて平成28年度予算に必要額を計上し、実施する予定であります。

次に、愛媛国体施設整備事業におけるグラウンド及び外構工事におきましては、入札減少金が生じたことにより平成28年度年割り額を減額するもの、また宇和学校給食センター建設事業における建設工事及び管理委託料におきましては、平成27年度事業費が確定したことにより平成27年度年割り額を減額するものであります。

7ページをお開きください。

今回の補正における債務負担行為の補正といたしましては、先般の日本年金機構における個人情報流出事案及びマイナンバー制度の情報連携が本格稼働することに備えて、個人情報を多重防御できるネットワークに再構築し、情報セキュリティ対策を強化する経費としてインターネット側環境構築を含む機器リース料とメールソフトライセンスリース料及び基幹系端末リース料とインターネット系端末リース料の4事業の限度額を合わせまして1億3,471万9,000円を追加するもののほか、宇和カントリーエレベーター及び宇和ライスセンターの改修工事補助金につきましては、入札減少金が生じたことにより限度額を1,888万8,000円に変更したものであります。

8ページをお開き願います。

最後に、地方債の補正といたしましては、地方公共団体セキュリティ強化対策事業の財源として一般補助施設整備等事業820万円を追加するもののほか、事業内容の確定及び変更によります5億40万円の減額と合わせまして4億9,220万円を減額して、総額で地方債の限度額を47億3,595万2,000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 1点だけお伺いします。

議案書34ページ、民生費、児童福祉費の今説明をいただきました放課後児童健全育成事業327万4,000円でございますけれども、先ほどの議案の説明にもありました遊子川、高川の校長住宅の場所でやられるというふうに説明がありましたけれども、2施設あるんですけれども、どちらの施設で、どのぐらいの人数の予定で開設される予定なのか、わかっている範囲でお答えいただきたいと思えます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、ただいまの二宮議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、開設施設でございます。城川小学校のちょうど校門の前に校長住宅があるんですけど、そこで開設を予定しておるところでございます。

ただいまの利用児童数などでございますけれども、アンケート調査を実施しております。そのアンケート調査によりますと、十五、六名程度が利用するという回答をいただいております。

以上でございます。

○議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 私の勘違いかもしれないですけども、議案第21号で遊子川小学校、高川小学校の廃校に伴いという中で、1施設を学童保育へというふうに書いてあったんで、それとの関連はないということですか。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 二宮議員のご質問にご答弁申し上げます。

関連はございません。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第38号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第6号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後0時02分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時20分)

(日程9)

○議長 次に、日程第9、議案第39号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)」から議案第49号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)」までの11件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第39号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、授産場利用者の減少に伴い事業費を減額するものでございます。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ35万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2,146万5,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第40号「平成27年度西予

市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、貸付金返済の滞納による不足分を一般会計繰入金により補うもので、歳入歳出予算の総額を242万9,000円とするものであります。歳入の内訳につきましては、貸付金元利収入を62万7,000円減額し、一般会計から24万円を繰り入れさせていただいております。歳出につきましては、一般会計繰出金を38万7,000円減額しております。

続きまして、議案第41号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事業勘定予算からご説明申し上げます。

今回の補正は、歳出では保険給付費の実績見込み及び国庫補助金の返還金が確定したことによるもののほか、年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。また、歳入では、保険税の徴収実績見込み及び国庫支出金、療養給付費交付金並びに共同事業交付金の確定等に伴う調整が主なものであります。これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ3,857万8,000円を増額し、事業勘定予算の歳入歳出予算総額をそれぞれ63億3,264万3,000円と定めるものであります。

次に、診療施設勘定予算の主な内容につきましては、年度末生産による不用額の調整並びに診療収入の精査等に伴う一般会計繰入金の調整等であります。これによりまして、既決いただいております依津診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ8万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ932万2,000円、狩江診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,695万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,053万円、惣川診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ40万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を1,348万4,000円、土居診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ553万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を8,765万9,000円、遊子川出張診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ68万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を686万3,000円、二及診療所勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ36

万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,708万3,000円、周木診療所勘定の歳入歳出予算総額からそれぞれ398万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,381万1,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第42号「平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金の確定並びに保険料の実績見込みに伴う減額と年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。これによりまして、歳入歳出それぞれ1,930万8,000円を減額し、歳入歳出の総額を6億376万3,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第43号「平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、介護報酬の改定による影響等で介護サービス給付費及び介護予防サービス給付費が見込み額より減額になったことから保険給付費を減額するとともに年度末精算に当たり不用額の調整を行うものであります。

これによりまして、既決いただいております歳入歳出予算からそれぞれ8,176万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を55億5,034万4,000円と定めるものであります。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第44号「平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、修繕料の追加に伴う施設管理費の増額と施設使用料の見込み額並びに新規加入による負担金の増額に伴い財源の調整を行うものであります。これによりまして、歳入歳出予算それぞれ145万円を増額し、歳入歳出予算の総額を4億1,013万2,000円と定めるものであります。

続きまして、議案第45号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業費の年度末精算に当たり不用額等の調整が主なものであります。これによりまして、歳入歳出予算をそれぞれ1,203万8,000円減額し、歳入歳出予算の総額を7億4,425万1,000円と定めるものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第46号「平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、実績見込み及び財源の調整が主なものでありまして、歳入歳出にそれぞれ19万1,000円を増額し、歳入歳出の総額を1億5,399万4,000円と定めるものであります。

歳入につきましては、修繕費の増額に伴い、分担金及び繰入金を増額し、建設改良に係る繰入金等の増額により市債を減額するものであります。

歳出につきましては、実績に伴い総務管理費を増額し、市道改良工事との調整等により施設整備事業費を減額いたしております。

なお、今回の補正では、市債の減額に伴い、第2表のとおり地方債の限度額を変更いたしております。

続きまして、議案第47号「平成27年度西予市水道事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、決算見込みに基づく業務量の補正とそれに伴う給水収益の減額及び営業費用を減額するものでございます。

第2章の業務の予定量では、水道使用量の減少に伴う年間総給水量及び1日平均給水量を補正するものでございます。

第3条の収益的収入及び支出につきましては、既決いただいております収益的収入から4,011万7,000円を減額して総額を7億133万とし、収益的支出につきましては、5,759万5,000円を減額して、総額を7億1,599万3,000円といたしております。

第4条の資本的収入では、既決いただいております資本的収入につきまして負担金1,274万7,000円を減額し、総額を3億4,938万

1, 000円といたしております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対しまして不足する額を補填する財源につきましては、第4条本文括弧書きのとおり改めております。

また、今回の補正に伴いまして、議会の議決を経なければ流用することができない経費及び他会計からの補助金についても補正を行っております。

続きまして、議案第48号「平成27年度西予市病院事業会計補正予算（第1号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成27年度の決算見込みに基づく業務量の補正とそれに伴う医業収支の調整、医療機器備品購入費の減額及びそれに伴う財源の調整を行うものでございます。

第2条の業務の予定量では、入院及び外来の年間患者数の変更のほか主な建設改良の事業であります医療機器備品購入費の減額を行っております。

第3条の収益的収入及び支出であります。まず収入におきましては患者数の減などに伴い、医業収益を1億404万9,000円減額し、医業外収益1,811万1,000円及び特別利益1,743万1,000円を増額し、総額を33億4,586万円といたしております。

支出につきましては、人件費及び光熱水費などの調整により医業費用を4,515万7,000円減額し、医業外費用926万6,000円、特別損失600万円の増額と合わせて総額を39億4,526万9,000円といたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出であります。収入におきましては、企業債償還金に係る一般会計負担金7万4,000円、医療機器購入に係る企業債4,960万円を減額しております。これによりまして、資本的収入の総額を1億2,343万4,000円といたしております。

支出につきましては、建設改良費を4,294万円減額し、資本的支出の総額を2億7,271万8,000円といたしております。

続いて、第5条では、医療機器購入に伴う企業債の限度額を3,440万円に改め、第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を表のとおり改めております。

最後に、第7条では、一般会計から病院事業へ繰り入れる補助金の金額を表のとおり改めております。

続きまして、議案第49号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、決算見込みによる収益的収入及び支出を補正するものであります。

第2条の収益的収入及び支出につきましては、施設事業収益を4,480万7,000円増額し、収入の総額を5億379万2,000円とし、収益的支出につきましては、施設事業費用を110万円減額し、支出の総額を5億122万4,000円とするものであります。

第3条では、予算第8条に定めた一般会計からの補助金を表のとおり改めております。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案11件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第39号から議案第49号までの11件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第39号から議案第49号までの11件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第39号「平成27年度西予市授産場特別会計補正予算（第3号）」から議案第49号「平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算（第2号）」までの11件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、議案第39号から議案第49号までの11件は原案のとおり決定

いたしました。

(日程10)

○議長 次に、日程第10、議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 平成28年度における市政運営の所信及び一般会計予算の概要を申し上げます。

平成28年度における市政運営の大部分は新市長にお任せすることとし、私が西予市長として3期12年間、市民の負託を受けて取り組みました市政運営の根本的な部分とそこから見通せる今後の西予市の方向性について触れさせていただきます。

行政は綿々と続くものであります。江戸時代に自然発生的に生まれた自然村が明治時代に入り行政村として統合され、町村制を施行して以来、明治、昭和、平成の大合併を繰り返しながら住民に一番近い行政組織として機能してまいりました。

基礎的自治体として大切なものは、継続性であります。明治時代にできた小さな村での行政行為から始まって、明治、昭和、平成の合併により行政組織が拡大する中でその時代時代に果たされた行政行為の結果は、現在においても行政のDNAの一部となっています。この継続性の本質を見失ってはけません。このことは、それぞれの地域の特性を重んじ、私が提唱してきた西予市内の分権のもととなり、また西予市の多様性を重んじ、生かしてきたことでもあります。

日本は1980年代に地方分権が焦点となり始めましたが、それを提唱したのは第2次臨調であります。これは地方の自主自立のためではなく、国の財政再建のためであり、その中で問題視されたのは、行政能力が地方に求められることとなり、受け皿論として市町村合併論が浮上してきたことでもあります。

1990年代に入ると第3次行革審のもとで分権議論も変化し、全国一律化の弊害が問題となり、地方の個性ある政策展開が求められるようになりました。

その後、2000年に地方分権一括法が施行され、国の機関委任事務が廃止となり、自治事務主体へと移行されたのは大きな成果であります。その後から今日までの流れは、義務づけ、枠づけの

見直しへと進むこととなり、地方分権はこの20年近くで大きく進んだと言えます。

西予市誕生のきっかけとなった平成の大合併は、地方分権の流れと期を同じくいたしました。分権時代に入った西予市として大切なことは、地域の内容を熟知し、独自の施策を立案し実行することです。また、法律や国からの通知などが地方現場に合致しない場合は、あらゆる機会を通して提言することも必要であります。

私はこのことを職員に説き、問題意識を持つ重要性を指導してまいりました。その結果、職員の問題意識が高まり、職員からの問題提起により私が国に要望したことで、一昨年の過疎法改正におけるし尿処理場を含む一般廃棄物の処理のための施設が過疎債の対象として明記されました。また、本市が提案したことにより、救急車の隊員確保が困難な過疎地域におきましては、消防法における救急車の乗車隊員3名のうち1名は隊員以外からの運転業務ができる方向に緩和される見込みとなりました。これは大きな成果だと思っています。

住民の一番身近にある市が住民の声を踏まえつつ、個性を生かした地域をつくるために地方分権時代の主体とならなければなりません。

今後、人口減少時代に向かう中で、西予市の土地をどのように維持管理すべきかが重要な課題となります。西予市は海から山まで複雑な地形の中に集落や市街地が点在しており、段々畑の樹園地や平たんな水田地帯、河岸段丘の上下に広がる水田や畑のほか、市全体の7割が山林地帯となっております。これらに法的な網をかぶせる形で都市計画法による都市計画区域があり、農業振興地域整備法による農用地区域や森林法による森林計画制度や保安林制度があります。

このような中で、人口減少や少子・高齢化により多くの課題、問題が発生しつつあります。

例えば、空き家の増加に伴う市街地の空洞化や郊外への商業移転への集積の対応、耕作者の絶対的不足による条件不利農地の耕作放棄問題、国産材の材価低迷による適正施業放棄に伴う放置林の増加と自然災害への影響などがあります。私的所有権が優先することを認識しつつも、個人が土地または家の適正管理を放棄している実態を踏まえ、今までの行政関与を抜本的に改めた新しい概念を持って行政執行に取り組む必要があると感じ

ております。

また、南海トラフ大地震対策や伊方原子力発電所の安全性に対する危機管理は、今後西予市が抱えていかざるを得ない課題であります。大地震や事故が発生しないことを願いながらも、いつ起こるかもしれない不安感を行政は住民と共有しなければなりません。南海トラフ地震や津波に対しては、避難対策と通報が大切であります。伊方原子力発電所の対応はエネルギー問題と深くかかわるだけに複雑な政治、経済と関係いたしますが、安全性を求めるために原子力発電を前提としないエネルギー政策への転換とそのための技術革新を求めるとともに、国民の意識を変革をしないといけない問題でもあります。

この2つの危機管理は西予市のだけの問題でなく広域的問題であり、ひいては県、国の問題でもあります。住民には過度な不安感を与えることなく、冷静にかつ確実に対応しなくてはなりません。

四国西予ジオパークの主なるテーマとして多様性を掲げましたが、西予市は地質、地形の多様性や農林水産物の多様性があるだけでなく、歴史、文化の多様性もあります。歴史、文化を理解し、守り伝えることは、現在に生きる私たちの使命であります。さらに文化度を高めることは、町のステータスになります。今後とも文化度の高い西予市であり続けてほしいと願っております。

その成果として、今月2日に西予市の伊予生糸が全国で初めて非食品農林水産部で地理的表示保護制度に登録され、高い品質が国に認められました。また、宇和盆地にはことしは60羽のナベヅルが越冬をしており、全国規模の保護協議会が先日当市で開催され、今後も越冬地の分散化が期待されています。

このようなことから、今後とも自然環境の保全や独自性の創造、ブランド化や文化的な保存を推進することをあわせて願っております。

以上、私の考えの一部を伝えておきたいと、このように思うわけでございます。

続きまして、平成28年度一般会計予算について概説を申し上げます。

今回提案いたします予算は、財政の健全化を維持しながら、西予市の未来につなげていく予算として建設計画の中で現在継続的に進めている事業及び地方創生に取り組む予算などを計上するもの

でございます。そのために平成28年度における予算編成では、昨年度に見直した予算編成の手法をさらに改善し、部局単位の調整幅や自主性を広げて特に地方創生や将来に向けての改革に資する事業の積極的な提案を多く求め、予算の内容の確認や協議、検討の時間を従来より多く費やして事業の見直しや整理を行い、まとめ上げたものであります。

この結果、平成28年度一般会計当初予算の総額は300億5,800万円、前年対比6.0%、17億1,400万円の増額となりました。

これは、継続事業及び計画的に実施準備を進めてきました事業を当市の負担軽減を図るため、国、県の補助事業採択時期や合併特例の優遇期限内に実施する必要があるため、過去最大の予算規模となったものであります。

主な継続事業を申し上げます。

まず1番目に、愛媛国体施設整備・準備事業として宇和球場や運動公園関連施設を最終整備するほか乙亥会館の修繕、リハーサル大会の実施、2番目に平成29年供用開始予定の汚泥再生処理施設の整備事業、3番目に平成29年4月から供用開始予定の宇和給食センター整備事業と平成28年度着工予定の野村給食センター整備事業、4番目にジオパーク推進事業、5番目に制度の見直しを図ったせいよ地域づくり交付金事業、6番目に学校再編の推進関連事業としての拠点施設整備やスクールバスの運行、7番目に生活交通バスの対策事業などです。

そのほかの主な事業を申し上げます。

1番目に、三瓶、明浜地域における防災行政無線デジタル整備事業、2番目に官民連携によるPFI手法を取り入れた卯之町まちづくり事業、3番目に三瓶の安土、日吉崎地域における雨水公共下水道事業、4番目に明浜支所庁舎建設事業、5番目に民間保育所運営費負担金支払い事業や国制度改正に加えて市独自の拡充策で行う保育料の負担軽減事業、6番目に健康総合対策事業として第2次健康づくり計画の推進や食育推進計画の展開、7番目に県補助制度に市が上乗せして行う特定不妊治療助成事業、8番目に小・中学校情報教育振興計画としてタブレット等の整備、9番目に農業後継者育成事業、担い手育成事業、10番目に養蚕振興事業、11番目に林道開設、舗装、市

道新設、改良事業、12番目にふるさと就業創出奨励事業、創業支援実践事業、市産品販売促進支援事業、せいよを売り込むプロジェクト事業、13番目に野村青汁工場増設事業、14番目に移住交流促進事業、15番目に常備消防施設整備事業として惣川ヘリポート整備事業、16番目にえひめいやしの南予博2016自主企画支援事業、17番目に議会の活性化を目指すタブレットPC導入事業などでございます。

市民の皆様から市長としての負託を受け、3期12年間、前半は西予市としての一体感醸成と基礎基盤を築くことに主眼を置き、後半はさまざまな施策を展開してまいりました。その過程において、多くの課題、難題がありましたが、その一つ一つを議会を初めとする市民の皆様のご理解とご協力により解決できましたことを深く感謝申し上げます。

今後、人口減少する少子・高齢化は避けては通れない状況であります。悲観的に偏ることなく、楽観論もめぐらせ、この機会を成長と幸福に向けてのチャンスと捉え、乗り越えていこうではありませんか。また、合併後の厳しい国の三位一体の改革以降、地方分権の流れが今地方にきています。今後、自立できる地域経営を目指し、グローバル化に対応した西予市となることを切に願っております。

なお、予算の詳細な点につきましては、担当課長から説明をさせますので、西予市の未来をつないでいく予算とその着実な実行に向けて、どうか議員各位また市民皆様のご理解とご協力をお願いする次第でございます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」について補足説明を申し上げます。

予算書に沿って新規事業及び主要事業についてご説明を申し上げます。

まず、歳出につきまして説明させていただきます。

それでは、当初予算書冊子の54ページをお開き願います。当初予算説明資料は11ページをお開き願います。

議会費、1項1目議会費、議会運営事業の全体額1億4,591万円のうちタブレット端末導入経費253万9,000円でございますが、議会改

革の推進として資料の電子化への対応や連絡調整などに活用し、ペーパーレス化や事務の効率化に努め、議会及び議員活動の活性化を図るためのタブレット端末導入経費を新たに計上いたしております。

63ページをお開き願います。

総務費、1項5目財産管理費、明浜支所庁舎建設事業1,988万4,000円でございますが、築後53年となる明浜支所について防災拠点機能を有した施設として適正な建設場所を選定し、移転建設事業として平成28年度は地質調査及び実施設計に係る経費を計上いたしております。平成30年度の完成を目指し、財源には旧合併特例債を充当いたしております。

85ページをお開きください。

8項1目地域振興費、移住交流促進事業1,424万1,000円でございますが、現在既に農家承継の希望がある農家や地域と連携して移住希望者を募り、主要産業を維持するため移住のモデルとなる事業を実施し、また動画を中心とした移住ポータルサイトを構築し、住まい、仕事、暮らしの情報提供を図るための経費を計上いたしております。

91ページをお開き願います。

9項1目企画管理費、公共施設等総合管理推進事業223万9,000円でございますが、平成28年3月末に策定予定の計画をより具体化したアクションプランの作成、また旧小学校跡地などの有効活用を推進するため企業などへ訪問、営業活動を行う経費を計上いたしております。

110ページをお開き願います。

民生費、2項2目児童措置費、民間保育所運営負担金支払事業6億2,406万8,000円でございますが、市内の民間保育園に児童の保育業務を委託し、入園時に係る保育に要する費用を給付費として計上いたしております。国は、平成28年度から多子世帯、ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため新たな保育料軽減制度を導入することとし、当市はそれに加えまして所得制限を設けて支援対象者を広げまして、第3子の保育料の無償化を市単独の保育料軽減措置として実施することとしております。また、あわせまして少子化及び子育て支援対策として公立幼稚園の保育料の見直しを行い、第3子の無料化を行うものであります。

125ページをお開き願います。

衛生費、1項6目母子衛生費、特定不妊治療助成事業260万6,000円ですが、少子化対策として不妊治療のうち体外授精や顕微授精など高度かつ高額な特定不妊治療を行った愛媛県特定不妊治療費助成事業対象者に対して、市が上乘せして行う助成経費を計上いたしております。

127ページをお開き願います。

衛生費、2項2目塵芥処理費、宇和清掃センター管理運営事業1億9,113万8,000円ですが、平成28年度は通常の経費に加えまして、旧焼却施設の撤去、解体及び搬入路の運搬経路となる市道旧町地区166号線の舗装整備、また資源ごみ運搬のためのアームロール車購入に係る経費を計上いたしております。財源には、補助率3分の1の循環型社会形成推進交付金、旧合併特例債、一般廃棄物処理施設等建設基金繰入金を充当いたしております。

132ページをお開き願います。

4目汚泥再生処理施設整備事業費、汚泥再生処理施設整備事業19億4,456万6,000円ですが、平成28年度は本体工事及び附帯工事の最終年度となり、平成29年4月の供用開始を予定しております。財源には、補助率3分の1の循環型社会形成推進交付金、過疎対策事業債、一般廃棄物処理施設等建設基金繰入金、東部衛生センター施設等整備基金繰入金を充当いたしております。

135ページをお開き願います。

労働費、1項6目地域経済基盤強化雇用等対策費、ふるさと就業創出奨励事業240万円ですが、西予市内に就業する新卒者の確保と地域による賃金格差の解消を図るため、市内に住所を有し、市内企業に就職した中学、高校、専門学校、大学などの新卒者を対象に3年間奨励金を交付する経費を計上いたしております。

140ページをお開き願います。

農林水産業費、1項3目農業振興費、養蚕振興事業80万4,000円ですが、生産者などの高齢化や後継者不足の問題を抱える養蚕業において、地域ブランドの品質確保や保護を目的とした地理的表示保護制度で西予市産生糸が伊予生糸として国の認定を受けて登録されたことも活用し、伝統的産業の承継や振興を図るための支援経費を計上いたしております。

147ページをお開き願います。

9目農業施設管理費、野村青汁工場管理運営事業5,068万5,000円ですが、市内における雇用の拡大や原材料の生産拡大による生産者の所得向上につなげるため、新商品を生産するための設備及び施設の整備が必要となり、市有財産である施設に関して生産に必要な建物部分について増築する経費を計上いたしております。財源といたしましては、野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金繰入金を充当いたしております。

151ページをお開き願います。予算書は153ページへと続きます。

2項2目林業振興費におきましては、林道の開設14件、改良2件、舗装2件、県営開設事業の負担金1件を実施する経費として6億4,661万2,000円を計上いたしております。この中には、平成27年度国の補正予算の総合的なTPP関連政策大綱に対応した間伐生産や林道網の整備を実施する森林蘇生緊急対策事業も含まれております。

159ページをお開き願います。

3項4目漁港建設費、長早漁港海岸高潮対策事業5,820万円ですが、台風による越波及び高潮対策として平成27年度から5カ年間で実施する既設護岸の改良事業に係る経費を計上いたしております。財源には、農山漁村地域整備交付金、公共事業債等を充当いたしております。

163ページをお開き願います。

商工費、1項4目観光費、えひめいやしの南予博2016自主企画支援事業150万円ですが、平成28年3月末から開催されますえひめいやしの南予博において市民の自主企画プログラムを市独自で審査を行い、最大5団体に上限30万円の補助金を支援する経費を計上いたしております。

同目SEA TO SUMMIT事業150万円ですが、ジオパークの大自然を舞台に1人の参加者がシーカヤック、自転車、トレッキングの3種の競技に全て挑戦し、海から山頂までを目指す大会の実施に係る経費を計上いたしております。

166ページをお開き願います。

6目産業創出事業、せいよを売り込むプロジェクト事業798万1,000円ですが、市内産業の活性化を図るため、都市部での商談機会

を提供し、市産品の販路開拓の支援を行う経費を計上いたしております。

172ページをお開き願います。続いて、173から174ページと続きます。

土木費、2項3目道路新設改良費におきましては、市道の新設及び改良事業費等を実施する経費として8億6,561万円を計上いたしております。その内訳といたしましては、明浜地域におきましては湯の川くらぬき線ほか2路線、宇和地域におきましては岩木地区の踏切付近を改良する101号線ほか12路線、野村地区におきましては河成堂野窪線ほか7路線、城川地区におきましては下高野子線ほか5路線、三瓶地区におきましては蔵貫浦7号線ほか1路線となっております。財源には、道整備交付金、社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債、旧合併特例事業債等を充当いたしております。

178ページをお開き願います。

5項6目雨水公共下水道事業費、三瓶安土、日吉崎地区雨水公共下水道事業3,530万円ですが、三瓶地区雨水排水基本計画に基づき、雨水排水及び高潮からの浸水被害を解消するための事業を開始するものであります。平成28年度は国庫補助事業採択申請のための事業計画書作成に係る経費を計上いたしております。

179ページをお開き願います。

6項1目住宅管理費、地域住宅交付金事業2億4,042万2,000円ですが、西予市公営住宅等長寿命化計画に基づき、平成28年度には経の森団地建てかえに係る実施設計及び除却工事、明浜地区の下ノ谷団地、宇和地区の下鬼窪団地、野村地区の新岩村団地、公園団地の防水及び外壁改修に係る経費を計上いたしております。財源には、社会資本整備総合交付金、公営住宅建設事業債、住宅使用料を充当いたしております。

181ページをお開き願います。

消防費、1項1日常備消防費、消防活動業務事業615万2,000円ですが、火災による死者低減対策及び警防戦術強化のために火災現場での空気ボンベ充填が可能となる移動式高圧コンプレッサーを導入する経費を計上いたしております。

186ページをお開き願います。

3目消防施設費、常備消防施設整備事業3,770万2,000円ですが、老朽化した救

急自動車及び高度救急資機材を更新する経費、また惣川地区及びその周辺において重症患者の救急搬送時間短縮や大規模災害時の孤立対策として救命救急活動の迅速化を図るためのヘリポートを整備する経費を計上いたしております。財源には、電源立地地域対策交付金事業費県補助金、過疎対策事業債を充当いたしております。

187ページをお開き願います。

4目災害対策費、防災行政無線デジタル整備事業7億5,952万5,000円ですが、平成28年度には、明浜及び三瓶地区の無線中継局や屋外拡声子局などの整備、気象観測システムを設置し、災害時における情報収集、伝達機能を強化する経費を計上いたしております。財源には、社会資本整備総合交付金、過疎対策事業債を充当いたしております。

197ページをお開き願います。

教育費、2項2目教育振興費、小学校情報教育振興事業2,779万3,000円に続きまして、202ページをお開き願います。3項2目教育振興費、中学校情報教育振興事業1,861万5,000円ですが、この2つの事業は、西予市教育振興基本計画に基づき情報教育の充実を図るため、市内小学校と中学校の普通教室にタブレットPC、電子黒板機能つきのプロジェクターなどを整備する経費と同機器の運用が可能な無線LAN環境を整備する経費を計上いたしております。

予算書のほうは戻っていただきまして、199ページをお開き願います。

3目学校建設費、野村小学校施設整備事業3億1,385万7,000円ですが、老朽化した統合拠点校となった野村小学校プールの改築工事、屋外トイレ、体育倉庫を一体的に整備する経費を計上いたしております。財源には、学校施設環境改善交付金、過疎対策事業債を充当しております。

224ページをお開き願います。

6項5目文化の里振興費、次代を担う人材育成事業597万8,000円ですが、平成27年度にスタートしました西予開成塾を発展的に継承し、子供たちを対象にすぐれた人材を育てるスーパーキャリア教育を実践する経費を計上いたしております。

226ページをお開き願います。

7項1目保健体育総務費、いきいきスポーツ振興事業294万円ではありますが、平成28年度から平成30年度までの3年間のモデル事業として市民の健康増進、介護予防の一環として取り組む健康づくり教室などの支援事業をスポーツクラブに委託する経費を計上いたしております。

233ページをお開き願います。

5目国民体育大会費、愛媛国体総務庶務事業7,804万1,000円ではありますが、平成28年度は相撲及び成年女子ソフトボールの全国大会をリハーサル大会として開催する経費などを計上いたしております。

234ページをお開き願います。

6目給食センター建設費、宇和学校給食センター建設事業10億2,358万9,000円ではありますが、平成29年4月からの供用開始を目指し、本体工事などに係る経費を計上いたしております。配送範囲は宇和地区小学校、中学校、明浜小学校、中学校といたしております。また、野村小学校給食センター建設事業は平成28年度着工予定で、事業費として1億1,777万6,000円を計上いたしております。財源には、学校施設環境改善交付金、旧合併特例事業債を充当いたしております。

238ページをお開き願います。

239ページ、240ページと続きますが、諸支出金、2項1目基金費、研修基金事業4,487万6,000円ではありますが、地域限定基金でありました野村地域海外研修基金及び北海道黒松内町研修基金について、西予市内の全域の市民を対象として広げて、市外研修費に対して貸し付け可能となる制度設計を行い、新たな基金を設置するものであります。

次に、子ども教育振興基金事業4,437万1,000円ではありますが、郷土愛の醸成や未来を担う児童・生徒の教育振興などを目的として地域限定基金でありました城川地域育英資金貸付基金及び三瓶地域三好等奨学基金と西予市育英会奨学資金貸付特別会計の一部を原資に新たな基金を設置するものであります。

次に、ふるさと応援基金事業1,179万8,000円ではありますが、平成20年にふるさと納税制度が導入されて以降、当市においても年々寄附件数、寄附金額が増加しております。今後も当市の魅力を発信し、寄附金の増額に努めるとも

に寄附者の意向を尊重した事業展開を行うために新たな基金を設置するものであります。

次に、歳入であります。予算書は戻っていただきまして、15ページをお開き願います。

16ページと続きますが、市税は30億1,297万2,000円とし、市民税におきましては就業人口の減による個人市民税と税制改正による法人の減、固定資産税におきましてはソーラーパネル設置数の増、軽自動車税におきましては税制改正による増を見込みまして、市税全体では対前年度5,276万2,000円の増額としております。

18ページをお開き願います。

地方交付税では、地方財政計画の伸び率と合併算定がえ等を見込みまして、普通交付税におきましては114億円とし、特別交付税におきましては前年度同額の11億円として、全体では対前年度1億円の減額といたしております。

39ページをお開き願います。

繰入金、基金繰入金におきましては、総額で10億8,233万3,000円とし、野村町地域高齢者福祉及び農業振興基金、学校施設整備基金、一般廃棄物処理施設等建設基金、東部衛生センター施設等整備基金繰入金等の繰入増によりまして、対前年度4億4,481万2,000円の増額といたしております。

49ページをお開き願います。

市債におきましては、消防債の明浜、三瓶地区防災行政無線デジタル整備事業、また衛生費の汚泥再生処理施設整備事業に係る市債の増により総額で対前年度9億3,760万円の増額となり、総額で58億8,630万円といたしております。

予算書は戻っていただき、9ページをお開き願います。

次に、継続費では、野村学校給食センター建設事業の本体工事、管理委託料及び厨房設備機器におきまして、平成28年度から29年度の期間で総額6億1,938万6,000円の継続費を設定いたしております。

10ページをお開き願います。

次に、債務負担行為では、戸籍住民システム機器の更新につきまして、平成29年度から平成35年度までの期間で6,016万1,000円を限度額とした債務負担行為を設定するものであり

ます。

最後に、11ページをお開き願います。

先ほど歳入の市債でご説明申し上げましたが、総額で地方債の限度額を58億8,630万円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

(日程11)

○議長 次に、日程第11、議案第51号「平成28年度西予市授産場特別会計予算」から議案第62号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第51号「平成28年度西予市授産場特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ2,077万円としております。

予算書の9ページをお開きください。

歳出の主なものは、施設授産場費の事務費で人件費等1,048万1,000円、事業費で手数料274万8,000であります。

予算書7ページに戻ります。

歳入の主なものは、手袋加工賃収入等の施設授産場事業収入501万1,000円、繰入金で一般会計繰入金及び保護施設事務費繰入金の1,570万2,000円を予定しております。

続きまして、議案第52号「平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ251万1,000円としております。

予算書の24ページをお開きください。

歳出の主なものは、住宅新築資金並びに改修資金に借り入れている公債費205万2,000円であります。

予算書23ページに戻ります。

歳入は、貸付金償還金251万1,000円を計上いたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 議案第53号「平成28年度西

予市育英会奨学資金貸付特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

この奨学資金は、西予市出身の優秀な学生、生徒であって、経済的理由により就学が困難な者に対し定額を無利子で貸し付けるものであります。

本予算の歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ5,115万4,000円としております。

歳出では、奨学資金貸付金79名分及び運営費に係る経費3,139万2,000円、予備費976万2,000円のほか、奨学資金貸付者の減少に伴い繰越金が増加傾向にあるため、その余剰財源を一般会計へ繰り出す繰出金1,000万円を計上いたしました。

歳入では、償還金など3,149万8,000円及び前年度繰越金1,965万6,000円を計上し、運営するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第54号「平成28年度西予市国民健康保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国保特別会計予算につきましては、事業勘定予算と8つの診療所勘定予算で構成されております。

まず、事業勘定予算からご説明を申し上げます。

平成28年度の予算編成に当たりましては、依然厳しい財政状況ではありますが、被保険者が安心して医療サービスを受取り、国民健康保険事業の適正かつ安定的な運営を維持するため、医療費の動向、制度改正の対応等国が示す留意事項に基づき編成いたしました。しかしながら、加入者の高齢化や医療技術の高度化等により医療費に見合った保険税収入の確保が厳しい状況であることから、引き続き一般会計繰入金により収支均衡を図る予算構造となっております。

それでは、41ページをお開きください。

歳出の主なものでは、総務費9,391万9,000円、保険給付費40億3,684万2,000円、後期高齢者支援金等6億1,110万3,000円、介護納付金2億2,452万8,000円、共同事業拠出金13億2,066万1,000円、保険事業費4,466万1,000円を計上いたしました。

続いて、39ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、国民健康保険税7億7,131万5,000円、国庫支出金13億302万円、県支出金2億8,444万3,000円、療養給付費等交付金3億7,500万1,000円、前期高齢者交付金17億1,323万7,000円、共同事業交付金13億3,707万3,000円、繰入金5億6,848万9,000円を計上いたしました。

以上によりまして、事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ63億5,782万4,000円といたしました。

次に、診療施設勘定予算についてご説明申し上げます。

少子・高齢化に伴う人口減少や市民の基幹病院への志向の高まり等から国保直営診療所の診療件数、診療収入等が年々減少しており、全ての診療所が一般会計からの繰入金により収支均衡を図る厳しい財政構造となっております。引き続き地域住民から安心、信頼される医療の提供に取り組むとともに、経営改善、適切な経費節減にも努める所存であります。

各診療所勘定歳入歳出予算総額は、43、44ページの俵津診療所勘定が1,064万6,000円、45、46ページの狩江診療所勘定が2,911万8,000円、47、48ページの高山診療所勘定が3,814万5,000円、49、50ページの惣川診療所勘定が1,346万9,000円、51、52ページの土居診療所勘定が8,887万9,000円、53、54ページの遊子川出張診療所勘定が559万2,000円、55、56ページの二及診療所勘定が7,833万4,000円、57、58ページの周末診療所勘定が5,265万5,000円といたしました。

続きまして、議案第55号「平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

国では、医療保険制度を維持するため医療費抑制の方策の一つとして後発医薬品の使用割合を平成32年度末までに80%以上とする目標が発表されたことから、愛媛県後期高齢者医療広域連合でも増加する医療費の抑制及び適正化に向け、後発医薬品の利用促進のほか平成27年9月から歯科口腔健診などを行っております。当市において

も健診受診について広報へ掲載するなど健康寿命延伸に向けた啓発を行っているところでございます。

それでは、165ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3,515万8,000円と定めるものであります。

167ページをお開きください。

歳出の主なものとしていたしましては、総務費2,480万6,000円、後期高齢者医療広域連合納付金5億9,535万3,000円、後期高齢者を対象に実施する健康診査事業費として1,429万9,000円を計上いたしました。

166ページに戻っていただき、歳入の主なものとしていたしましては、後期高齢者医療保険料3億4,644万円、繰入金2億7,448万8,000円、諸収入1,419万9,000円を計上いたしました。

続きまして、議案第56号「平成28年度西予市介護保険特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

本予算につきましては、高齢者人口の増加に伴い、増加傾向にある要介護認定者の介護ニーズを踏まえ、自立した日常生活を営むことができる支援及び保険給付を行う事業等に関する予算の計上となっております。

本予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ57億758万6,000円と定めるものであります。

186ページをお開きください。

歳出予算についてその主なものをご説明いたします。総務費では、主に人件費と介護認定等に係る経費として1億1,047万3,000円を計上しております。保険給付費につきましては、主に介護給付、予防給付、その他細分された各サービス費の支出となり、53億3,347万7,000円としております。地域支援事業費では、本市における地域包括ケアシステムの構築のため、在宅医療と介護の連携、認知症施策、そして介護予防や日常生活支援等を総合的に推進するための経費として2億5,652万7,000円としております。

184ページに戻りますが、歳入予算の主なものは、65歳以上の方に納付していただく介護保険料が9億3,844万8,000円、介護給付

費分、地域支援事業分、それぞれについて各負担割合により算定される国庫支出金15億707万7,000円、県支出金8億2,268万6,000円、支払基金交付金15億3,563万9,000円と繰入金の一般会計繰入金で8億2,947万4,000円、基金繰入金6,595万円、歳出の地域支援事業費の事業実施に伴う利用者等の諸収入826万4,000円を予定しております。

以上、3議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第57号「平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度における主な事業といたしましては、宇和町、野村町で稼働している10処理区の維持管理業務及び公債費の元利償還等であります。

それでは、本予算の歳入歳出予算でございますが、特別会計予算書239ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を4億2,582万2,000円と定めるものであります。

241ページをお開きください。

歳出では、施設管理費で1億7,920万2,000円計上しておりますが、これは主に10処理区の維持管理費用に係る委託料及びこれに関連する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。また、今までに建設された施設整備に対する公債費の元利償還金2億4,662万円を計上しております。

240ページに戻りますが、歳入につきましては、施設使用料9,341万円、加入負担金100万円、一般会計繰入金3億3,031万2,000円、繰越金110万円を充当いたしております。

続きまして、議案第58号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

平成28年度に実施する主な事業につきましては、宇和处理区で延長約5,083メートルの管路整備工事と管路実施設計委託業務等を計画しております。野村処理区で管路整備工事と公共ます設置工事等を実施するほか、平成32年度までに

当会計を企業会計に移行するための資産調査業務を予定しております。

それでは、予算書257ページをお開きください。

本予算は、歳入歳出総額を8億6,824万2,000円と定めるものであります。

259ページをお開きください。

歳出では、事業費の施設管理費で1億3,858万5,000円計上いたしておりますが、今年度は野村、宇和両処理区の維持管理費用と下水道接続奨励金等に加え、企業会計への移行準備経費といたしまして資産調査等に係る調査業務委託料を新たに計上いたしております。次に、施設整備費では、3億7,091万7,000円を計上しております。これは、主に宇和、野村両処理区の施設整備に係る委託料、工事請負費及びこれに関連する事務費、人件費等に係る経費を計上しております。また、今までに建設されました施設整備に対する公債費の元利償還金3億5,874万円を計上しております。

258ページに戻りますが、歳入につきましては、施設使用料8,270万円、事業費分担金889万5,000円、国庫補助金1億2,500万円、一般会計繰入金4億8,069万7,000円、繰越金29万5,000円、諸収入15万5,000円、市債1億7,050万円を充当いたしております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を第2表により定めております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 議案第59号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、特別会計予算書219ページをお開き願います。

平成28年度予算の主なものは、各施設の維持管理費及び施設の整備に伴う経費で歳入歳出の総額をそれぞれ1億6,570万6,000円と定めるものであります。その主な内容につきましては、事項別明細にてご説明申し上げます。

228ページをお開き願います。

歳出の主なものとして事業費の総務管理費においては、人件費、事務費、維持管理経費など1億

468万円を計上しております。次に、230ページの施設整備事業費ですが、工事請負費では施設整備に係る工事分など3,377万2,000円を計上いたしております。次の公債費では元利償還金2,603万4,000円を計上いたしております。

次に、歳入ですが、225ページをお開き願います。

主なものといたしまして、給水収入6,977万7,000円、繰入金として一般会計繰入金及び基金繰入金により5,275万8,000円のほか、宇和地区及び城川地区における簡易水道の施設整備事業に係る財源として市債2,030万円を予定しております。

なお、地方債の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を222ページの第2表により定めております。

続きまして、議案第60号「平成28年度西予市水道事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算1ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

給水戸数1万5,200戸、年間総給水量441万3,000立方メートル、1日平均給水量1万2,090立方メートルを予定しております。

主要な建設改良事業としましては、宇和給水区域における上松葉配水池更新事業1,660万円、明浜給水区域における国道378号送水管布設替事業2,913万円をそれぞれ予定しております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明申し上げます。

収益収入におきましては、水道事業収益の総額を7億2,083万4,000円と定め、営業活動に基づく給水収益の6億3,720万円を含む営業収益として6億4,420万2,000円、営業外収益として7,659万2,000円を計上いたしております。

収益的支出につきましては、水道事業費用の総額を7億5,064万9,000円と定め、主なものとしまして、営業活動に係る営業費用として6億9,361万円、企業債償還利子等の営業外費用として5,113万8,000円を計上いた

しております。

次に、2ページ、第4条資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入におきましては、総額を1億3,255万1,000円と定め、内訳は工事に対する負担金608万円、企業債8,000万円、企業債元金償還金及び事業統合後の建設改良費に対する一般会計補助金4,647万1,000円を計上しております。

支出におきましては、総額を3億7,663万1,000円と定め、内訳は建設改良費2億4,271万6,000円、企業債償還金1億3,391万5,000円を計上いたしております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億4,408万円を補填する財源につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条の企業債では、上水道施設整備事業を目的として8,000万円の限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めております。

第6条では一時借入金の限度額を2億円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第8条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員の給与費1億3,182万8,000円を定めるものであります。

また、第9条では一般会計から受ける補助金として目的と合計金額5,231万9,000円を定め、第10条では棚卸資産の購入限度額を1,560万円と定めるものであります。

続きまして、議案第61号「平成28年度西予市病院事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

それでは、公営企業会計予算書43ページをお開きください。

まず、第2条業務の予定量についてご説明いたします。

病床数は、両病院合計268床でございます。年間患者数は、入院が7万1,175人、外来10万1,088人、1日平均患者数は、入院195人、外来416人を見込んでおります。

また、主な建設改良事業として、施設整備事業費2,341万2,000円、医療機器備品購入費1億8,844万円を計上いたしております。

次に、第3条収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、病院事業収益の総額を34億6,3

17万6,000円と定め、医業収益30億6,157万9,000円、医業外収益4億7万7,000円、特別利益152万円を計上いたしております。

これに対しまして支出では、病院事業費用の総額を41億1,763万2,000円と定め、医業費用38億9,148万1,000円、医業外費用1億5,256万円、特別損失7,359万1,000円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

施設整備事業費及び医療機器備品購入費などに伴う収入及び支出を見込むもので、収入では総額1億4,495万4,000円を計上いたしております。その内訳としまして、出資金300万円、負担金及び交付金1億1,705万4,000円、企業債2,490万円でございます。

これに対しまして、支出では、総額4億888万7,000円を計上いたしております。その内訳としましては、建設改良費2億1,185万2,000円、企業債償還金1億9,403万5,000円、奨学資金に係る投資300万円でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億6,393万3,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしております。

続きまして、第5条の企業債については、医療機器購入に伴うもので2,490万円の限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を2億5,000万円と定め、第7条では予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合について定めております。

続いて、第8条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費22億6,879万4,000円及び公債費305万円を定めております。

第9条では、一般会計から病院事業会計へ繰り入れる補助金としてその目的と合計金額1億508万円を計上しております。

第10条では、棚卸資産の購入限度額を6億5,000万円と定めております。

最後に、第11条では、野村病院に導入予定の

磁気共鳴断層撮影装置MRIを重要な資産の取得として定めております。

続きまして、議案第62号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」について提案理由のご説明を申し上げます。

介護老人保健施設つくし苑の事業につきましては、高齢者の心身の状況に応じた適切な介護及び機能訓練のほか必要な医療等を提供することにより日常生活の自立と家庭復帰を支援し、地域に親しまれ信頼される施設を目指して引き続きサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

それではまず、119ページをお開き願います。

第2条の業務の予定量について説明申し上げます。

入所定員は80人、1日当たりの通所者定員は25人、年間の療養者数は3万4,250人を見込んでおります。

次に、第3条の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

収入では、施設事業収益の総額を5億505万円と定め、施設運営事業収益として4億3,364万9,000円、施設運営事業外収益として7,140万1,000円を計上しております。

これに対しまして、支出では、施設事業費用の総額を5億1,621万9,000円と定め、施設運営事業費用4億9,059万5,000円、施設運営事業外費用1,217万7,000円、特別損失1,344万7,000円を計上いたしております。

次に、第4条の資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を1億8,143万2,000円、支出を1億8,449万5,000円計上しております。その主なものは、施設整備事業費1億4,380万8,000円であります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額306万3,000円につきましては、第4条括弧書きのとおりであります。

次に、第5条及び第6条では、施設の増築事業に係る継続費及び企業債について表のとおり定めております。

第7条では一時借入金の限度額を3億5,000万円と定め、第8条では予定支出の各項の経費の金額の流用、第9条では議会の議決を経なければ流用することができない経費として職員給与費

4億722万4,000円及び公債費3万円を定めております。

また、第10条では他会計から受ける補助金として児童手当補助等合計1億6,582万円を定め、第11条では棚卸資産限度額を500万円と定めるものでございます。

以上、4議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後2時57分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時15分)

(日程12)

○議長 次に、日程第12、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 諮問第1号及び諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

法務大臣から委嘱された本市の人権擁護委員のうち2名の方が平成28年6月30日をもって任期満了となります。その後任につきまして検討しました結果、野村町の谷本英樹氏を再任として引き続き推薦することとし、野村町の井上尚喜氏を新任として推薦したいと存じます。

野村町の谷本氏はPTA活動や公民館運営等を通して広く地域に貢献され、人望も厚く、平成25年7月から人権擁護委員としてご活躍いただいております。

新任の井上氏は旧野村町役場及び西予市職員として長年にわたり勤務され、福祉、人権問題について広い見識を持たれ、地域の実情にも詳しく、地域住民の信頼も厚いものがあります。

推薦に係ります2名の方はそれぞれ人格、識見が高く、広範な知識と豊かな経験から社会の実情全般に通じておられ、人権擁護に深い理解があり、適任者であると考え、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会のご意見をお聞きするものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

諮問第1号及び諮問第2号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより諮問ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、諮問第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、諮問第2号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

(日程13)

○議長 次に、日程第13、議案第63号「西予市農業委員会委員の任命について」から、議案第81号「西予市農業委員会委員の任命について」までの19件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第63号から議案第81号までの「西予市農業委員会委員の任命について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

先般の農業委員会等に関する法律の改正により農業委員の選出方法が公選制から選任制に変更されたことにより、次回任期の農業委員につきましては、議会の同意を得て19名の農業委員を任命

することとなります。

現在の農業委員は平成28年4月24日をもって任期満了となることから、先般農業委員の公募を行ったところ、明浜及び三瓶地区から各2名、宇和及び野村地区から各6名、城川地区から3名の推薦をいただきました。推薦いただいた方々について慎重に検討してまいりました結果、明浜地区から西森真一郎氏、山村庄三氏、宇和地区から別宮淳二氏、三好一正氏、松末正氏、水口秀昭氏、田中基季氏、兵頭栄一氏、野村地区から増田満永氏、井上治宣氏、平田将三氏、谷口税氏、大野実氏、上甲好文氏、城川地区から志波豊氏、上山善喜氏、泉原猛男氏、三瓶地区から菊池マキ子氏、宇都宮久幸氏の以上19名を任命したいと存じます。

任命する19名の方々は、それぞれ農業に関する豊かな経験から地域農業の実情全般に通じておられ、人格、識見も高く農業委員として適任者であると考えられますので、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき議会の同意を求めるものであります。各候補者の経歴等は、人権案件に係るものの略歴の資料を参照ください。

以上、19件よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 これより19件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第63号から議案第81号までの19件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案ごとに採決を行います。

お諮りいたします。

まず、議案第63号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第64号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第64号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第65号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第65号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第66号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第66号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第67号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第67号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第68号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第68号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第69号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第69号は

原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第70号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第70号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第71号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第71号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第72号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第73号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第74号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第74号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第75号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第75号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第76号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛

成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第76号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第77号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第77号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第78号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第79号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第79号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第80号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第80号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議案第81号「西予市農業委員会委員の任命について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第81号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月2日は午前9時より代表質問及び一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後3時29分

平成28年第1回西予市議会定例会会議録(第2号)

- | | | | |
|-------------|----------------------|-----------------------|--------|
| 1. 招集年月日 | 平成28年3月2日 | 総務課長 | 三好敏也 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 財政課長 | 山岡薫彦 |
| 1. 開議 | 平成28年3月2日
午前9時00分 | 総合政策課長 | 藤井兼人 |
| | | まちづくり推進課長 | 高橋司 |
| 1. 散会 | 平成28年3月2日
午後2時20分 | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 1. 出席議員 | | 事務局長 | 浅野信也 |
| 1番 源 正 樹 | | 議事係長 | 原井川英一 |
| 2番 井 関 陽 一 | | 1. 議事日程 | 別紙のとおり |
| 3番 菊 池 純 一 | | 1. 会議に付した事件 | 別紙のとおり |
| 4番 田 中 徳 博 | | 1. 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 5番 中 村 敬 治 | | | |
| 6番 二 宮 一 朗 | | | |
| 7番 兵 頭 学 | | | |
| 8番 小 野 正 昭 | | | |
| 9番 松 山 清 | | | |
| 10番 宇都宮 明 宏 | | | |
| 11番 欠 員 | | | |
| 12番 元 親 孝 志 | | | |
| 13番 沖 野 健 三 | | | |
| 14番 森 川 一 義 | | | |
| 15番 藤 井 朝 廣 | | | |
| 17番 岡 山 清 秋 | | | |
| 18番 酒 井 宇之吉 | | | |
| 19番 兵 頭 勇 | | | |
| 20番 山 本 昭 義 | | | |
| 21番 梅 川 光 俊 | | | |

1. 欠席議員

- 16番 浅野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	三 好 幹 二
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	宇都宮 又 重
会 計 管 理 者	奥 野 柳之介
総 務 部 長 兼	宗 正 弘
公 営 企 業 部 長	
産 業 建 設 部 長	二 宮 紀 夫
生 活 福 祉 部 長	横 山 博 文
教 育 部 長	松 川 伸 二
明 浜 支 所 長	道 山 升 文
野 村 支 所 長	尾 下 孝 二
城 川 支 所 長	田 村 剛
三 瓶 支 所 長	坂 本 康 司
消 防 本 部 消 防 長	菊 池 直

議 事 日 程

- 1 代表質問
- 2 一般質問

本日の会議に付した事件

- 1 代表質問
- 2 一般質問

開議 午前9時00分

○議長 ただいまの出席議員は19名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○議長 日程第1、代表質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言をしてください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

清風会、松山清君。

○9番松山清君 皆さんおはようございます。

平成28年3月定例議会は、我々議員にとりまして西予市合併後3期目の最終議会となるわけがありますが、そこで代表質問の機会を得ましたことは、まことに光栄に感じているところであります。清風会を代表して質問をさせていただきます。

今、思い出されることで最も忘れられないことは、ちょうど1年前に我々の仲間である松島議員を亡くしたことであります。大変万感詰まる思いで、私はそのとき議長席に座っておりました。

きょうも11番の議席で、松島議員と一緒に最終議会を迎えて座っているのではないかと思えてなりません。松島議員は、現在のオフサイトセンターの場所を、製材跡地から何とかして西予市のために活用する方策を清風会で考えようと言って、みんなで現地を見に行きました。そのような思いが西予市へのオフサイトセンター誘致につながり、市の発展に貢献しているのだと思います。ほんの一端の話ですが、ともに西予市の発展を見届けていきたいと思っております。

振り返りますと私は、宇和町時代の平成10年より18年にわたりましてこれまで延べ54回質問に立ち、政策の提言や事業の推進、一般事務のあり方などについて議論をしてまいりました。途中立场上質問を遠慮したこともありましたが、自分の考えていることなどは本会議の場で多くのことを述べさせていただいたと思っております。私は、この本会議での質問というものが議員にとっては花形の舞台であり、自分の主義、主張を述べたり理事者の姿勢をただしたりと議員活動の中で最も重要なものだと考え、それを大切にまいりました。今後も、行政と議会が車の両輪であると例えるならば、この議場での議論を西予市の発

展のためにつなげていかなければならないものだと思います。

私の初議会初質問は、宇和町の発展のための経済政策、地元産業の若手後継者育成、青少年の健全育成、行政の情報化推進などでした。当時の宇都宮町長は、孔子の「友遠方から来るまた楽しからずや」という言葉を引用して、近くのを喜び、遠くのを来たれというようなまちづくりをしたいというようなことを述べられたことを思い出します。しかし、現在では合併前のよかった時代から時が経過し、現在中心部商店街においては商店の多くが店を閉じ、過疎化、少子・高齢化が急速に進展し、消滅可能性都市とまで言われるようになりました。国のほうは地方創生に力を入れていますが、その成果がしっかりと上がって、西予市でも安心して暮らせるようになることを願って質問をいたします。

まず初めに、西予市が南予の中心的役割を担う生活について伺います。

合併して西予市が誕生したときに、西予市を南予の中心にという思いを持った人は多いと思います。それは西予市が宇和島市、大洲市、八幡浜市の真ん中に位置しており、そのために多くのメリットがあるとともに、将来的にも発展する期待を感じられるポテンシャルがあるからです。また一方、5町が合併して誕生した西予市は、産業基盤が脆弱で自主財源も乏しく、したがって地理的条件などのメリットを生かしたまちづくりや地域での果たす役割が今後は重要となってくるものと思われれます。

そこで、医療や経済、歴史文化は他市に譲るとして、西予市は地理的に南予の中心というアドバンテージを生かして今後どうまちづくりを進めていくべきと考えるのか、南予の中で西予市が果たす役割について市長はどう考えるのかお尋ねいたします。

防災の中心ということに関して、オフサイトセンターが西予市に建設され運用が始まっていますが、これを契機として南予の防災の機能を率先して西予市が果たしていくことはできないでしょうか。例えば南海・東南海地震の対策基地の候補となったり、南予を台風や洪水の大規模災害が起こったときの指令本部など、今後の防災のかなめとなる機能を西予市に備えるということなどが考えられます。一つの市だけで完結することは

それぞれやっていくとして、南予が連携する際にはリーダーとなる心構えが必要です。消防の統合や集約の問題もなかなか前進しないように思いますが、そのようなことにも西予市がリーダーシップを発揮し、研究や提案をしていくチャンスはあるのではないかと思います。

次に、流通の中心ということに対して、西予市和インターチェンジを核として流通、生産などの企業が西予市に進出してきていますが、この流れを加速するためにも、土地の有効活用や幹線道路の整備を進める政策に取り組む必要があると考えますが、理事者の考えはいかがでしょうか。

昨年9月の議会で、伊賀上野田バイパスを念頭に置いた質問をいたしました。国と県と協議しながら、市街地外周道路として道路網整備を進めていくということでありましたが、これも重要な西予市の課題であります。このようなことが西予市での企業の立地や第2軸の幹線が整備されたことによる流通や商業施設の進出にもつながると思う、これは私の信念です。

例えば将来的に少子化が進行すれば、もう既に車を購入する若者が減少していると言われていますが、車の販売店なども宇和島、大洲、八幡浜に拠点を置いているところを西予市に集約するというようなことが起こるのではないかと予測します。既にコカ・コーラ、ヤクルト、日本郵便やその他の企業も少しずつではありますが、西予市に拠点を移していることを見ると、このような動きを加速化する政策というのは重要であります。そうすることによって西予市でも雇用の場が増加し、若者も西予市で暮らすことができるという循環があるんだと思います。そのような観点からまちづくりをどう進めていくのか伺います。

機能の中心ということに関して、西予市の人口減少問題を食いとめる対策を推進するためには、南予で1つあればよい施設や、機能をできるだけ西予市に誘致していくことが今後の課題かと思えます。例えば裁判所や法務局、職業安定所や国道事務所など、国・県の出先機関や企業への働きかけなど、政策として調査研究し、積極的に進めていく必要があるのではないのでしょうか。理事者の考えを伺います。

次に、区役員のなり手不足対策と行政区の見直しについて伺います。

現在、地域によっては区長のなり手がいないと

いう問題に直面していますが、これをどう市として考えているのでしょうか。また、どのような対策を検討しているのかお尋ねいたします。行政区も時間の経過とともに、人口減少や増加など旧来のままではいけないところも見受けられますが、見直す計画はどうなっているのでしょうか。特に町の中心部で高齢化が著しく、現役世代がいない地域や周辺部などでは過疎化への対応が喫緊の課題と言えます。合併後12年が経過して、長期的展望に立って一度全体的にどうあるべきか考える必要があるのではないのでしょうか。最近自治会組織の取り組みも耳にするようになりましたが、そのような指導や推進の実態は西予市としてどうなっているのですか。地方自治法第260条の2という地縁による団体を自治会という扱いをしているのか、今後自治会組織を整備していくのかなど、今後の展開についてどうなのかお尋ねいたします。

地方自治法では、市町村長の許可を受けたときは不動産に関する権利も有することが定められています。今後はこのような状況を踏まえて市内の組織を見直していく必要があるのではないかと思います。中心部の高齢者ばかりの少人数の区は区長をやらなくてよいようにして、もっと区よりも大きな組織のもとで町内会や班のような活動を担当するなど、現在大規模な行政区も小規模な行政区も一様に扱っている状況を地域性と人口規模などを考慮し、見直すことが必要という考えです。市の中心部もドーナツ化現象によって高齢者ばかりの区が見られ、せいよ地域づくり交付金事業についての取り組みもままならない状況のところもあります。地域づくり交付金はしっかりとやるところに重点的に配分するとも聞いていますが、区が高齢者中心のところは従来型の支援がよいという意見もあります。したがって、実態に応じた対応が今後必要だと考えますが、改善することはできないのでしょうか。

次に、地方創生とフォレストスタイル事業への取り組みについて伺います。

地方創生って一体西予市にとって何だろうかという素朴な疑問の答えは、幾通りもあります。そのような中でこれまでの視察研修などを通して思うのは、まちおこしのようなもの、人が観光にやってきましたり市内で宿泊したり、食べ物を食べたりお土産を買ったり、はたまた移住して西予市の住

人になったりなどということが考えられます。

先週、清風会と無名塾・公明クラブの研修で徳島県神山町へ行きました。ここは消費者庁の移転の候補地となっていて、職員がお試しの調査をしたとも聞いたことがあります。なぜ四国八十八カ所の難所、12番札所焼山寺がある山奥がこれほどまでに注目を集めているのかが疑問でした。行ってみると、IT企業が進出し、えんがわというサテライトオフィスを構え、サンサンという名刺管理会社や地域おこし協力隊が卒業して梅干しの販売をする会社をつくっていたり、木工店があったりと考えられないような仕事その山奥の町で誕生し、若者たちが定住しているのです。私の感想は、なぜこのようなまちづくりが神山町でできて西予市ではできないのかということです。

隠岐の島の海士町へも行き、隠岐牛のブランド化や水産資源の販売等によるまちづくり、東白川村では、フォレストスタイルによる村の総生産向上への取り組み、田辺市でも都会の人の移住促進など、これまでに成功している地方創生の先進地はたくさん研修しているわけですが、それを西予市ではなぜ取り組めないのか、原因はあると思います。そこで、国のほうでは地方創生加速化交付金などの補正予算を組んで地方創生に取り組んでいますが、これによって西予市はどのような事業を行い、どう創生の効果を発揮しようとしているのですか。地方創生によって西予市総生産が向上し、雇用の確保や労働者の所得向上などが期待されるどころです。

西予市創生特別委員会の分科会であるフォレストスタイル検討委員会が計画し、1月21日と22日の2日間、岐阜県東白川村へ委員11名で視察研修をしたところですが、村の産業が疲弊する中で、林産資源のヒノキを特産品とする過疎の村の特徴を生かし、地方自治体である村が率先して東白川村ブランドで住宅として岐阜県、愛知県ほかに販売し、地域経済の活性化の成果を上げていました。西予市と類似する点も多い地域特性であるため見習う点が多々ありましたが、西予市版フォレストスタイルに取り込むことはできないでしょうか。

今後、地方創生の中ではICTを活用して地域の生産物の販路拡大を図っていく政策などの事例が全国にあります。都市部から遠い立地条件の西予市でもそのような考え方を取り入れていく必

要があるのではないかと思います。理事者の考えを伺います。

最後に、田園ロマンの里構想の現状と今後について伺います。

田園ロマンの里構想を聞いてから数年経過しますが、その成果はどのようなものとなっているのかお尋ねいたします。

基金もつくって取り組んでいる事業でもあり、基金は平成26年6月で3,003万円だったものが平成28年1月時点では2,710万円となっています。初めはもっと必要なのではないかと印象もありましたが、余り基金が使われていないようです。魚道をつくるという話は聞いたことがあります。田園ロマンの里構想という名前から受けた印象では、もっとロマンを感じることもできる目的もあるように思っておりました。今後どのようにこの基金を活用していくのかも含めて説明をいただきたいと思います。

鶴やコウノトリについての施策としては、兵庫県豊岡市の繁殖、野生復帰を目標としている取り組みや、野田市のような放鳥、あるいは鹿児島県出水市のようにナベヅル、マナヅルの滞り場所の提供及び環境確保を推進している自治体などが有名です。また、釧路市の丹頂鶴自然公園では、いつでもタンチョウに会えるというキャッチコピーで市のシンボルにもなっています。豊岡市のコウノトリの郷公園には、会派で昨年1月に訪れ、そのすぐあとには中貝豊岡市長が西予環境フォーラムに来西されて、コウノトリと生きる豊岡市の挑戦というタイトルで講演をされました。

また、先月は再びコウノトリの郷公園を訪れ、コウノトリ文化館の学芸員の方とどうコウノトリと向き合っているのかについて話をすることがありました。ちょうどそのとき、22羽のコウノトリが餌の時間ということで文化館の公開飼育用の池に集まっていたのですが、実はそのうちの9羽は片方の翼の風切り羽を切っており、そこから自由に飛び立っていけない状態であったそうです。そのような話を聞いて、訪問客の中には怒って帰る人もいるとのことでした。しかし、自然の中で繁殖したり暮らしていったりすることは難しいコウノトリは、そのほうが幸せかもしれないと自信を持った表情でおっしゃっていました。それを聞いて、豊岡市は責任と信念を持ってコウノトリと向き合っているのだということ強く感じた

次第です。

田園ロマンの里構想と聞いたとき、このような見識を持って鶴やコウノトリのことについて取り組んでいくのだと感じていたのですが、西予市は今後どのようなことを目指していくのでしょうか。

出水市のナベヅル、マナヅルにしても、釧路市のタンチョウにしてもですが、鶴たちとある一定の距離を持って観光客がそれらを見に来ていると言えます。西予市でもことしの冬はナベヅルが越冬にやってきましたが、カメラマン等が必要以上に近づいて、入ってはいけないところに入るなどのトラブルが発生していると聞きます。西予市でも先進地のように餌づけをして一定の場所にナベヅルを集め、またある一定の場所から観察するというルールを明確にしなければならないと思います。展望台や展望場所が決まっていれば、そこから西予市にやってきた人たちはさらに近寄れないなど、行政がやらなければならないところもあるのだと思います。

また、豊岡市の場合は、兵庫県立大学地域資源マネジメント研究科と連携して、コウノトリとの共生に取り組んでいます。西予市でも研究機関との連携を目指す方向性も考え、長期的に生態や行動範囲などについて調査研究をしていくということが必要だと思いますが、そのようなことに取り組むことはできないでしょうか。

今後、田園ロマンの里構想はが西予市民一人一人にとって鶴やコウノトリがやってくる町になってよかったなと思えるような成果が果たせるよう、もう一段高い目標を持って取り組んでいったらよいのではないかと思います。西予市としては、そのような考えについて対応していけないのか、お聞かせいただきたいと存じます。

まだまだ言いたいことはたくさんありますが、最後に1つだけ今後に期待することを述べたいと思います。

西予市の体質というか、行政の姿勢あるいは職員の心構えについて、ずっと物足りないと思うところがあるのですが、それはもっとチャレンジする気持ちを持ってほしい、私はそう思います。これまでのままから抜け出せないとか、新しい発想へ取り組んでいきたくないという、何にでもですが、多くの場面でそのような雰囲気を感じます。西予市が発展するためには、もう一皮むけて前向

きに歩いていく力が必要です。どこかがやったらその後をついていくのではなく、先頭を行くところもあっていいし、そのような姿勢も時には必要です。できない理由を探すのではなく、どうすればできるのかを考える、そういう人に西予市の職員になってほしい、そういう町に西予市になってほしいと思うのです。きらりと輝く南予の中心として西予市が発展していくために、議会、行政がその真価を発揮し、子や孫の代まで南予の中心としての役割を果たすことができる町となることを祈念いたしまして、私の代表質問を終わります。

○議長 三好市長。

○三好市長 皆さんどうもおはようございます。

きょうとあしたにわたって5人の議員各位から代表質問と一般質問をお受けすることになりますが、市の根幹となる質問は私が回答することといたしまして、専門的分野の質問については部長を中心として回答させていただきますことをまずご理解をいただきたいと思っております。

議員各位におかれましても、今期最後の質問となりますが、思いのたけを質問いただくと思っております。私は、こちらに並んでおります今年度で定年退職をいたします部長も、最後の議会となりますので、私たちも次につながるような答弁となればと思っておりますので、よろしく願いを申し上げまして、私の松山議員の清風会の代表質問についてお答えをまずさせていただきます。

まず最初の、南予の中心的役割を担う施策の関係でございますが、西予市を南予の中心にどの思いは、南予の中心たる都市的機能を持てるように政策誘導するとの考えだと、このように思うわけですが、このことは人口の集中と市街地形成への政策誘導の考えと思います。

南予の中心的機能を果たしてまいりました宇和島市、八幡浜市の合併前の旧市の人口の推移を国勢調査で見ていると、西予市の旧宇和町の人口推移と比較して人口減少率が高いんです。この旧宇和町は人口減少率が安定的なところにあるんです。これは宇和町の人口、旧宇和町の人口維持能力が高いと、このように判断をしております。

一方、西予市の中心の宇和町では、都市的機能を持つための市街地形成の状況は非常に両市と比べて劣っております。それを高めるためには都市計画区域における大胆な計画、整備が必要である

うと、このように思っております。

これには官民ともどもでありますけれども、相当な政策的な投資が必要になろうと、これを誘発しなければならないと、このように思います。それは非常に短期的には困難でありますから、相当長期的な計画を持ってやる必要があるんだと、このように思います。

もう一つの考えとしまして、都市的機能の中心に至るまでの流通とか防災とか公の施設などの機能の中心的役割を担う面におきまして、既に流通面においては各市町との距離的アドバンテージがあることから、企業等から西予市を南予の拠点として位置づけられ始めたと、私はこのように思っております。

先ほど、松山市議も会社のお名前を言われましたけれども、私もコカ・コーラ販売とか日本郵政の南予郵便では、南予の中心的な配送センターであります。この誘致については非常にかかわってまいりました。この2つは成功したわけですが、こういう問題、あるいはその前から、旧宇和町時代から誘致をやっておりました愛媛南部ヤクルト販売の南予販売の拠点等々、こういうのを見てもそれぞれの会社等々が南予の拠点的、あるいは薬品会社もそうであります。そういう拠点的な位置づけをここに持ち始めた、このようには思っておるところでございます。

官公庁や企業の南予拠点となる可能性でございますが、これは少々今はトーンダウンしておりますけれども、私が主張しております道州制がされた場合においては、南予の地理的アドバンテージから、ここにそういう施設が大いに中心的な機能を持つような南予の官公庁関係も含めてくる可能性は非常にあるのではないかなと、このように思っておるところでございます。

もう一つの考え方は、この中心的機能という一つの視点ではなく、南予をそれぞれ分散的にお互い同士が機能を分散しながら一つの大きなものを共同的につくっていく、今の私たちの南予の北部でいいますと、拠点都市の機能を今ずっとやっておりますが、あるいは今総務省が言われるような、一つの地域に中心的に機能を持たせて、そこと連携するような機能をやるような方法もまたあるのではないかなと、このように思っているところでもあります。

以上、答弁とします。

○議長 河野副市長。

○河野副市長 私のほうからは、議員ご質問の西予市を防災、流通、機能の中心にというご質問についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、南予における西予市の防災機能の中心的役割についてお答えをいたします。

愛媛県においては、南海トラフを震源とする地震を初めとした大規模災害によって大きな被害の発生が懸念されており、大規模災害発生時に全国から派遣される自衛隊、消防、警察などの救助機関等や、県内外から送付される支援物資を被災地や被災者まで円滑に届けるための広域防災体制の確立が大変大きな課題となっております。このため愛媛県では、県と県内市町で広域防災・減災対策検討協議会を設置し、支援を受け入れる際に中心となる広域防災拠点の選定をしております。

西予市では、広域防災拠点のうち各機関が集結し、被災地に必要な人や物を送り込むための総合的な拠点である進出拠点及び支援物資の受け入れ、配送するための物資拠点として、南予で2カ所のうちの一つに宇和運動公園が選定をされております。

また、愛媛県と西予市の間では、既に平成26年10月に大規模災害発生時における広域防災拠点に関する協定書を締結しており、平成28年度には愛媛県総合防災訓練の会場が西予市になることとなっております。議員ご指摘のように昨年8月、オフサイトセンターが開所となり、愛媛県28年度当初予算では、オフサイトセンター付近にヘリポート整備も予算されることとなっております。

原子力防災に関しましても、西予市は重要な位置を占めるものと思われ。今後県と、連携を深めながら広域防災に関する情報共有を図るとともに、訓練の検証結果や防災を取り巻く状況、知見の変化、関係自治体や各機関の防災体制の変更等に応じ、西予市としての役割が果たせるよう柔軟に対応してまいりたいと、このように考えております。

次に、西予宇和インターチェンジを核とした流通政策に関するご質問につきましては、ご指摘のとおり、西予市は位置的にも南予地域の中心に位置し、高速道路インターチェンジやJR、国道56号線、441号線など主要幹線も貫通し流通拠点としては最適と思われ、中でも西予宇和インタ

一チェンジは重要な要素と考えております。現在、建設課を中心に都市計画の用途地域の見直しが行われておりますが、その計画において特段の指定がない西予宇和インターチェンジ周辺の区域を準工業地域に変更し、企業が進出しやすくなる条件整備作業を進めているところでございます。つまり、企業立地の土地利用が容易になり、計画が浮上してきたときには短時間で企業進出が可能となるわけでございます。これらの地域は、西予宇和インターチェンジまで短距離であることから、流通基地としての魅力も十分に考えられます。ただし、計画を考えている地域には現在農業振興地域に指定されている農地も多く含まれていることから、今後上部の農政部局との調整を詰める必要があり、そのほか法的な手続等も必要となることから、確定までにはかなりの時間も要するものと、このように思っております。

続きまして、西予市への施設、機能の集約に関するご質問につきましては、社会保障・人口問題研究所の人口推計によりますと、南予地域の人口は2040年には現在に比べ約6割まで減少すると推計をされております。南予地域においては、このような急激な人口減少が見込まれる中、今後必要な施設や機能が集約されることは避けて通れない事実であり、議員の言われるとおり、当市に国・県の出先機関や企業を誘致することは、西予市にとって人口減少の抑制にも大きな効果があると思われまます。誘致への働きは当然でございますけれども、それと同時に住民、企業、団体等から選ばれる自治体、地域になるための取り組みも当市においては優先すべく施策と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 続きまして、区役員のみ手不足対策と行政区の見直し等に関するご質問についてご答弁させていただきます。

議員ご指摘のとおり、自治会の組織やその運営面においては多くの課題を抱えているところでございます。少子・高齢化、核家族化、生活形態や価値観の多様化など、さまざまな要素を背景に、役員のみ手不足や自治会員数の減少に伴う自治機能の低下が多くの自治会で進む一方、人口の集中が進んでいる一部地域においては自治会規模の拡大により役員の負担が増加しているなど、自治会によって抱える課題はさまざまあります。こ

れら自治会の中で住民が親睦や交流を深めながらより豊かで住みよい環境づくりを行うためには、みずからが協力し、助け合うことが大切となります。さきの東日本大震災では、自治会で築き上げた地域のきずなを生かし、住民の安否確認や救援活動、避難所運営の協力や瓦れきの撤去など、地域住民が団結してさまざまな困難に取り組みられた姿を見ますと、改めまして地域コミュニティの大切さを痛感したところでございます。

市としましても、さまざまな地域課題に対し、地域の皆さんが自発的に取り組むことを支援することが重要なことだと認識をしているところでございます。このため、まずは自治会が自主的に統合等を検討しやすい環境を整えるため、統合の支援、統合の支障となっておりました行政連絡委託料算定基準の見直しの検討を旧町の地区代表者、自治会代表者が集まる西予市行政連絡協議会、理事会の場で現在進めているところでございます。今年度に一定の方向性がまとまりましたので、今後の新たな運用に向けて現在準備を進めているところであります。

また、自治会組織は、行政と対等な組織であり、自治会の適正規模や運営のあり方、財産の有無、諸問題等は各自治会によって千差万別であることを考えますと、行政区の見直しなどで市が直接的に介入していくことは、自治会で積み重ねた歴史や自主性及び権利を奪うことにつながりかねず、必ずしも好ましいことではないと考えております。自治会のあり方は、何よりも地域の皆さんの意思を尊重すべきものでありますので、長期的な視点に立ち、地域の実情に応じた検討を行っていただきたいというふうに考えております。

今後、市としましては自治会における諸問題や解決のための具体的事例などさまざまな情報を集め、行政連絡協議会等を通じ各自治会に情報を共有していただくことで自治会の自主性を促進していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 高橋まちづくり推進課長。

○高橋まちづくり推進課長 それでは続きまして、地域づくり交付金についてお尋ねがございましたので、私のほうからご答弁させていただきます。

各地域づくり組織の実態はさまざまでございます。人口、面積、行政区数、歴史、地理的条件、

いずれにも違いがございます。そのような中、一律的な組織体制を目指しているのではなく、これまでも地域の実情に応じて見直しを図るようお願いしてきたところでございます。

自治活動ですので、その組織のあり方について行政が口を出し過ぎるのは好ましいことではありませんが、とりわけ問題と思われるものとして、区長の充て職として構成される組織がございます。こういった組織では自治会運営の延長となり、残念ながら地域づくりが思ったほど進まないように見受けられます。市といたしましては、地域内にはさまざまな活動団体や女性、若者、高齢者など多様な人材が活躍していることから、そういった皆様の意見を集約できる組織体制が望ましいと考えております。住民の方々の得意分野が発揮できたり楽しめたりするような、多様な人材の出番をつくるのがこれからの地域づくりとして必要な要素だと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 藤井総合政策課長。

○藤井総合政策課長 次に、地方創生加速化交付金についてお尋ねがございましたので、ご答弁させていただきます。

ことし1月に国の補正予算として成立いたしました地方創生加速化交付金は、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として創設され、当市におきましては、サウンドツーリズム事業を申請しているところでございます。従来型の観光行政では、人はなかなか集まりません。まして当市の地理的条件を考えれば、当然のことと思われます。そこで、当市では、ご案内のとおりジオパークの認定による知名度の向上を図りましたが、まだ足りません。サウンドツーリズム事業は、現在の観光資源の魅力を一層引き立てるため、「現地で現地に合った音楽を」、をコンセプトに現地で音楽とともに観光資源を楽しんでもらおうというものでございます。これは、ジオパークを音楽によって推進しようと現在進めております四国西予ジオミュージックプロジェクトの一環で行うものでございます。四国西予ジオパークが織りなす空間から醸し出される癒やしと、現地に合ったアンビエントな癒やし音楽を現地で聞くというスタイルを創造することによりまして、観光資源に付加価値をつけ、他の地域と差別化を図るものでございます。

こういった取り組みは全国で初となるため、手探り状況となりますが、こういった取り組みについて賛同し、協力いただく企業とともに進めたいと考えております。

交付金の決定は3月中下旬の予定のため、申請中の交付金事業につきましては、本議会の最終日に追加提案として補正予算を計上させていただく予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 それでは、私のほうから、フォレストスタイル事業への取り組みについて答弁させていただきますが、時間のほうも迫っておりますので、事業の紹介につきましては省かせていただきたいと思ひます。

産業建設部では、昨年12月15日に関係職員を現地視察をさせまして、西予市へのフォレストスタイル事業の導入について検討を現在させております。東白川村で実施されております本事業導入につきましては、そのままの形、いわゆるコピーではなかなか難しい部分も多くあると思われます。事業実施の前段として、まず市内の施工組織体制を確立することが重要だと思われます。

東白川村では、行政がかかわることで顧客に安心と信頼感を与えるとのことですが、その根底には、顧客の時代の流れに沿ったモダンなデザイン等の多様なニーズ、その住宅建築満足度の向上に対応できる工務店と、その組織体制がしっかりしているからこそ事業運営ができております。万が一、事業着手後に何らかの事情で請負業者が倒産したり、建築が不可能な状態に陥った場合を想定しますと、その保証責任を担保する組織体制が必要不可欠であります。当然市がそのリスクを追うことは性質上無理でございますので、そのような点からも市内の工務店から成る組織体制の立ち上げは必要不可欠だというふうに考えております。

次に、顧客募集を行うエリアが市内だけでは、需要量から見ましてもメリットがございません。その範囲を広範囲にする必要があります。その場合、市内工務店が率先して受注が可能なのか、仮に中予地域で資材調達した場合と市産材持ち込みの場合と、価格競争において太刀打ちできるのかなど、さまざまな点から検証する必要がございます。

現在、東白川村の説明では、村から2時間程度

の地域として名古屋市など中京圏都市部がメインとなっております。幸いにも、都市部と村では賃金格差にかなりの開きがあることで、出張による住宅施工でも名古屋市内の工務店に対して十分な価格競争力を持っているとのことでございます。

また、東白川村のヒノキは東濃ヒノキと呼ばれ、特産品として古くから定着しており、産地仕入れて安価である強みに加え、製材協同組合やプレカット協同組合など、全て村内の加工施設で製品化されていることでコスト低減が図られ、資材購入費が圧縮されていることも大きな追い風でございます。

現在市で行っている市産材補助事業は、市内の住宅が対象でございます。市外での建築では補助対象となりません。東白川村では、フォレストスタイル事業を行う場合の柱材の現物支給を行っておりますが、施主が新築を決断するに至る大きな要因であり、また受注工務店にとっても経費削減の後押しになっているということなので、フォレストスタイル事業を導入するということになれば当然市産材補助事業との調整も必要になってくると思われま

す。また、東白川村では、村内に建築士事務所がなく、事業立ち上げの際には都市部へスカウトに向いた経緯があると伺っております。一世一代の大きな買い物である住宅取得を考えている顧客は、斬新なデザイン感覚やモダンな空間演出に魅力を感じ、そのニーズに応えられる建築設計事務所の存在は事業を進めていく中で非常に重要な役割を担っております。当市内には幸い建築設計事務所がございますので、西予市版フォレストスタイル事業を想定した場合、住宅設計と現場管理に際してのメリットやリスク分散など、設計関係者の事業参画に向けた協議を重ねていく必要もあらうと思われま

す。これらのことを踏まえ、今後は市内工務店や建築士会等の関係者に対し、さまざまな機会を捉えましてフォレストスタイル事業の概要を紹介するとともに、ご意見を伺いたいというふうに考えております。

肝心なのは、実施主体となる市内の工務店各社の機運の高まりではないかというふうに思われま

す。ウエブサイトを立ち上げて、いざ顧客募集を行っても、受注者が見つからないでは話になりません。大きな組織母体の構築が可能かを検証する

とともに、年間事業量を想定した中での木材の調達計画の検討、市内にある加工施設の諸条件を把握し、その能力分析を行うなど、多岐にわたる項目をピックアップしてこれらをいかにクリアできるか、西予市版フォレストスタイル事業の実現性を検証してまいりたいというふうに考えております。

幸い、東白川村が成功したことを他の地域にも広げていくための横展開の場合の助成というのが総務省のほうであるようでございます。そういった制度を活用できる可能性もございます。議会の検討委員会とともに、情報を共有しながら方向性を探っていききたいというふうに考えております。

次に、ICTを活用した販路拡大についてお答えをさせていただきます。

都市部、特に大消費地圏から遠い西予市では、地域生産物の流通の面で大きなハンデがあると思われま

す。その解消の手段の一つとして、インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジー、いわゆるICTを活用した取り組み、インターネットやメール、SNS等の活用が非常に有効であると認識をいたしております。西予市ではこの点について、市内の企業団体がPRやホームページの作成等を行うことに対しまして、支援4事業の一つになりますけれども、市産品販売促進事業を整備し、市内の企業団体に利活用いただいているところでございます。特に21年度からは、ホームページの充実、インターネット販売のための支援要望が非常に多くなっている状況です。また、平成25年度から西予市地域雇用創造促進協議会で就業等に関するさまざまなセミナーの開催を行ってまいりました。その中で年間15回程度、ICTを活用した取り組みについての講習会等も行っております。

一方、販路拡大におきましては、平成25年から3カ年間、西予ファンづくり事業というのを実施をいたしました。生産品を前に直接バイヤーにそのよさを伝え、企業レベルでの販路拡大を進めてまいりましたけれども、その際にバイヤーとの調整のツールの一つとしてICTの活用を各企業とも積極的に取り組んでいただいているようござ

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、続きまして私のほうから、田園ロマンの里づくり構想の現状と今後に関するご質問についてご答弁させていただきます。

まず、1点目の田園ロマンの里づくり基金はどのように活用しているか、またその成果についてのご質問であります。

議員ご案内のとおり、本市は鶴やコウノトリに選ばれた環境豊かな町として、鶴やコウノトリと人が共生できる豊かな生態系を持続し得る農村空間を創造し、地域住民と関係機関が連携し、鶴やコウノトリの里づくりを目的として、平成23年度に西予市田園ロマンの里づくり基金条例を設定し、基金を設置して事業を推進しておるところでございます。その基金の活用につきましては、主には田園ロマンの里づくり活動に取り組む団体に対し補助金を交付することにより、基金の設置目的である事業の円滑な推進を図っているところでございます。

団体の活動内容としましては、生態系の保全、鶴のねぐらの保全など、鶴、コウノトリの飛来しやすい環境づくりに取り組んでいただいております。その成果としまして、昨年10月末からけさにかけてもこの4カ月間の間、ナベヅルがおおよそ60羽本市に越冬しております。先月の15日に行われました環境省主催の平成27年度中国・四国地方ナベヅル・マナヅル情報交換会で公益財団日本野鳥の会の職員から伺った話によりますと、確認されたナベヅルの羽数の延べ羽数が、その日時点で本市が今期四国1位だということでした。基金の活用によって鶴類が安心して採食したり、ねぐらの環境をある程度用意できたのではないかと考えているところでございます。

次に、2点目の鶴やコウノトリの施策について、西予市はどのようなことを目指しているのか、また将来にどうなるのかのご質問であります。鶴やコウノトリはご承知のとおり絶滅危惧種でもございます。千葉県野田市と福井県越前市で放鳥されました個体は、それぞれ別の県などへ出ております。また、鹿児島県出水市は、戦前より鶴類の保護に取り組みられ危機的な状況は回避できましたが、集中し過ぎたことにより伝染病が起きた場合を考えて分散事業が進められている状況

でございます。また、豊岡市は、50年を超える歳月をコウノトリ保護活動に地道な取り組みを行ってきた経緯がございます。

本市といたしましては、このような放鳥や給餌という方法ではなく、鶴類やコウノトリの生息環境を整え、鶴類やコウノトリから選んでもらうということを目指しております。その取り組みとして、今後も安心して自然に飛来してくれる環境整備を引き続き進めていきたいと考えております。鶴やコウノトリが暮らせるこの豊かな自然環境を保全するとともに、これを次世代につないでいくことも大切な取り組みであり、また将来飛来が定着することによって環境教育への活用、地域振興への活用が図れるものと考えております。

次に、3点目の西予市でも研究機関との連携を目指す方向性もあるが、どう考えるかのご質問ですが、鶴類やコウノトリの生息環境を整え、鶴類やコウノトリから選んでもらうということを目指して、既に兵庫県立大学大学院地域資源マネジメント研究科長兼兵庫県立コウノトリの郷公園統括研究部長の江崎保男氏を初め、同公園研究部長心得の大迫義人氏などが本市をコウノトリの分散先の候補地の一つとして視察に来られており、意見を交換しております。また、日本ツル・コウノトリネットワークの金井裕会長や公益財団日本野鳥の会の職員にも視察していただき、鶴類の採食環境やねぐらの環境についても提案をいただいております。西予市と同様に鶴類の越冬地である西条市や高知県四万十市の関係者とも、情報交換を行っております。さきに紹介しました、平成27年度中国・四国地方ナベヅル・マナヅル情報交換会を本市に誘致でき、本州の越冬地である山口県周南市の職員の方にねぐらを視察していただき、ご意見をいただきました。

このように、既に構築できているネットワークを活用して生息環境の改善を進めているところでございます。さらに、有識者の団体の総会などを誘致して、いろいろな方からご意見をいただけるよう環境づくりを進めていきたいと考えているところでございます。

来年度としましては、公益財団日本野鳥の会と協働して、市民向けの普及の講座や小学生向けの環境教育のイベントを計画していきます。今後飛来が定着することがあれば、より関係機関と連携を深めていきたいと考えております。

最後に4点目の、今後もう一段高い目標を持って取り組んでいったらよいのではないかと思われるが、その考えはどうかとのご質問でございます。

長期的な目標としまして、一つには鶴類の飛来が今年度よりもふえることを期待し、そのための越冬できる環境とコウノトリが繁殖できる環境づくりを進めていきたいと考えております。

2つ目には、このような環境でつくられる農作物がブランド化され、それがさらに鶴類やコウノトリの生息環境が向上するようないい循環が構築できることを期待しております。鶴類やコウノトリが飛来し、過ごすための大きな環境条件は、安心した豊富な餌場や安全なねぐらの確保、そして何よりも大切なことはそれを優しく見守る人々であります。今後も地域住民の方のご理解や有識者のご意見を伺いながら環境整備を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 暫時休憩をいたします。（休憩 午前10時00分）

○議長 再開いたします。（再開 午前10時15分）

まず、6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。

ただいま藤井議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、先ほどの代表質問で、松山議員が五十数回目の質問だというふうに言われました。長い間の数多くの質問に対して敬意を表したいと思っております。私自身は、今回この8年間で26回目になろうかと思っております。その間三好市長には多くのご答弁をいただきまして、大変にありがとうございました。

私の質問は、多くが福祉というものが必ず入っておったと思っておりますけれども、そういう中で質問した最後に三好市長が何度か言われたのが福祉の国境論であります。言われたときにはもう既に時間がなくてその後の経緯は余り議論ができなかったということもあまして、三好市長に答弁をいただくのは今回が最後ということで、きょうは市長の国境論の考え方というところからスタートをさせていただきたいと思っております。

三好市長が考えておられる福祉の国境論、もう一度簡単に結構ですんで、ご説明をいただきたいと思っております。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、二宮議員の福祉の国境論について私の考えを述べさせていただきますが、ちょっとだけ時間を下さい。これは大事な話でございますから。

まず、福祉とは何かという考えからいかなないといけません、福祉の福という字は神から恵まれた豊かさ、福祉の祉は神の授ける福である、どちらも幸い、幸せの意味だということですが、これは、社会を構成する個々の人々が等しく受けることができる幸い、幸せを共有できる安定した生活環境をつくるのが福祉社会であると、このように思います。

福祉の国家論がありますが、これは19世紀後半の貧困者を救済する目的から救貧法が設立されたことが起源とされておりますけれども、現代社会は世界のどの国家においても、イデオロギーを超えて目的、形態が異なりながらも福祉政策は定期的に推進されていると、このように思います。

日本国憲法において憲法25条、皆さんもご案内のとおりであります、全ての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると。また、2項には、国は生活面において社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならないと法文化されております。なぜこの法文に「国は」を入れておるかということを考えますと、福祉は財源と深く結びつく。福祉はしっかりした財源基盤がなければ制度が成り立たないということから、国の責任を私は明記したものと、このように思うわけであります。

本来自治体の福祉の役割といえますのは、国の法制度を活用しつつ、そこに住む人それぞれに自治体の責任のもとに必要なサービスと居場所を保証する、これ大事なことなんですけれども、しかし今日、独自政策として持ち出される福祉政策は確かにその自治体に住む住民にはうれしいことですが、隣の自治体の住民は非常に不満になります。また、それに駆られて隣の自治体の福祉政策をまたそれ以上にやりますと、またもとの自治体の住民が不満を感じるようになります。

従来、公的福祉サービスの供給体制は、社会福祉を必要とする人が公平に利用できる方法を追求

して構築されるものであると。地域福祉を考えたときに大切なのは、先ほども言いました居場所を住民は簡単に動くことができないということなんです。こういうことから私は、地域間福祉において国境をつくるべきではないと主張してきたところでもあります。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。まさに正論だと、福祉に対しての正論だと私自身も思っております。ただ、市長は4万何百人の住人の生命と財産を守っていくという責務を負われている立場として、この国境をなくすために、各自治体の不満をなくすためにどのような行動をされてきたのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 よしあしは別にいたしましても、私も西予市の財政状況を考慮しつつ独自の福祉政策を実施してまいりました。例えば保育料につきましては、平成27年度の保育所入所児童の実績に基づき試算しましたところ、例えば国の基準を100とすると、西予市は74%になっておりまして、このたびの提案、今度の議会にも提案しております第3子の保育料の無料を、国の基準以上の拡充を入れますと57.3%となりまして、県下の最上位クラスになります。また、児童の医療費の入院、通院の無料化、年齢の差こそあれ、県内でも早くからこれは取り組ませていただきました。

しかし、この市町間の競争は政争の具となりやすく、本来の姿ではありません。既に全国のほとんどの自治体が独自の施策をとっていることから、特に人口減少社会に対応するため、多くの自治体実践している子供の医療費無料化事業については、国が自治体にペナルティーとして交付税の減額措置を果たしていることを早期に廃止、国の責任において子供の医療費無料化をするということを全国の市長会からともに提言をしておるところでありまして、これは、このことについては公明党の国会議員の方々も非常に協力をいただいで、国のほうと一緒に働きかけていただいているところでもございます。これも福祉の国境をなくすものの一つだと信じております。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 全国の自治体がそういう、本

来は国が行っていただくのがもちろん一番いいんですけれども、それぞれの現状の中で、住民からの要望を踏まえて、全国の自治体が国境をなくすためにどういうことをしていけばもっともこの国境がなくなっていくというふうにお考えなのかお伺いいたします。

○議長 三好市長。

○三好市長 まず、今ほども言いましたけれども、福祉の市町村間の競争を、政治の施策を選挙における政争の具としないこと、これが大事だと思います。そして、せめて県内は統一的な福祉政策をするために、市長会あるいは町村会でおおむね調整すべきであると。このことは私は市長会については、常に言ってまいりました。また、県もその指導的な立場をとるべきであると、このように思っています。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 市長は今までもそういう全国市長会とか県内の市長会において、そういうふうな発言をされているというふうなこともお聞きをしております。

私たち公明党が、全国の地方議員がこういう一般質問の中でそれぞれの地域の課題を福祉政策として各行政に訴えているという中で、その中で結果として国が動いたという事例がたくさんあります。先ほども市長、公明党の国会議員の話を紹介していただきましたけれども、例えば今皆さんがよくご存じな白内障の保険適用、これなどは白内障の、誰でもが高齢化すると目が見えなくなってくるというふうな中で手術をすると、一つの目が15万円ぐらいかかる、両眼だと30万円かかるということでなかなか踏み切れない。踏み切れないというか、お金がないからできないという声をたくさんお聞きをしとるわけです。その中で何とかできないかということで、もちろん国にも要望をしてきた中でなかなか進まなかったと。それを全国の公明党の議員が各議会で質問をして、その一部ですけれども、そのことに対して理解をいただいた市が1つ、2つ、3つとふえてきて、92年1月までに約130の自治体が助成をするというふうなことが始まりました。今は1,740ぐらいですか、全国の自治体が、平成の大合併があって。当時は多分その数倍あったはずの中の130ですから、多分わずかに1%、2%というレベルかもしれません。でも、その130の自治

体に助成が始まったことで、東京都も92年に予算化をしたと。それがきっかけになって公明党の国会議員、当時の市川書記長ですけども、衆議院の予算委員会でこれを訴えたということで、国のほうで保険適用というふうなことに踏み切っていたと。これが今大きく前進をして、いろいろな方が保険の適用で白内障の手術をされて、今また手術も進んで日帰りですらちょっときょう行ってたんよぐらいな感じの感覚の手術になっている、病気になっているというふうなこと。これ以外でも、よく全国的にも知っていただいているのは教科書の無償化、これも千葉県のある地方からの声が上がって、全国に広がって教科書の無償化、当時は1年から3年まで、次は4年から6年までというふうに段階を踏まえて今の教科書の無償化、これは憲法に保障されている教育というところから始まったというふうにもお聞きしてはいますが、そういうふうなことで国の制度に今はなっている。今回の予算にもありますけれども、児童手当、これの拡充についても同じように全国で訴えた声が国の制度となったというふうなことがあります。

私も何回かこういう質問をして、先ほど言われた市長の国境論、それはそれで私ももう納得はしとるんですけども、ただそういう地方の声がないと、なかなか国が動かないというのも事実なんです。そこのところも理解していただいて、行政のほうもよく答弁に出るのは、よそがやってないからとか、余りまだ進んでないからとかという言葉ではなくて、本当に住民のことを、そのことの大きさを、大事さをしっかり考えた行政運営というか、施策の運営をしていただきたいというのが我々の願いですんで、今市長もよくわかっていると思っておりますんで、ぜひ今後ともそういうふうに行政のほうに市長の思いとして残していただけたらありがたいなと思っております。

それで、市長の思いもわかったんですけども、また実際に住んでる住民の声からしたら、先ほど言われた隣の町ができてこっちはできてないということ、行政の人は不満かもしれませんが、住民はもっと不満なわけです。じゃあ例えば今西予市にないものが宇和島や大洲にできてたらどう思うのかな、と住民は。やっぱりそっちらのほうがいいなと思うのは住んで当然のことです。もし若い人、今から家を建てるだとか、結

婚して子育てをしようという人がどこに住もうかなと考えたときに、通勤圏、今高速道路も発展してますんで、西予市に住もうが、吉田の宇和島に住もうが、大洲に住もうが、そんなに余り変わらないということになったらどこを選ぶのかなと。そういう近隣自治体の福祉政策と西予市の福祉政策との先ほど言われた差ですよ、それを市民の皆さんに対しては市長はどのように説明をされるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 三好市長。

○三好市長 今ほどお話になりましたけれども、まずは、福祉国家を充実するためには、住民福祉を拡充することは国民と住民が豊かにできるために常に危惧しなければならないことであると、このように思いますが、今ほどお話しされた制度の谷間っていうのがあるんです。この制度の谷間をどうやっていくかということになると、おっしゃるように、制度の谷間に気づいた自治体が早く取り入れていくということが非常にこれ大事なことでと思います。それが今ほど二宮議員がおっしゃるように、国を動かす原動力になったということになります。それについては積極的に取り入れる必要があろうと思っておりますし、しかし前段においては、先ほども言いましたように、福祉は財政と表裏一体にありますので、過度な福祉政策は国家を破綻させますし、また地方自治体も破綻させる可能性があるということがまずあります。

以前も美濃部都政が福祉に傾注した政策をされたということで、東京都が財政的に窮地に追い込まれたという事実もありますし、介護保険制度を先導的な役割を果たしました、今は北秋田市になっておりますけれども、その中のもとの町の一つに鷹巣町という町があるんです。この町長は非常に介護保険制度を誘発する非常に力をやった町長でありましたが、この人は4期目のときに、財政破綻を恐れた住民によって偏った福祉政策が見直され、財政再建の道を歩むべきだというような主張で、4期目は残念ながら落選されたんです。やはり過度にいくとなりますとそのような問題が出てきて、私も住民に対してはこういう自分たちの身の丈に合った福祉をどうすべきだということ、責任を持って市民に私どもは説明すべきであると、このように思います。

大事なものは先ほど言われました、制度の谷間は非常に大きな問題で、そういうときは積極的に

取り入れる能力を持つのはまた違う次元で大事だと、このように思うわけでありませう。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 立場の違いといいますか、行政を運営される、執行される立場の方はやっぱりもちろん財政を考えながら慎重に多分やられるということで、今のご答弁だというふうに理解をしております。我々は、住民の思いを聞いて、いかにそれを実現するかというところで質問させていただいているというところのギャップもあるかと思ひます。

先ほども市長が言われましたけれども、余りさきにやり過ぎると国のほうからペナルティーがあるよという、前回の12月の質問でもそういうふうなことをおっしゃいました。たまたまですけどもことしの1月に国会が開会をして、1月8日、衆議院の予算委員会、たまたまテレビを見ておりました。そうしたときに、我が党の榎屋敬悟衆議院議員がちょうどこのことを質問をしておりました。偶然やったんですけども、今危機的な少子・高齢化の中で子育て支援で近隣自治体と比較されることについてどういうふうに考えるのかという中で、1月8日の衆議院委員会では、公明党の榎屋敬悟議員が、独自に子供の医療費を助成する市町村に対して、医療費増加のペナルティーとして補助金等の減額調整というのを今やっている。この問題を、やってる自治体は自分の自治体の市民のことを考えて一所懸命やってるんだと、これを何とかできないのかというふうなことを塩崎厚生労働大臣に迫っておりました。僕が見てもしつこいなというくらい迫っておりました。厚生労働大臣も苦笑いをしながら、今現在、子供の医療のあり方というのを議論をしていると、その中で春をめどに検討を早めるようにするというふうに表明をされておりました。

そのニュアンスから考えると、多分これ近い将来、そのペナルティーが外されるのか、減額されるのかという方向に行くんじゃないかなと私は感じとったんですけども、12月に質問した、先ほども言われた中学生までの子供さんの医療費の無料とか、今特に進められておる歯科治療ですね、大事な。この歯科治療の無料化などを、例えばそういうペナルティーが外されたら西予市はどのように考えていただけるのか、市長もう一度ご答弁いただきたいと思ひますが。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、今の二宮議員の質問についてお答えさせていただきますが、今ほど公明党の榎屋議員がご質問されたことは、私たち全国市長会のほうから積極的にお願いをして、党のほうにもずっとお願いをされたという契機があつて、それを取り上げていただいたもんだと思つて感謝をしておるわけでございますが。

まずは、ペナルティーが外される流れになるということは、非常に私たちにとつてもありがたいことであるから、そうすると、独自の福祉政策が少し前向きな動きがとりやすくなると、このように思ひわけでありませう。

そういう中で、愛媛県下の中の医療費の無料化の状態を見ますと、ほとんど私どもの西予市と同じような状況で、町村がもう少し濃く助成をしておるといふような状況でありまして、今見えますと、私どもが市の段階でもう一つやっつていいのかなというのが歯科であります。この歯科については、今ほどのお話があるとしたら組み込むことができる可能性もあるのかなと、このように思ひおつておつて、歯科については、既に踏み込まれておる市は今治市、新居浜市、西条市でありまして、ほかはまだようやっつておりませう。したがつて、その辺のところは今後大いに踏み込むことができる可能性がある、このように思ひおつておつて。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。一年でも早くそういう一つ一つ、財政をもちろん考えながらでしょうけども、早くそういう福祉の施策が進むことをご祈念をしておるところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2つ目の施策分、高齢者への支援策についてお尋ねさせていただきますと思ひます。

現在、西予市だけではありませんけども、全国共通の課題として少子・高齢化という問題があります。この広い西予市の地域の中で人口減少、また車社会が発達したということもあり、以前は集落ごとにあつた個人の商店とかAコープとか、そういうものが次々と撤退、または閉鎖をされておつておつて。車に乗れない高齢者や交通弱者等の皆さんにとっては、買い物が大変だといふお声を

たくさんお聞きをいたします。

特に今でもそうなんですけども、私、以前からここでも質問させていただいてるような団塊の世代の方ですね。もはや団塊の世代と言いついて何年もたって、多分もう早い人は70に近くなっておるような状況になってきてますけども、その方たちが後期高齢者、75歳過ぎたときに今の状況から考えて、もっと厳しくなるんじゃないかというふうなことが予想をされるわけです。行政として買い物難民と申しますか、買い物弱者と申しますか、そういう人たちのことに対してどのような認識をされておるのか。先ほど私が言った団塊の世代の人たちがふえる5年、10年先のことをどのように状況把握としてされておるのかをまずご質問させていただきたいと思っております。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、ただいまの二宮議員のご質問、買い物弱者への支援策の現状と5年先の認識についてお答えをさせていただきます。

高齢化と過疎化が急速に進んでいます本市において、買い物弱者は大きな地域課題であると考えております。

少し古いデータになりますが、平成24年12月に市内の高齢者1,500人を対象にして買い物環境等アンケート調査を実施したところ、日常の買い物に不便を感じていると答えた人は全体の41.5%という結果でございました。中でもひとり暮らしの高齢者の50.3%が不便を感じており、車の運転をしない人は55%が不便を感じているという結果から、それぞれの生活環境によって差が生じていることがわかりました。地区別にみえますと明浜の田之浜地区や野村の惣川、大野ヶ原地区、城川の遊子川、土居、魚成地区、三瓶の二木生地区などで不便を感じている人の割合が高い状況となっております。

また、不便な理由としましては、お店までの距離が遠い、歩いて買い物に行くのは大変、家族の協力がなくて買物ができないなど、小売店自体が近くにないことや移動手段がないといったことが大きな要因となっております。現状では車を運転する人は余り困っていないわけですが、数年後運転できなくなった場合のことを不安に感じているという意見も多く見られたところでございます。

アンケート結果や高齢化の進行スピードを踏まえますと、今後ますます買い物環境は不便になっていくと予想され、市といたしましてもさまざまな支援策が必要になるものと感じているところでございます。

以上、答弁させていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今ほど部長が言われたパーセントの高い地域、私もそういうところからのお声をたくさんお聞きをしております。

今言われたその状況の把握に対して、市として何か支援策というふうなことがあるのかないのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の支援策でございますが、平成23年度から市内の交通空白地域の解消に取り組んでおり、現在ではほとんどの地域で週2回程度の通院や買い物などに利用できる公共交通の運行を開始しております。また、平成26年9月からは、通院や買い物支援を目的としまして、市内区域における公共路線バスの運賃が半額となる高齢者路線バス利用助成事業を実施しているところでございます。満70歳以上の方を対象といたしますが、市内全域で1,000人以上の方が利用されており、ことし2月に行ったアンケート調査では大変助かっているという意見が多数寄せられ、事業の実施により利用者の約6割がバスの利用回数がふえたと感じていることがわかりました。

このほかにも、買い物環境の整備に向けては、店舗の充実や移動販売、宅配サービスの実施、買物の移動支援などが考えられますが、それぞれの地域の実情に合わせた支援策を考えていく必要があると思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 じゃあ今、最後に言われた地域の実情に合わせた支援策です。例えばどういうことが考えられるのか、お伺いをいたします。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問では、事例のことかなと思っております。

一つの事例としましては、今年度地域づくり組織と地域おこし協力隊の協働による、買い物支援サービスを取り組んだ地域がございまして、三瓶の

周木地区と城川の高川地区では各週で交互に山から海へ、海から山へ、山の幸、海の幸が届けられております。三瓶と城川の協力隊員2名が中心となって集会所などを拠点に移動販売を行っているのですが、高齢者のみならず、新鮮な野菜や魚介が届けられることで喜びを感じている住民も多いと聞いております。また、ほかの地域では、自主的に買い物支援を行っているところもあります。地区の加工所を利用して総菜などを調理し、注文を受けて配達をしたり、移動支援を行ったり、地元商店で買い物ができるような取り組みをしている事例もございます。

今後、行政の支援だけでは、多くの買い物弱者へ行き届かない面もあると感じております。それぞれの地域においてどのような支援が必要とされるのか、どのような互助、共助の仕組みづくりが可能なのか、地域が主体となった積極的な取り組みにも期待しているところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。

今言われた、三瓶と城川の協力隊の方の移動販売、それは助かっているという声とか、またその地元の人にとっては、楽しみにしとるんよというふうなお声もお聞きをしております。また、加工所から総菜等を配達されている地域の実情という、そういういろんな工夫をされているということに対しては、敬意を表したいと思っております。

全国の買い物難民の対策というのは、公共交通の充実とか乗り合いデマンドタクシーと、そういうふうなのが多いと思いますけども、経産省の買い物弱者対策を全国一覧を見たら何十ページもありましたんで、一部を抜き出したんですけども、西予市は、先ほど言われた公共交通のほうに多分使ってるというふうなことになってると思うんですけども、それ以外でも、こういう中には移動販売に助成をしたり、買い物代行へ助成をしたりというふうな、いろんな支援を全国で工夫をされながら多様な事業が展開をされているというのが実情だと考えます。

西予市には、生活環境が違う地域といいますが、海から山まで、またその山でも状況が、もう後ろが崖のようなところに住まわれとったり、宇和のような平地に住まわれとったり、多種多様で

あると思います。ですから、地域によって必要な事業というのがそれぞれあるのではないかなということで、今後行政はそこに事業としてどういうふうに運営をしていくかという考えを考えていただきたいわけですけども、今言われた協力隊の方、数名来ておられて、期限3年ですか、3年たった後に、できればこっちに住んでいただきたいという要望で多分来てもらってると思うんですけども、今は三瓶と城川のお二人が中心になってやられておりますが、そういうところにもっと同じ城川と三瓶のような要望というかニーズがあると思うんです。明浜もそうだと思いますし、そういうところに広げれないかなと。そういう人たちに助成をして、もう少し起業というか、きちんと経営ができるような形に助成をしてやっていただくというような仕組みというのができないもんかなというふうの一つ考えるわけです。そういうところ、今やってることを発展的に進めていくということもやっていただきたいなと思いますし。

今の部長の答弁の中にも、地域づくり組織との、一緒にやるというふうなこともあったと思うんですけども、私は今まで、特に高齢者の問題では地域包括ケアシステム、国もこれを進めてますし、各地方も今一生懸命考えておる中で進んでるところもあれば、まだまだのところもあります。今回もこの後にも質問しますけれども、地域づくりの交付金、市長が地域のことをしっかり自分らで考えようというふうなことで始められた制度が5年たって、今回見直しになります。その2つを、何とか一緒に考えるような仕組みというのがないのかなと。地域づくりは地域づくり、地域包括は地域包括というふうに考えていくと、ちょっとマッチングしないような気がするんですが、一つ一つ見ていったら、ああ一緒やないかというふうなことが、僕はたくさんあると思うんです。だから、行政のよく言われる縦型ではなくて、そういう連携をしながら、その一つの買い物弱者であったり、今特に全国的に大変な認知の見守りであったりとか、そういうふうなのを踏まえて、この地域づくりの組織と地域包括ケアシステムがマッチングするような施策というか行政の運営の仕方、そこをぜひ私はお願いしたいなと思っております。

できればそれに加えて、以前から言ってる、今団塊の世代の人らがお元気なうちに、ボランティア

アの制度もその中に組み込めればもっといい制度になると思いますし、27ある地域組織がそれぞれ状況が違うわけですから、できるところから進めていくと。先進地になっていただいて、周りの地域があそこはええことやりよるなというふうなことで広がっていくと。10年後には、西予市どこへ行っても安心ですよというふうな地域ができていけばありがたいなというふうなのが私のいい方向の予想なんで、ぜひ行政としてそういうふうな取り組みをお願いしたいなと。これは要望というか、そんな形をお願いをしたと思っております。

次に、同じ高齢者の問題で、今の買い物難民にもあったように、現状集落に人が少なくなってきた、特に若い人がいなくなって、高齢者ご夫婦だけで住まわれとったり、また独居の人が、ひとり暮らしの人がたくさん多く住まわれているというところもかなり見受けられます。そういう人たちの命の安全といいますか、そういうことに対してちょっと今回質問させていただきたいんですけども。

先日、開会の挨拶で市長も言われました、救急の24時間体制、あれが何とかめどが立ってきたというふうなことで、全市にそういう見込みができてきたということはいずれのことだと思えます。これまでの三好市長や菊池消防長が国やいろんなところに訴えてこられたことに対して、それが実ったことに対して、ご努力に感謝と敬意を申し上げます。

そこで、救急車を呼ぶときに、119番せないけんです、119番せんと救急車来てくれませんか。そこで、今現在西予市にはガチャピーという制度があるわけです。これはもう障害者の人だけなんですけども、要するに電話できない人が以前はファクスでしていたのを携帯電話から119番すると来ていただける、それにJPSも入っているというふうなことでやっていただいているんですけども、今そのガチャピーの活用状況、それをまずお聞きしたいなと思っております。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 それでは、ただいま二宮議員のガチャピーの活用についてお答えをしたいと思います。

当消防本部では、平成25年度に聴覚障害者等の緊急通報手段といたしまして、携帯電話のアプリ機能を利用した緊急ウェブ通報システムガチャ

ピーを導入いたしました。同時に、市の高齢福祉課の協力を得まして、聴覚障害者及び言語障害の手帳所持者を対象に説明会を行い、希望者の登録を行いました。当初の登録者は5名、その後単独で2人の登録があり、また平成26年度には対象者の範囲を西予市在住者から西予市内在学者に広げて特別支援学校の生徒に対して説明会を行い、3人の方が登録されました。現在、合計10人が登録されている状況であります。

現在までに活用の事例はございません。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ももとの対象者がそんなに多くないというのもあるんですけども、広がらない理由の一つは何かと思って、ちょっとホームページからそのガチャピーというのを探そうと思って見たんですけども、なかなかこれがたどり着かないんです。だから、どういうところで、最初はいろんな声かけで多分スタートされたんだと思うんですけども、その後、どういうふうな啓蒙とか、ホームページの活用というふうなことからすると、どういうふうなご努力をされたのかなと思うんですけども、その点も1点お聞かせ願いたいと思います。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 平成25年度に、高齢福祉課と共同で聴覚や言語障害などにより緊急通報が困難と予想される方の調査を実施したところ、196人が市内に在住しているとの結果を得ております。この方々を対象に、宇和町、野村町において、それぞれ通報システムの説明会を実施いたしました。参加していただいた方は10人程度と少ない状況でありました。

そこで、西予市ホームページ上で当該システムの紹介記事を公開したり、消防職員に手話技術を習得させ手話協会の監修のもとで説明ビデオを制作し、西予CATVにて随時放送していただくなど周知を図ってまいりましたが、思うように登録者が増加しておりません。これは、対象者の方それぞれがコミュニケーションの方法にばらつきがあるためと考えられますので、今後はボランティアサークルや支援者などと協力しながら地道な活動で周知徹底を図る必要があると考えております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 この導入をするときに、消防長に言ったのかな、前の消防長だったか覚えてないんですけど、この制度というか仕組みです、この仕組みは本当に素晴らしいんで、聴覚障害者の方だけではなくて、いずれこういう高齢化の時代の中で高齢者の人に使っていただくようにしたほうがいいんじゃないかと、できるんじゃないかというような話をして、ちょっと検討しとってやみたいな話もしたように思うんですけども、そのことについてなんか検討されたかどうか、ちょっと1点お伺いします。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 確かにご指摘のとおり、せっかく入れておるシステムですので、できるだけ多くの方が登録されるのがベストかなと思っております。その中で、ひとり暮らしのお年寄りの方などは非常に緊急時に助けを呼ぶ方法に不安を持っておられるということから、そういうことにも含めた中で広げていくべきかなというようなことも考えておりました。

いろいろと、現在のシステムのガチャピーには最低条件として、本人が携帯電話を持っていてアプリを操作できなければ使用不可能、少なくとも4回の操作が必要であるため、携帯電話の操作になれていなければ利用することは非常に難しいかなと考えています。つまり、コミュニケーションをとれるのであれば、119番を通報したほうが早いし、現在西予市におけます位置情報システムを利用すれば携帯電話を発信した場所の特定もできるというようなメリットもあります。このようなことから、メリットが見込めない方に対してはこの通報システムの利用を勧めることはできませんが、しかしこのシステムによってメリットが期待できる対象者については、障害者手帳の有無などに関係なく、登録を拒むものではございません。今後とも当該システムの利用方法を研究して、利用状況を個別具体的に判断しながら、高齢福祉課とともに連携をとり推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 先ほども言われた、独居の方には有効かというふうな話もありましたし、電話していただければもちろん一番いいんですけど

も、何かあったときになかなか声が出ないという状況があると思うんです。119番をしてもいざというときに正確に伝えられない、そういうときにこのガチャピーというのは僕生きると思うんですけども、実際に今、高齢化、独居老人がふえたという中で、県内または市内で孤独死、すぐ見つけてあげられなかったという孤独死がどのくらい発生しているのかと、そういう状況がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 ただいまの件ですが、管内、平成27年中の救急件数は1,821件、うち患者が死亡された事案が49件あります。その中で、ひとり暮らしのお年寄りの方が7人含まれております。これは施設入寮者は除いております。その7人のうち2人の方が、発見がおくれて救急隊が到着した時点では既に亡くなっていたというような状況であります。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 そしたら、また生活福祉部長になろうかと思うんですけども、独居高齢者の実態といいますか、大体どのぐらい市内におられるかという数、その数がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまのひとり暮らし世帯の高齢者数でございますけれど、平成27年国勢調査の結果が全て公表されておられません。よって、平成22年の国勢調査をもとに、単純な推計をしているところでございます。ことしの2月1日現在であります。65歳以上のひとり暮らし世帯の高齢者数は約3,200人、また75歳以上は約2,100人と推計しているところでございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 ありがとうございます。65歳以上でも3,000人おられるということで、僕は喫緊の課題じゃないかなと思うんですが、過去からというか、今まででも緊急通報システムというのがあります。それもある程度の人が利用されてるというふうに私は以前の委員会でお聞きしたことあるんですけども、その数がもしわかれば教えていただきたいんですけど。

○議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 緊急通報装置でございますが、これはひとり暮らし高齢者、また身体に障害のある方に対して装置を貸与することにより、急病や災害などに迅速かつ適正な対応を図ることで見守りが強化され、安心した暮らしにつながっているところでございます。

設置台数でございますが、ことしの1月末現在で市内全域で171台の設置となっております。各地区の内訳は、明浜が15台、宇和が33台、野村が70台、城川が27台、三瓶が26台となっており、新規に設置される方もいれば施設入所や転出等で設置を外される方もございまして、設置台数はやや減少傾向であるかなと思っております。

なお、昨年1月から12月までの1年間に9件の通報がございました。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 今の人数とか、この緊急通報システムを利用されとる数とか、そういうふうなことを踏まえると、私自身は必ずニーズはあるというふうに思っておりますし、先ほど消防長がご説明いただいた携帯電話でGPS機能がついているからというお話ももちろんわかりますけれども、しゃべれない人があったり、裏の崖とか家にかかるまでの状況、その遊子川地区とか惣川地区とか、ここでこけられたらどうされるんやろうなと思ったときに、絶対119番、家にある電話まではたどり着かないし、先ほど言った携帯で119番してもなかなかうまくしゃべれない。黙ってGPSですっと来てくれるかというたらなかなかそれも難しいんじゃないかと私自身は思うわけです。手が動けば4回の操作で通報がしっかりできるのであれば、これを利用する手はないんじゃないかなと。

先ほど研究していた中でどういうふうにしていただいたかわからんですが、今のシステムで例えば何人まで利用できるのか、またランニングコストはふえたことでかかるかだけちょっとわかれば教えていただきたいんですが。

○議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 ランニングコストであります。月に5万円のコストが発生しております。登録人数に関しましては、ふえたからといっ

てこれは問題はございません。その人口に対してのその定額のランニングコストが要るようになっておりますので、それが西予市の人口全員が登録をしたとしてもそれがふえるというわけではございません。

以上です。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 であれば、できれば高齢福祉課ともう一度ご協議をいただいて、ぜひ近い将来これ利用できるように。

私は、別に健常者というか若い者でもいいと思うんです。便利だと思います。何かあったときにはしゃべれないというのはお年寄りだけじゃなくて、我々でも救急の人が電話出たときにしゃべれない可能性はあるわけですから、こういうのがあれば、今、携帯いじってる人がたくさんおるという中では絶対僕は有効、効果的じゃないかと思しますので、ぜひ今後の課題として早目に考えていただけたらと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、最後の質問に行かせていただきます。

先ほども代表質問の中でありました地域づくり交付金について高橋課長のほうから簡単な説明がありました。そのことについて詳しくお聞きしたいなと思っております。

地域づくり交付金は、先ほども言いましたように三好市長が昭和30年代の元気な地域を取り戻すためにという思いで基金を取り崩して5年前からスタートしていただいて、できてるところ、できてないところさまざまとは思いますが、もう6年目を迎えて今度制度の変更をされるというふうなことで以前の広報紙にも載っております。

その5年間やった中で、市としてどのような組織から、今の状況とその27組織がどういうふうな状況になってるかということと、今回制度を変えることに当たって、どのような要望とか意見を聞いたのかということをもっとお伺いしたいなと思えます。

○議長 高橋まちづくり推進課長。

○高橋まちづくり推進課長 それでは、お答えいたします。

まず、地域づくり組織からの意見や要望は聞いたのかというお尋ねがあったと思いますけれども、この地域づくり交付金についてでございますがこの制度の見直しに当たり、約1年半の期間を

かけて外部有識者を含むプロジェクトチームにより議論を重ねてまいりました。このプロジェクトチームの中には、先ほどの議員のご質問にもございましたように、地域包括ケアシステムの関係もございましたので福祉部門とか危機管理課、あるいは生涯学習課、こういう横の連携をとりながらプロジェクトチームで議論を重ねてまいりました。その間、中間報告といたしまして昨年の夏には各支所単位で改正内容の概要説明等、意見交換を目的に説明会を開催しております。

さらに、旧町単位に設置しましたワーキンググループにより個別に意見交換会を開催するなど、事業の方向性を対話型で積み上げてきております。この間、市内全域で62回による会議を重ねてきたこととなります。

広域な当市におきましては、地域により人口、あるいは地理的条件、産業、風土と違いもさまざまでございます。多様な意見がある中で、どの地域にも適用できる一律の制度にするということは大変難しいのも事実でございますが、自分たちの地域をよりよくしたいと熱意のある地域を応援できる制度設計ができたと考えております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 先ほども言いましたように、27の中でいろんな地域がありますんで、進んでるところ、進んでないところ、進められるところ、進められないところというふうなのがあるのはわかっております。おくれてるというか進めてこられてない組織に対して、進めてるところに関しては進んでもらったらいいんですけども、どういふふうな配慮というか考慮を今からされるつもりなのかお伺いいたします。

○議長 高橋まちづくり推進課長。

○高橋まちづくり推進課長 組織の事情というお尋ねがございました。

恐らく、これは温度差というような形で私は捉えておりますけれども、小学校区エリアでのコミュニティの素地がもともとある地域、あるいはそうでない地域によって機運の盛り上がりや危機感の共有化などへの違いがありまして、取り組む姿勢にも違いが生じているのも事実でございます。

この5年間を見まして、その違いの根幹は組織体制にあると私たちは考えています。組織づくり

がうまくいけば、議論が活発化し、よいアイデアも生まれると思います。組織役員が区長などの充て職であり、また輪番である組織はなかなか交付金の使途が自治会への分配にとどまることが多く、地域づくりがはかどらない傾向にございます。

その顕著な差の原因のもう一つといたしまして、その地域がどうなるのだろうという危機感の差にもあるんじゃないかというふうに思われます。まだ大丈夫だろう、誰かがやってくれるだろう、行政が何とかしてくれるだろうという意識があるところでは、なかなか地域の活性化につながらないと思われます。

しかし、西予市の将来を見れば、どの地域であっても危機感を持っていただく必要がございます。そのため、次年度からの組織体制に関しましては、女性や高齢者、あるいは若者や趣味の団体など多様な人材を投入して、それぞれ地域づくりができる、活躍できる場づくりが必要だと思っております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 全く組織があればという話は同感であります。

ただ、今まで地域で説明をされてきて、新制度のためにこういうふうにしてくださいよというふうに、多分行政のほうから言われてるんだろうと思うんですけども、受けた地域は、今度女性も1人入れるんと、若い人も1人入れるんとだけなんです、伝わるのが。その説明が、今度地域づくり組織にはあるんかもしれんけども、その下のそれぞれの各集落に行くと、そのレベルなんです。そういう人を出してくれると、それだけなんです。そこをどうするか、そこがわかってないに出てきません、人は。そこへの丁寧な説明というのが僕は必要じゃないかと思えますし、担当の職員さんがおるわけです、その地域づくりには。そういう人たちができてないところにどれだけ話をして行って、人材を引き出していけるのか、そこが僕は一番の根本になると思うんですけども、そういうふうな取り組みはいかがでしょうか。

○議長 高橋まちづくり推進課長。

○高橋まちづくり推進課長 今ご質問がございましたけれども、やはり地域だけではなかなか計画書づくり等が進まないのではないかとご質問

だと思っんですけれども、この4月から私たちは新たに外部有識者によるアドバイザー派遣制度を新設したところがございます。このアドバイザーには、今まで西予市にも何度も入っていただいておりますいろんな有識者を中心をお願いしておりますところがございます、このアドバイザーの方が入っていただくことによって、地域課題の発掘とか活性化策の提供など、話を進行していただいて計画書に結びつけをして、それを実行に移すというような形で、地域づくりが進んでいくのではないかというふうに期待をしているところがございます。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 そういところもしっかり各組織の下の組織、一つの集落にまで浸透するように、ぜひ努力をお願いしたいなと思っております。

最後になりますけれども、組織を育てる制度へということで、市長が一番最初に言われたのは10年間はこれやりますよというふうなお話やったと思っんですけど、最後の後半の5年間になりました、この5年間で以前から言っている団塊の世代が75歳という話を何回もしますけども。もう今から5年、10年先にはできとってほしいなという思いで、この制度もやっていただきたいなと思っんです。

まず、その中の今回の変わった分の中で予算案について最後に。

また、今回も何かお話を聞くと、一つの事業をすると単年度でまた返してくれみたいな話になつとるよというふうなお話を聞くんですが5年前も私は同じことを言って、単年度ではいけんと、繰り越しができるようにしてくれというふうなことでやっていただいた経緯があるんですが、その件については今回どういふうな学習をされとるんでしょうか。

○議長 高橋まちづくり推進課長。

○高橋まちづくり推進課長 なぜ単年度ごとの事業申請なのかというお尋ねがございました。

ご指摘のとおり、これまで予算残額を基金として積み立てることを認めておりましたが、新年度からはその年度に使用しなかった交付金につきましては返還いただくこととなります。

その理由といたしましては、今までの基金でござ

いますが、積み立てて大きな事業を実施しようとするためのものであると思っれますが、これは今回新設いたします手挙げ型交付金、提案が認められればある程度まとまった金額を交付するというを想定した事業を設けておりますので、積み立てていくということに変えていけるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 いろんな進化はできると思っますんで、ぜひそのときそのときの地域の事情とかご意見とかをしっかりと聞きながら、前向きにいい組織づくりができるようなご努力をぜひお願いしたいなと思っております。

今回の一般質問はこれで最後とさせていただきますけれども、当初に言いましたように、三好市長にはこれまで数多くの答弁をありがとうございました。また、各部長さんにも今回ご定年になられる部長さんもおられると思っますけれども、今後とも西予市行政発展のために、またご尽力いただいたらと思っております。

本日の一般質問、大変にありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前11時15分)

○議長 再開いたします。(再開 午前11時30分)

次に、2番井関陽一君。

○2番井関陽一君 議席番号2番井関でございます。

ただいま藤井議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

市長の挨拶にありましたように、任期最後の一般質問となりますので、過去の質問も交えて質問させていただいたらと思っております。

まずは、広報せいよや市長の議会招集挨拶でも取り上げられました伊予生糸についてですが、地理的表示保護制度というのはどういったものなのか、広報せいよでも詳しく書いてありますが、具体的にわかりやすく説明してもらいたいと思っます。また、今後そのことが販売に対してどういメリットがあるのかをあわせてお願いしたらと思っます。よろしくお祈いします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 地理的表示保護制度ですけ

れども、地域ブランドの品質確保や保護を目的とし、地域で長年にわたって育まれてきました特別な生産方法や、気候、風土、土壌などの生産地の特性により、高い品質と評価を獲得するに至った地域産品の名称を地理的財産として国がする保護制度のことでございます。

触れていただきましたように、先般農林水産大臣登録第10号の認定を受けることができました。これは、平成27年6月1日に地理的表示法が施行されたのに伴い、西予市の知名度アップと養蚕業の誇りやプライド、伊予生糸のすばらしさ、伝統的な文化価値を守り続けている養蚕農家や、シルク博物館、関係者等の皆様の思いを全国に発信したいという思いで申請をし、登録に至ったものでございます。

また、この申請に当たりましては、国内外への消費を拡大していこうというメジャーなものが大変多く、その中であって説明が非常に難しい部分があったわけでございますけれども、平成26年度から連携して協議を進めております愛媛県伊予生糸再生協議会の会長である県農林水産部農業振興局の森会長の全面的なご協力、ご指導により実現したものであります。今後は、現在生産されている生産量を少しでも継続して生産に結びつけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 まさしく地域ブランド、この地域ブランドをよりよい品質、高品質なものを売っていくということが、今後この伊予生糸を守っていくために非常に大切なことじゃないかなと私も感じておる次第でございます。

今、先ほど言われました森局長の話ですけども、実際に西予市まで来ていただきまして養蚕農家の方ともお話をさせていただいたり、あるいは現場を見ていただいたりとかした経緯がございます。そういった中で、今回この地理的表示保護制度に認定されたということに関しまして、私個人といたしましても非常に喜んでおるところでございます。

そういった中で、先般養蚕に特化した地域おこし協力隊の募集を行って、今後こういった産業を守っていこうということを市長が言われておりました。その結果としまして、一度募集があったとは聞いておりますが、その後の経過がどのように

なっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 養蚕に特化した地域おこし協力隊の関係でございますけれども、平成26年度より養蚕に特化した地域おこし協力隊の検討を行いまして、平成27年4月着任を目指し募集をかけました。2名の応募がありまして、こちらまで面接に来ていただいて1名の方に採用の連絡を行いました。しかし、赴任の直前に家庭の事情により辞退をされたという経緯がございます。その後、平成27年9月着任を目指しまして大阪、東京での募集活動やホームページ等の広報も行ったところ、大変多くの方に関心を持っていただき質問もたくさんいただきました。ただ、時期的な問題もあったと思われまますけれども、応募にまで至っておりません。

過去2回の取り組みについては、そのような状況でございますけれども、平成28年度につきましても、地域おこし協力隊の制度を活用したいというふうに考えておりまして、予算計上をお願いしているところでございます。

また、別の事業になりますけれども、大日本蚕糸会のほうでも、さまざまな支援策が現在計画をされております。その辺の活用についても進めていくように取り組みを検討させていただいております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 地域おこし協力隊につきましては、先ほど説明していただきましたように募集があって、もう決まる寸前まできとったという話を私も聞いておりました。本当に残念だなと思っておるんですが、平成28年度におきましても、またこの地域おこし協力隊の募集をかけていくということを今言っていただきましたし、大日本蚕糸のほうの助成のほうもあるということで、そちらのほうからもアタックしていただけるということではございますが、確かに地域おこし協力隊という団体といいますか、募集になりますと、前回の質問でも申しましたが、実際に何かに特化した協力隊というのが、今からこの西予市を支えてくれるんじゃないかなと思いますので、ぜひとも達成できますようお願いしとつたらと思います。

それでは、次に行きますけれども、市長さんは次の式年遷宮や東京オリンピックのユニホームの一

部にこの伊予生糸を使用してもらいたいということをお申しております。期待に胸が膨らむ思いでございますが、今後この生産体制が確立しないと、これを守っていくことはできないと思われませんが、この生産体制についてどのようにされていくお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま井関議員ご指摘のとおり、認定はされましたが数年後にはなくなりましたということではいけないと思っております。生産体制の強化が今から必要だろうというふうに認識をしております。

この生産体制につきましては、先ほども申しましたが、愛媛県と連携いたしまして平成26年度から愛媛県伊予生糸再生協議会を立ち上げまして、今後の生産体制をこれまで協議をいたしました。

27年度におきまして、養蚕農家は西予市内で6戸となっております。平均年齢は79歳と非常に高齢になっておりまして、繭生産量は1.3トンとなっております。

今後の活用方法としましては、ご質問にありました4年後の東京オリンピック、パラリンピックのユニホーム等への活用、また次の式年遷宮での伊予生糸の献納などが大きな取り組みだというふうに思います。どちらも市としまして大変重要な案件と捉えておりますけれども、オリンピックでの活用については、近く愛媛県知事にも協力要望に伺うこととしておりまして、市、県が連携をとりながら実現に向けて取り組んでまいります。そのためにも、後継者育成、生産量増加が喫緊の課題でございますけれども、繭の生産を増加するためには、カイコの餌となる桑、生産に際して必要となる機具、また施設が必要となってまいります。

桑苗につきましては、平成27年度より10アールの圃場で桑苗約4,000本を生産しております。今月中には、新規養蚕に取り組んでいただく川津南地区の農地40アールへ配布をし、植栽を行う予定としております。この事業を5カ年計画で実施し、桑苗の生産を図っていききたいというふうに思っております。

また、器具の調達につきましては、協議会で過去に養蚕を行っていた方々へ協力の依頼をいたしまして、専用の機具、資材の提供をお願いいたし

ました。かなりの収集ができましたので、現在市のほうで保管をしております。

また、施設につきましては、既に離農された施設の活用ですとか、こちらも大日本蚕糸会のほうに大きな補助制度がございますので、そこらあたりを活用しての検討を現在模索しているところでございます。

並行しまして、先ほど説明をさせていただきました地域おこし協力隊の募集ですとか、新規養蚕農家の就農あっせん等の後継者育成をより強化し、東京オリンピック、パラリンピックの年には3.5トン、10年後には4トンの繭生産を目標に養蚕振興を推進していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 三好市長。

○三好市長 これにつきまして、私の思いも伝えておきたいと思いますが、今養蚕農家が少なくなっておるといのは、高齢化をしておるとい現実があるわけでありまして、それ以上に養蚕が生活費を支えるようになってないということだと思っております。私はまずその地点から、まず1キロ当たり、国や大日本蚕糸会のご協力も得て、以前は2,200円でございますけれども、この議会のほうにもお願いをして1キロ当たり4,000円、世界トップであります。今それで買わせていただいております。

そして、このことは今後も続けていきたいと、これは私からの今からやっていただく方々に対する発信であります。ぜひそこで生活を支えることを含めて、今後やっていかざるを得ないではなかろうかと思っておりますので、その辺のところ。

それと、知事に対しては今月の16日に要望をさせていただくようになりました。県議も一緒に同行いただくということで、兵頭県議にもお願いをしておりますが、それだけではなしに、養蚕農家、養蚕にかかわる方々も一緒に行って熱い思いを伝えて、東京オリンピック等々に向けて今から知事を先頭をお願いをする、そして私たちはその体制づくりをやっていくということをやっつけていただきたいと思いますので、井関議員も初めその関係の方にもぜひご協力をお願いいたします。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 部長の答弁の中で、今4,000本の植栽をしておいて、それを今から川津南のほうに計画的に移植していくという話でしたが、川津南で今から行われる養蚕の規模といますか、生産量がどの程度見込まれているのかおわかりでしたら、答弁をお願いしたらと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 将来的な規模につきましては、1トンぐらいを目指したいんだというお話は伺っております。ただ、今回桑苗をお分けする面積が、先ほども言いましたように40アールでございますので、400キロくらいまでの、桑苗が大きくなったと計算してその程度でございますので、今年度の取り組みといたしましては、まず200キロ程度を目指して、勉強かたがた飼ってみたいというふうな意向を伺っております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 将来的には1トンということで、ことは200キロくらいから始まるということでしたが、先ほど答弁していただきましたように、最終的には3.5トンから4トンの生産量を目指したいということでしたが、このことを考えますと今1.3トン、それも平均年齢が79歳ということを考えますと、なかなか先ほど申された3.5トン、4トンという体制は難しいんじゃないかなと考えますが、新たな後継者の育成をお願いしたいということをおっしゃったので、そちらのほうに向かって努力していきたいと思います。

先ほど市長が言っていただきましたように、大変2,200円から4,000円の今は高額な金額で買ってはいただいておりますけれども、この4,000円でもなかなか独立で養蚕だけでこれを行っていくというのは、まだまだ大変な状態であるようでございます。たとえ1トンを生産しましても、それで家族みんなが生活をしていくというのは、なかなか大変な状態であるようでございますので、今回の地理的表示保護制度をうまく利用していただきまして、高級ブランドとして高く販売していただき、生産農家の手取りが多くなるように、よろしく願いしとつたらと思います。

それから、オリンピックのユニホームに関して

ですけれども、知事をお願いして3月16日に市長さんを初め行っていただけるんじゃないかなと思いますが、ぜひとも達成していただきまして、東京オリンピックでもし使われることとなりますと、本当に西予市の名前が全国にとどろくんじゃないかなと思いますので、ぜひよろしく願いしたらと思います。

それでは次に、地産地消についてお伺いをしたいと思います。

過去平成24年、私の一番最初の質問でございますが、そのときに現在の野村病院、あるいは宇和病院の地産地消の状況はどうなんでしょうかとお伺いしたことがあります。そのときに野村病院は40%の利用、宇和病院は45.6%の利用であり、新しい市民病院ができて可能な限り地産地消で行いたいという答弁がございました。現在の西予市市民病院の地産地消の状況がどのようになっているのかをお伺いしたいと思います。

○議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問の市民病院の地産地消の状況ということでございますけれども、新しい病院ができて2年目を迎えております。給食調理につきましては、衛生管理が行き届きました新しい施設で入院患者の皆様へ安全・安心の食事の提供に努めているところでございますけれども。

ご質問の地産地消の状況でございますけれども、現在給食の主な食材となります米、野菜、牛乳などにつきましては、地元産品を使用し、また納入業者につきましても、できるだけ地元の業者を利用しておるという状況でございます。

地元産品の使用率でございますけれども、平成26年度のある期間を対象としました使用状況の調査におきましては、市内産が7.6%、県内産38%、合わせますと45.6%となっております。これは前回の平成24年度の議員の質問のパーセントと同じパーセントでございます。ただ、市内産の食材では米そしてお茶、シイタケにつきましては、100%地元を使用しておるという状況になっております。

今後におきましても、コスト面を十分に検討しながら可能な限り生産で賄い、また安心・安全でおいしい食事を提供していきたい、そして地元の地産地消にも努めてまいりたいというふうなことを考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 市内の利用量、県の利用量におきまして、なかなかまだ50%に達していかないというところがございますが、まずは次の小学校の質問もして、その後にもまた質問させていただきたいと思っております。

統合が行われました野村小、明浜小、三瓶小学校の状況が今どうなっているのかお教え願いたいと思っております。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

統合後の各小学校の学校給食につきましては、現在三瓶小学校は三瓶学校給食センター、明浜小学校は明浜小・中共同調理場、野村小学校は校内の自校式調理場でそれぞれ調理を行っているところでございます。

三瓶小学校につきましては、三瓶学校給食センターにおきまして小学校の統合前から三瓶地区全域の小学校分の給食を調理していたため、統合後におきましてもその運営形態に変更はございません。

明浜小学校、野村小学校につきましては、それぞれ統合によりまして既存の調理場で調理する食数はふえましたが、調理場自体の運営方法について統合前後で変更はございません。

また、野村地区におきましては、統合拠点校となりました野村小学校以外の閉校となりました小学校の単独調理場には、栄養教諭などの専門的な職員が配置されていませんでしたので、各単独調理場の地産地消のデータについては把握できておりません。したがって、野村地区におきましては統合前と統合後の地産地消の割合を比較することができないのが実情でございます。その点まずご理解をいただきたいと思っております。

今年度における地産地消の状況でございますが、品目ベースでの年間平均で明浜が6.3%、野村が24.5%、三瓶が10.2%となっております。また、西予市内全ての市立小・中学校における西予市産食材の使用割合は、平成28年1月の学校給食地場産物活用状況調査において穀類37.7%、豆類が43.5%、緑黄色野菜が12.5%、果実類が54.5%、魚介類が11.9%、肉類が8.3%となっております、全体では14.1%となっております。

現在市内の学校給食は、旧町ごとに配置された栄養教諭及び学校、栄養職員がそれぞれ献立を作成し各調理場で地産地消の推進に取り組んでいるところではありますが、現在整備中の宇和学校給食センター及び平成28年度から整備を予定しております野村学校給食センターにおきましては、安全・安心でおいしい給食の提供はもちろんであります。ふるさと教育と合わせた食育の推進、そして地産地消の観点も大きな柱としております。平成28年度におきましては、今後より一層の地産地消の推進を図るため、行政内部の関係部局はもちろんであります。JAまた農業生産法人などの生産者団体、食材の流通機関、給食センター、また栄養教諭などの学校現場、西予市立病院などの関係機関で構成する何らかの組織を立ち上げまして、地元農畜産、水産物の利用向上に向けた検討を行ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 ありがとうございます。

今、各小学校の前年度との比較はなかなか難しいということではございましたが、確かに今言われましたように、値段との関係等いろいろあるとは思いますが、最後に答弁していただきましたように、流通関係とか各種団体が協議する場をつくることによって新たな展開ができるんじゃないかな。それは、市民病院を含めて西予市全体の公の立場で行う給食というものに関しまして、一つの一体となった取り組みを行うことによって、もっとも地産地消がふえるんじゃないかなということを考えております。それは、今最後にも言われておりましたが、食育の観点からしましても、やはり地元の米、地元の魚、地元の野菜、かんきつ、そういったものを食べることによって、郷土愛というものがもっともふえてくるんじゃないかな、そして行く行くはそういうことに関して、ふるさとに戻ってくるという素地ができるんじゃないかなと考えておりますので、ぜひとも先ほど言われましたように各種団体の協議の場をつくっていただきまして、この地産地消について地元産を食べていただけるような方向性をぜひお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは続きまして、飼料稲の栽培につきましてお伺いをしたいと思っております。

野村町では米価が下がりまして、飼料稲の作付面積が去年初めてではございますが、4ヘクタールほどつくられました。それから、ことしは17ヘクタールへと増加する予定でございまして、来年にはさらに増加する予定となっております。購入いただきました汎用型収穫機を利用しまして、昨年につくっておったわけなんですけども、おかげさまで一般飼料の対応で一昨年は1,800ロールしかつくられておりませんでしたのが、去年は3,000ロールをつくるという大変に汎用型収穫機の利用頻度が高くなってきております。

そういった中で、飼料稲の対応がなかなかできないという状況になってきました。耕畜連携の中で水田を有効に利用し、飼料稲のホールクローブサイレージWCS専用の収穫機がないと、なかなか今後そういう対応ができなくなってくるという気がいたしております。

そこで、今後ふえてくると思われるWCS専用の収穫機に対する導入助成という考えが持てるか持てないか、その辺のことをお伺いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 飼料稲にかかわるご質問でございますけれども、ご質問の中でも簡単に触れていただきましたけれども、27年度の作付面積は飼料用米76.7ヘクタール、WCS用の稲が21.7ヘクタール、加工用米が2.9ヘクタール、全体で約101ヘクタールとなっております。28年度の作付予定面積は、飼料用米85ヘクタール、WCS用稲30ヘクタール、加工用米5ヘクタール、全体で120ヘクタールではないかと予想をしております。今年度と比較いたしまして、約20ヘクタール増加する見込みとなっております。この数値は、平成25年度で全体で44.5ヘクタールでございましたし、平成26年度63.7ヘクタールでございましたので、物すごいスピードでふえている状況でございます。

これは、主食用米の価格が低迷する中、戦略作物助成の交付単価が最も有利である新規需要米が取り上げられているということで、今後も増加するというふうに推測をいたしております。

市といたしましては、平成27年度から県単独事業で創設されました水田フル活用促進事業によりまして、農業協同組合、農業法人、営農組織に対して支援を行ってきたところでございますけれ

ども、平成28年度の当初予算には農業協同組合が導入するWCS用稲収穫機械、飼料収穫機械の導入及び宇和町カンントリーエレベーターの飼料用米コンタミ、いわゆる不純物混入、まざり物を除去する工事に対しまして支援をすることとしております。3,283万円を計上をお願いをしているところでございます。今後も、この状況は続いていくというふうに推測されますので、国や県の各種補助事業を取り入れ、支援を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 ありがとうございます。

西予市全体の数字で挙げていただきましたんで、西予市全体で20ヘクの増加ということでございますが、私、野村の数字だけで申しましたんで、野村で13ヘクほどふえるという形で、今ちょうど野村の中がWCSといいますか、飼料稲に関しまして、今興味を持たれ始め、徐々にふえていくのかなと、今後ますますふえてくるんではないかなという状況にございますので、そういった中で機械購入の助成はないかというご質問をさせていただいたんですが、既に28年度の当初予算のほうに上がってきているということでございますので、またよろしく願いしとったらと思います。

それでは次に、TMRセンター、あるいは畜産団地についてですが、さきの質問で言いましたように汎用型の収穫機が導入されたことによりまして、飼料の生産体制も変化してきております。さらに、今申しました飼料稲のWCSの体制が整ってきますと、ますますこの飼料を有効に使うためにはTMRセンターということが一つ考えられるんじゃないかなと思います。以前にもこのTMRセンターをつくってはどうかという話をさせていただいたんですけども、JAがやればいいんじゃないかなとか、あるいは生産者がやればいいんじゃないかなということがございますけども、なかなかそういったリーダーシップをとって動いていくというところが、なかなか今の段階で見えないわけなんですけども。

後継者不足が今に始まった問題ではございませんが、全国的には動物を飼ってみたいという方もかなり多くおられまして、その人らが研修できるような畜産団地がありましたら、またそこで研修

ができ、そこで研修をされた方が離農された牛舎の有効活用や、団地の後継者として活用できると思われま。そういったことを含めて、畜産団地とTMRセンターを併設したような形で、今、畜産クラスター事業というのが取り上げられておりますけれども、畜産クラスター事業の一環としてTMRセンターと畜産団地を一緒にした形で大きな畜産団地構想というものを考えないと、今後今どんどん減ってきている農家数でございますが、ここの産業として成り立たなくなってくるんじゃないかなということをお慮しておるんですけども、その点を含めまして畜産団地構想のお考えがないかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 TMRセンターと畜産団地についてのご質問でございますけれども、それぞれ畜産農家の負担軽減を図るためにも、TMR、ちょっとわかりにくい部分がございますので簡単に言いますと、混合飼料、完全飼料を効率よく利用してもらうための施設というふうに理解しておりますけれども、そういった施設は一つの理想的な施設ではないかというふうに、私どもも認識しております。

先般、平成27年11月18日に県、市、東宇和農協、県酪連、各種畜産関係団体が協議をいたしまして、東宇和畜産クラスター協議会が設立されたところであります。現在協議会にて、畜産クラスター計画を作成している状況でございます。今後協議をしていく中で、計画がまとまり次第、市といたしましても畜産クラスター協議会のもと、先ほど触れさせていただきましたTMRセンターの関係についても意見を伺っていききたいというふうに思っております。協議を行う場所ができたということで、そこで協議をしていただいたらというふうに考えております。

それからもう一点、後継者の関係でございますけれども、農業後継者問題につきましては、西予市でも国の施策に基づきまして青年就農給付金等の支援事業を積極的に推進をさせていただいております。本制度は、平成24年度から始まった事業でございますけれども、既にこれまでに46名の方が支援を受けて青年就農給付金の給付を受けておられます。畜産関係の方も支援者が4名に現在なっているところで。

現在、東宇和農協が作成しております第2期農

業振興計画におきましては、JA出資の農業生産法人を立ち上げ、アグリサポート事業、研修事業、農業経営を軸にサポート事業を行う体制を整備をしているところでございます。これらにつきましても、先ほど触れました東宇和畜産クラスターの計画に基づきまして、東宇和農協と今後とも検討を続けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 東宇和畜産クラスター協議会というものができたということでございますが、その中には西予市としてはどういう方がメンバーに入られているのか、おわかりでしたらお願いいたします。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 畜産クラスターの構成の関係につきましては、行政、農協、飼料会社、普及センター、コントラ組織等が一体となって連携して進めるということで、行政側のほうも参加をさせていただいております。当然、農業水産課のほうの所管ということになります。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 当然JAが中心になって動くんではないかなとは思っておりますが、資金とかという問題に関しまして、どこが中心になって動いていくかというときに、なかなか足かせになるということもございまして、行政もしっかりと今後将来的に西予市の畜産をどうするかという問題を考えまして、行政も積極的にこの畜産クラスター事業に取り組んでほしいなという思いをお伝えしとつたらと思います。

それから、先ほど言っていたいただきました後継者不足に対する青年給付金等々も、これも多分24年度しょっぱなの質問でしたんじゃないかなと思いますが、順調のように進んでおまして、おかげさまで就農される方も徐々にふえてきているんじゃないかなとは思っておりますが、焼け石に水の状態でございます。農協が今第2期の政策を上げておりますが、サポート事業というのを先ほど言われました。サポート事業の中で、農業経験を積まれた方がまた就農していただけるということもあるんじゃないかなとは思っておりますが、このサポート事業というのは、一つのヘルパー事

業みたいな感じで、農家が休みがとれないときに、それのかわりにサポートしていただける方を募って、そういう方が今おられるということも聞いておりますが、どの業種に特化してというのがなかなかございませんので、畜産でありましたら今ヘルパー事業もございしますが、それはあくまでもその方が後継者となり得るという方ではございませんので、今後この畜産クラスター事業を通して動く中で、後継者を育てる、あるいは新規の方を全国から呼んでくるというようなこともこのクラスター事業の中でしっかりと考えていってほしいなと考えているところでございます。ぜひともこの協議会の内容を充実してもらえますようにお願いしとつたらと思います。

それでは続きまして、施策区分でいきましたら農業振興は終わりまして、今度産業振興のほうに移らせていただいたらと思います。

まずは、三滝ロッジについてなんですけど、過去に質問させていただきましたときに、地質館を学習の拠点と位置づけ、三滝溪谷、三滝山など魅力あるジオツーリズムの施策の中で民間公募も含めて検討しますという答弁をいただいております。その後、どのような検討がなされ、どのように今なっているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長 田村城川支所長。

○田村城川支所長 ご質問のありました三滝ロッジにつきましては、現在も城川支所産業建設課の所管施設として管理をしております。

平成27年度に入りまして、地元代表者また城川支所の職員を含めて三滝ロッジ等活用検討会を開催いたしました。出席された方からは、地域の施設としてふるさと交流館などの周辺施設を含め有効活用できないかという意見をいただいております。今のところ公募は行っておりませんが、平成27年度に入ってから民間業者や個人業者から2件の問い合わせがありました。そのたび現地を案内しておりますが、地理的に不利な条件ということもあり、その後具体的な進展はございません。

当施設は平成2年に設置された施設でありまして、平成24年4月から閉鎖後約4年が経過しており、建物本体や附帯設備及び備品等についても修繕が必要な状況となっております。

三滝ロッジの活用につきましては、現在策定中

の公共施設等総合管理計画に照らし、現状や課題を客観的に把握、分析し、今後の管理方針について検討したいと考えております。

また、ジオパークとの関連でございしますが、現在ジオパーク推進室を中心とした三滝溪谷を使ったジオの学習会、またジオサイクリングなどによりまして、三滝溪谷の入り込み客数は平成27年度で2,717人となっております。ちなみに、その営業を停止した平成24年度では2,100人程度でありましたので、ジオパークの推進で入り込み客数はふえているというふうと考えております。

以上です。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 今聞き間違いかもしれませんが、民間公募は行われていないということですか。以前質問したときに、民間公募も含めて検討しますということでございましたので、なかなか地元で行っていくというのは限界があるんじゃないかなと思っておりますので、やっぱり民間の力というものをかりて動かしていくというのがいいんじゃないかなと。

個人的に三滝ロッジに行ってみますと、本当に景観のいいところで、きれいなところでございます。今のまま4年がたったと言われておりますが、これは年数がたつほどどんどんどんどんと朽ちていきますので、早いうちに何らか対応を打ってほしいと思っております。2件の問い合わせがあつて、そのときも見せたということでございますが、公募もしなくても問い合わせがあつたということで理解したらいいんだと思いますが、民間公募をすれば結構来ていただけるんじゃないかな、見に来ていただけるんじゃないかなと思いますが、その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうに答えさせていただきますが、三滝ロッジを今民間公募して来てもらったとして、それを市が責任を持って三滝ロッジを直すとしたら莫大な金がかかります。恐らく無理です。基本的には、もう今あるあそこを再興して使うということは、建築することと全く同じくらいの感覚を持たないといけないと思います。そのことを含めて考えないといけないということで、あそこ自身が私には地元の集会施設とか地域

の活用施設に使うのが一番適して、宿泊施設をやるのはもはや困難な状況になっておるのではなからうかなと、このように思っておるところであります。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 今建物の状況が悪いということで、本当に新築するほうが安く上がるぐらいの状況になっているんじゃないかなという市長の答弁でございましたが、会派の代表の松山議員が質問されましたときも言われましたように、神山町に行ったときに古民家を再生されてITの会社が入っておられますが、莫大な金をかけて、自分たちがそこを改造して自分たちのお金の中で動かしてきて、そこに新たな企業が進出してきてるわけなんですけども、そういったことを含めてあその場所と景観ということに関しまして、見せるだけでも見せたら結構、西予市がその建物に対して責任を持たないといけないとかということではなくって、そこをあくまでも、その場所と、古くなっているかもしれませんがその建物を提供するというので、公募しても別に問題はないんじゃないかなと考えるんですが、その点についてはどうお考えでしょう。

○議長 三好市長。

○三好市長 今の民間がそれだけの考えを持って来られることについて、募集等々するにはやぶさかではありませんが、責任性の問題は私たちはようとれないという状況に建物がおるという状況です。来ていただいて自分たちが直していただいて売買取っていただくという状況がもし生じるとしたら、それはそれで別の考えであろうと思います。

以上です。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 ぜひとも西予市に、きれいに直してから、それを借りてもらおうというような考えじゃなくて十分だと思いますので、ぜひとも公募という形のを、民間の公募という形のをとっていただけるように努力をお願いしたらと思っております。

では続きまして、入浴施設についてなんですけど、これで3回目の質問になると思うんですけども、西予市には4つの入浴施設がございます。

3施設は共通の入浴施設でございますが、1施設だけ若干違った形態をとられておりますけど

も、ここの中で4施設全てが共通の入浴券というわけにはいかないと思いますが、共通の回数券等も含めて協議を行っていただけという話でございましたが、その後協議をされた結果どのような方向になっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ご質問の中でも言っていたきましたように、24年の12月定例、25年の6月定例で井関議員からご質問がございまして、当時の産業建設部長が回答しております案件でございます。

当時の答弁の中でも触れさせていただいておりますとおり、4施設とも指定管理者制度で運営を行っております。また、行政が所管しております部署も生活福祉部健康づくり推進課、城川支所の生活福祉課、高齢福祉課、産業建設部署で申しますと、経済振興課、明浜支所、野村支所産業建設課がかかわっているような状況でございます。

そういった中で、平成26年9月からそれぞれの担当者が集まりまして、各施設が抱えるさまざまな問題について検討を進めております。この場では、近隣自治体での類似施設の建設や経済の停滞による市外客の集客の難しさ、施設の光熱水費の高騰など関係施設の問題について持ち合い、検討を続けております。

大きな問題といたしましては、来年4月の消費税増税に対応する入浴料の対策、施設の機能や必要度の再検討、料金の均一化、温泉施設巡回バスの問題、ご指摘の共通券のことなどが議題として上がっております。特に消費税10%に関しましては、施設を管理しております指定管理者にとりまして経営状況に大きくかかわってまいりますことから、8%になってからの影響などについても分析を行いながら、今後も引き続き会議を実施していくこととしております。

また、毎年行っております第三セクターの経営診断におきましても、集客力の対策、経営収支のことが検討されておりました、組織そのものの存続についても議論がなされているところでございます。

4施設につきましては、温浴施設という観点では同様でございますけれども、それぞれ設置目的が異なっております。その目的に沿って運営されていることや、施設の規模、内容にも差がございまして、料金の均一化はなかなか難しいのかとい

うふうに判断をしております。

ただ、いずれにいたしましても、どの施設も入浴客をふやしていくことが非常に大切なことでございます。温泉地のお湯比べの共通券とはちょっと違う面もございますけれども、共通券に対するニーズの把握を行うなど、共通券導入に対してメリット、デメリットを精査いたしまして、今後は各施設管理者の意見交換の場を設定するなど、消費税導入に合わせて積極的に取り組みを促していきたいというふうに考えております。

松山市議が言っていただきましたように、できない理由を並べるのではなく、できる努力を少しでもしていきたいというふうに私どもも考えておりますので、そのようにご理解いただきたいと思っております。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 今最後の答弁に入っておりますように、私はやっぱりその管理者が集まって、4施設の管理者が集まって協議することが一番大事じゃないかなと思います。行政側だけで幾ら話をしても、なかなか前を向いての回答が出てこないじゃないかなと思いますので、ぜひとも4施設の管理者が集まる会議というものをつくっていただきまして、その管理者同士がいろいろなアイデアを出していくというようなことを今後進めていって。このことは前回のときにも管理者が集まって協議する場をつくってほしいということをお願いしとったわけなんですけど、ぜひともそのようにお願いしとったらと思います。

最後の質問になりますが、空き家バンクの現状についてお伺いしたいと思います。

産業建設常任委員会におきまして、GISソフトを利用いたしまして空き家の情報を見せていただくデモンストレーションを1回やっていただきました。大変見やすく、検索の結果も結構早く見れたように記憶しておるんですけども、この空き家に対する情報発信ということに関して、このGISソフトも含めまして、この情報発信はいつごろにできるようになるのかお伺いしたいと思います。

○議長 高橋まちづくり推進課長。

○高橋まちづくり推進課長 空き家情報の発信についてお尋ねがございました。

空き家情報の外部への発信につきましては、今月末に西予市のホームページと、併せて、当市の

空き家情報登録制度に賛同し協定を結んでいただいた市内の不動産業者のホームページに載せるよう現在準備を進めているところでございます。具体的には、現在所有者への意向調査の中で空き家の情報を外部発信してもよいとお答えいただいた方及び新規に空き家となった所有者に登録申請を呼びかけまして、登録いただいた後に空き家の現地調査を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長 井関陽一君。

○2番井関陽一君 この空き家の問題に関しましては、酒井議員さんらも何回も質問されてきておりますけども、この発信が少しでも早ければ早いほどよその方を西予市に呼び込むことができるんじゃないかなということで、今月末にホームページが立ち上がるということで、空き家の登録がホームページの中でできるということで、外部発信にしてもよい方っていうのを募集しているということでございますが、ぜひともなるべく早く、今調査はもう終わっていると思いますので、実際に空き家になっているとこの方にもうどんどんと呼びかけをしていただきまして、ぜひとも早く情報発信していただきますようお願いしとったらと思います。

そしてまた、一番問題になるのがどこへ行ってもそうなんですけど、その家の中に仏壇があるとか年に1回は帰ってくるんだとかっていうことがあるとは思んですけども、そういったことも、年に1回は帰ってくるのであればホテルに泊まってくださいよで私はいいんじゃないかなと。その費用くらいは十分その空き家を貸していただくことによってそのお金は出てくるんじゃないかなと思いますし、その仏具に関しましても、どこか1カ所にまとめていただいてそこを誰かが管理して、毎日毎日茶とう、水とうができるというようなことを考えると、家にほったらかしで半年間ずっとほこりにまみれた仏壇を置くよりは、そういうふうなことを考えれば、またそう言うただけるのであれば貸しますよというようなことができるんじゃないかなと考えますので、ぜひともそういうことも含めて、今後空き家バンクについてはよろしく願いしたらと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただいたらと思います。本日はどうもありがとうございました。

○議長 暫時休憩いたします。(休憩 午後0時23分)

○議長 再開いたします。(再開 午後1時30分)

次に、4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 ただいま議長より発言の許可がありましたので、通告書に従い質問いたします。

まず、防災対策についてお伺いしたいと思います。

1、地震対策について。

平成26年3月14日、伊予灘地震発生後から現在までの市の対策はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまの地震対策ということで、伊予灘地震から現在までの市の対策はということでございますけれども、平成26年3月14日に市内で震度5強を観測しました伊予灘地震が起きまして、間もなく2年ということでございます。この地震以降も大きな地震が発生しておりまして、昨年7月13日には明浜町で震度5弱、同じ月の24日には明浜町で震度4の地震が発生しております。幸いにも地震による被害等はありませんでしたが、伊予灘地震を契機に職員の初動態勢を再確認でき、以後の地震において、あらかじめ予定された職員が迅速に参集をして、初動態勢の充実化が図られたものと感じております。

また、南海トラフ巨大地震の発生が危惧されている中で、伊予灘地震を教訓に、津波に関する情報などを速やかに市民の方へ情報提供できるように消防本部等の協力を得まして、注意報や警報など一定の基準に達しましたら消防本部から放送ができるように対策を講じてまいりました。

このほか、津波災害における避難勧告等の判断、伝達マニュアルを平成26年6月に作成をしまして、発令基準を設け、素早く市民に情報発信ができるよう体制整備を図ったところでございます。また、防災行政無線のデジタル化の施設整備も順次進めているところでございます。

今後地震の災害に限らず、各地の災害に対応して即応できる体制など、市民の安全・安心を念頭に防災対策を推進してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 4番田中徳博君。

○4番田中徳博君 ただいま宗部長からソフト面を中心とした答弁をいただきました。後の質問で、またハード面についてお伺いしたいこともありますので、次の2番、都市計画マスタープラン内の道路網整備の検討についてお伺いしたいと思います。

平成27年第3回定例会の松山議員の質問の、避難路が56号線だけでよいのかと、この問いに対する答弁に、伊賀上野田バイパスは市街地外周道路として検討するとありました。この結果について報告していただきたいと思っております。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 都市計画マスタープラン内の道路網整備についてのご質問でございますけれども、さきの9月定例会で答弁させていただきました内容と重複をいたしますけれども、都市計画マスタープランに位置づけております市街地外周道路については、中心市街地における国道56号線の混雑緩和と通過交通のバイパス化による沿道環境の向上を図ることとしております。

路線といたしましては、国道56号バイパスとして計画された伊賀上、江良から坂戸を結ぶ路線でございますけれども、旧宇和町時代に計画のあった伊賀上野田バイパスについても市街地外周道路に準ずるルートとして認識しております。前回の答弁でもお伝えいたしましたとおり、県議会におきましても土木部長から、近年変化した都市環境の現状を踏まえ、防災面やまちづくり等の観点から中心市街地の道路整備について検討を行ってまいりますという答弁をいただいております。

市といたしましても、バイパスの必要性は非常時の避難路確保の面でも重要だと考えております。ただ、膨大な費用を要する計画でありまして、国や県の支援なしでは整備の実現は困難であると認識しております。

現在県では、緊急輸送道路として位置づけた国道、県道の整備に重点を置かれております。市街地外周道路については、今後国道56号線の交通量の推移を見きわめ、渋滞状況が悪化するなどの兆候を見計らって国及び県との協議、要望を行っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 田中徳博君。

○4 番田中徳博君 災害時の想定として、最悪の場合、例えば雪が降った夕方5時前後、また台風が接近したとかそういった場合、56号線だけでは対応し切れないという面があります。その辺を早急に県と協議していただいて何らかの手だてを講じていただきたいと思います。

それでは次に、災害発生時の食料配備についてお伺いします。

年内完成予定の新給食センターを食料供給施設としての位置づけについて、危機管理課と十分に協議、検討すると2014年9月の答弁にありましたが、その結果を報告していただけたらと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

2014年、平成26年9月議会で田中議員よりご質問のありました新しい学校給食センター、宇和学校給食センターでございますが、災害時における食料供給施設としての位置づけの検討についてその後どうなったかというご質問だと思います。

現在、災害時における食料の供給につきましては、西予市地域防災計画に示しているところでありますが、学校給食センターは大規模災害時の食料供給の役割を果たすことができる施設と考え、施設整備後には西予市における食料供給施設として、改めて地域防災計画へ位置づける予定でございます。

当給食センターの厨房機器の熱源につきましては、安全性等を考慮した上で、オール電化を採用しております。災害時の食料供給機能を考える上では、燃料の備蓄庫、大型冷凍冷蔵庫を含めた食料の備蓄庫の整備、拡充に対する費用、また停電により機能が停止するなど給食センターそのものの被害及びインフラなどの被害状況等を総合的に想定、勘案した中で移動用ガス釜で対処することといたしております。ガス釜の能力は1台当たり350食で、4台整備することとしております。お米のみであれば、1回当たり4台で1,400食分の供給が可能となっております。また、水道給水管路に異常がなければ水道の利用の可能なことも想定し、給水及び排水処理用に非常用発電機を設置することとし、食器の洗浄等、衛生面にも十分配慮した食料の提供が行われるものとしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 田中徳博君。

○4 番田中徳博君 ただいまの答弁で1,400食といった言葉が出てきたと思いますが、これはどの程度どの範囲に配れる、何日間、そういった少し細かい情報、想定をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

給食センターでは、常備約600キログラムのお米、そして114立方メートルの貯水槽を完備しております。お米600キログラムは、1人当たりおにぎり2個と計算しまして6,000食分を供給することができます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 田中徳博君。

○4 番田中徳博君 ある程度、6,000食ということで安心はいたしました。

続きまして、防災グッズ等の配備についてお伺いしたいと思います。

1、感震ブレーカー等、災害発生後の通電火災に対する防止策はされているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問の感震ブレーカー等の災害発生後の通電火災の対策はということでございますけれども、阪神・淡路大震災及び東日本大震災では、電気器具の転倒による火災や停電後の電気復旧時に火災が発生する通電火災が多発しております。

過去の大震災における火災の原因を見ますと、原因不明分を除きまして6割以上が電気に関するものという報告結果が出されております。また、平成25年12月に出されました愛媛県地震被害想定調査報告書によりますと、南海トラフを震源とする大地震では西予市で出火は35件、消失棟数が3,226棟の想定となっておりまして、地震に起因する火災の対策も重要であるというふうに考えております。

議員ご指摘の感震ブレーカーということでございますけれども、震災時に電気が原因となる火災対策に有効な対策ということでございます。その対策の一つであろうというふうに考えております。感震ブレーカーには、さまざまなタイプがあるようでございまして、機能もそれぞれ違ってお

るものが販売されておるといふようなこともお聞きしております。この感震ブレーカーは地震時に住宅の電気供給が遮断された場合、例えば夜間等において室内の照明が点灯せず、真っ暗な中での避難をせざるを得ない状況となることや、また情報収集のためのテレビやラジオ等から情報がとれなくなるという問題もあるようでございます。

西予市では、家具類の転倒防止やガラスの飛散防止を初めとします自宅内の対策は各家庭で話し合い、家庭の状況に応じまして各自で対応、購入いただきたいという考えでおります。市としましては、大規模地震発生時に自宅から避難をする際には、ブレーカーを落とすよう引き続き呼びかけてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 続きまして、グッズ等の関連ということで公共施設、特に病院や教育施設等の窓ガラス飛散防止用のフィルムの貼付は検討されているかどうかお伺いしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問の公共施設等の窓ガラスの飛散防止対策ということでございますけれども、市内の公共施設では、ガラス飛散防止用のフィルムによる窓ガラスの飛散防止対策を実施している施設はございません。

市立幼稚園、小・中学校の教育施設におきましては、学校用の強化ガラスを使用しておりまして安全な環境対策をとっているところでございます。学校用強化ガラスと申しますのは、万一破損した場合でも強化ガラス特有の粒状の破断となりまして、破損による傷害事故を大幅に減少させるもので、一般の板ガラスと比べ3倍から5倍程度の強度を有するというところでございます。

また、西予市民病院におきましては、免震構造を採用しておりまして、最大震度の揺れがあった場合におきましても、窓ガラスの飛散には至らないという判断をしているところであります。しかしながら、これら以外の公共施設は特別な飛散防止対策を講じていない状況であります。市内の多数の人員を収容できます公共施設の多くは、指定避難場所に指定しており、避難所の安全性の確保は非常に重要だというふうに考えております。

飛散防止用フィルムは、ガラスの種類や施工条件によって使用できるフィルムもどうも異なっ

てるようでありまして、フィルムの劣化の状況確認や張りかえ等のメンテナンスも必要となるということでございます。今後どのように対応していくべきか総合的に検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 それでは、また関連グッズとして水、食料、テント、簡易トイレ等、またヨード剤等を含む医薬品の準備はできているかどうかお尋ねしたいと思います。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問の水、食料、また医薬品等の準備はできているかということでございますけれども、避難所等へ避難された被災者の救援物資としまして、平成24年度から5カ年計画で市民の数の10%に当たります4,300人程度の1日3食分の保存食、保存水と毛布の備蓄を現在進めているところでございます。平成28年度が計画の最終年度になっておりまして、これらの物資につきましては計画どおり準備ができているというところでございます。

簡易トイレにつきましては、補助事業を活用しまして沿岸部から避難所ごとに整備を進めておりまして、平成28年度も12カ所程度配備をする予定としております。

テントにつきましては、平成24年度に明浜、三瓶地区の沿岸部の津波緊急避難場所に設置をしております防災倉庫に1基ずつ配備をしておる状況でございます。

医薬品でございますけれども、昨年11月に西予市医師会と災害時の医療救護に関する協定を締結をいたしました。この協定の中で、救護班が使用する薬剤、治療材料及び医療機器を携行するというふうなことにしておりまして、薬剤等は食糧や水等の備蓄品とは異なりまして特に注意を払う必要があろうかと考えておりまして、市が薬剤等を購入し倉庫で備蓄するという事は、難しいというふうに考えております。発生当初は市内の医療機関が所有します薬剤等を使用させていただくということになろうかと思っております。

なお、安定ヨウ素剤は県からの配分がございまして、備蓄をしておるという状況でございます。

以上、答弁といたします。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 今までお尋ねしたグッズ等、実は自主防災クラブとの兼ね合いが言葉として出てきておりませんが、自主防災クラブに対する働きかけ等はお考えでしょうか。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問ですけれども、自主防災組織との連携ということであろうかと思えます。現在、市のほうでも補助制度を設けております。各自主防災組織で独自に備えておかないといけない非常備品等については、補助制度を活用して備蓄することもできるということでございますので、その助成等を積極的に活用してもらうように働きかけを今後もしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 先般マスコミで医師会との防災協定を拝見しました。当然のことだとは思っておりますが、一つ安心につながったと覚えております。

続きまして、大洲市が導入されているトイレカーの検討ということで検討していただきたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問のトイレカーということでございますけれども、大洲市で購入されておりますトイレカーは、6月から9月下旬まで開催されます大洲市のうかいを中心として観光用として大型と小型の各1台ずつが購入されておるようです。各イベント等にも出演をして貸し出されておるといふようなことをお聞きをしております。

トイレカーは水洗式でにおいも少なく衛生的で、自走式でありますので水場に行けるため給水、排水の面、あるいはくみ取りの面でも簡単に対応できる等利点があるようでございます。また一方、水洗用、手洗い用としての水がなくてはなりませんので、量的には余り期待できないとの声も一方ではあるようでございます。

現在西予市では、避難所には県の補助事業を利用して簡易トイレを順次整備をしているところでございますけれども、簡易トイレは水が不要であります。比較的簡単に設置ができて、また可燃ごみとして処理ができるという長所もありま

す。大規模災害には、避難所等において非常に多くの方が利用されるということになります。断水や停電等、ライフラインの途絶も発生することも考えておかなければいけないというふうに思っております。また、維持経費や避難所での利用方法等も含めまして、長所、短所それぞれ確認をしまして、総合的視点から導入の可否については今後検討してまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 こちらにトイレカーの写真があります。新しいせいもあってかなりきれいです。例えば今までトイレについて、いろいろ検討するという答弁をいただいておりますが、現在に至っても実現しておりません。おもてなしとかジオとか重伝建とかいろいろ使い道はあると思えますが、こういったトイレを使われることによって西予市のイメージアップにつながるし、いざというときの防災にも役立つと。新たに水回りとかそういう心配が要らないので、決断だけしていただければ購入は早いと。ぜひ前向きに購入を検討していただきたいと思えます。

あと5番目として、看板や情報の周知方法について、看板の設置場所や夜間でもわかるような誘導案内ということについてお伺いしたいと思えます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問の看板、そして誘導案内ということでございますけれども、西予市における避難所への誘導看板の設置につきましては、主要な道路からわかるよう検討の上設置をし、夜間の照明灯につきましても地域の状況や要望により適宜設置を進めてきたところであります。

このたび、緊急避難に関する総務省の行政評価事務所の調査がありまして、その折に避難場所名の表示がないことや、避難場所までの誘導がわかりづらいこと、また街灯などの照明がなくて夜間に標識の記載内容がわからない箇所がある等の指摘も受けておるところでございます。

地元の市民の方だけでなく、旅行者を初め地元の地理等の状況を知らない方にも、わかりやすい表示となるよう、市全体について再整備すべき箇所を洗い出して見直すよう今後進めていきたい

というふうを考えているところでございます。

また、スマートフォンの避難誘導アプリというものも開発をされておるようでございまして、標識と合わせた活用の検討も今後行っていきたいというふうを考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 ただいまの答弁にありましたアプリ等、若い者、それから年配の方にもわかりやすい案内等を早急に対応していただきたいと思えます。

次に、地域活性化についてお伺いしたいと思います。

1、地域活性化プロジェクトの検証ということで、1、スマイルバージョン。2、水をきれいにしよう。3、インターネットに加入しよう。4、ジオDEバイシクル。5、ジオの秘宝。6、商品券大盤振る舞い。以上の交付金対象事業の成果ということでお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま田中議員のほうからご質問がございました、昨年度国のほうが3月に補正で出してまいりました交付金事業、消費喚起生活支援型の事業につきましては、4つの計画が国に認められまして現在まで取り組みを行ってまいりました。そのうち、産業建設部所管の事業が5事業ございますので、3番目のインターネットに加入しよう以外の5事業につきまして、私のほうから答弁をさせていただきたいと思えます。

まず最初に、スマイルバージョン、住宅リフォーム事業についてご説明をさせていただきます。

本事業は、市民が住宅をリフォーム、増改築を行う際に、その工事を請け負った市内の業者に対し補助金を交付する事業であります。本年7月21日から受け付けを開始し、9月30日に終了となり交付決定件数は61件、補助金の交付決定額は1,000万円の予算に対しまして999万7,000円で、ほぼ100%の執行率でございます。これは市単独でもこれまで実施してきたときと同様に、利用率が非常に高くなっております。なお、この補助金交付においてリフォームに使われた総事業費は8,635万3,000円で、実に補助金交付決定の8.64倍の経済効果を生み出してございまして、地域活性化、特に建築

関連産業の元気おこし、地域の経済活性化に貢献した事業であると評価をいたしております。

次に、交付金事業四国西予に流れる水をきれいにしようプロジェクトの件でございますけれども、公共水域の水質汚濁防止を図り、豊かな自然環境を次世代に継承する公共浄化施設への加入や、合併浄化槽への移行を推進するため、地域住民生活等緊急支援交付金事業を活用いたしまして展開をしております。

今回、主目標としてございました公共下水道及び農業集落排水施設への接続に関しましては、今年度の申請件数が現時点で162件となっております。公共下水道の新規供用開始戸数から今年度当初に予測しておりました120件を上回る申請があったということで、一定の成果が出ているものと思われま。

また、浄化槽の設置基数に関しましては、平成26年度から消費税が8%になることに対しまして、平成24年、平成25年に駆け込み設置がございましたけれども、その後20%の申請件数減少となってきておりましたが、今回は前年並みの申請件数がございました。年々減少する申請件数に歯どめがかかったのではないかと分析してございまして、若干成果が出ているものと考えられます。

次に、4番目ですけれども、ジオDEバイシクル、この事業は2つのサイクリング大会を開催いたしましたので、それぞれについてご説明をさせていただきます。

最初に、9月6日に野村城川地区で開催いたしました第2回サイクリングin四国西予ジオパークについてですが、昨年西予市合併10周年記念として開催された事業を引き継ぎ実施をいたしました。本年度は県内外から306名、昨年度の3倍の参加がございました。各休憩所でのおもてなしやサイクリングコースを十分に満喫していただき、参加者からは次回大会の開催要望及び参加希望が多くございまして、大変好評を得たところでございます。また、参加賞として16種類の野村城川の特産品を選べる賞品を提供し、発注等による経済効果もございました。

続いて、11月29日に明浜、宇和、三瓶で開催しました2015四国西予DEバイシクルについてご説明をいたします。

この大会は、西予市民有志でつくる四国西予ジ

オパークスポーツイベント実行委員会が主体で開催をいたしました。四国西予ジオパークをめぐり、市内で使用可能なクーポン券を発行し市内飲食店、宿泊施設、お土産店などにおいて使用していただき、地域内の消費と自転車による交流人口の拡大を図ることができました。当日の一般参加者、ゲストライダー、伴走を含め約100人が明浜大早津海岸を出発いたしまして、野福峠を越え、宇和の田園地帯を駆け抜け、三瓶の海岸線を通り大早津海岸までコースを楽しんでいただきました。その際に、消費喚起として参加者やイベントスタッフ、自転車関連企業、サイクリングイベントの参加者等に買い物券、宿泊券のクーポン券を交付した結果、四国西予ジオパークのお土産や宣伝、広報の効果があったものと思われま。

また、このコースは、えひめいやしの南予博で行われますSEA TO SUMMITのコースの一部でもありますので、大会での運営上必要な注意点等、事前の運営準備ができたものではないかというふうにも考えております。

次に、探せ四国西予ジオの秘宝でございますけれども、参加者が市内外から自然と文化あふれる四国西予ジオパークの各ジオポイントを訪れ、親しむことによるジオパークの認知度、理解度を向上させ、さらに参加者の消費活動を促進し、市内の消費喚起を図るため開催をしたところでございます。総参加チームは1,840チーム、内訳といたしまして、市内の方が1,158チーム、愛媛県内574チーム、県外からも108チームが参加をしていただきました。参加人数は8,363名に上っております。

入賞についてですけれども、全てのポイント330ポイントを獲得したチームが52チームございました。したがって、到達スピードで順位づけをさせていただいたところです。既に、20ポイント以上獲得したチーム、300チームに特産品の賞品発送を行ったところでございますけれども、パーフェクトで上位入賞を逃した31チームには、特産品賞について入賞とさせていただきます。なお、20ポイント以上を獲得したチームは500チームに上っております。

次に、入賞賞品等、関連経費のほか、参加者が西予市内で飲食代やガソリン代等の必要経費から推測をしてみました結果、約3,000万円を超える経済効果があったものと推測されます。

参加者の反応についてでございますけれども、アンケートを特産品の当選者300人に送付いたしましたところ、既に6割程度が返信されてきておりまして、次回の開催を強く望む声、賞品目当てに参加をしたけれども、探すことが楽しくて非常に熱中した、あるいは家族と参加をさせてもらったけれども、思わず楽しく会話ができたと、経済効果ばかりでなくうれしい感想も多くいただいております。また、愛媛新聞の門欄でも先般うれしい投稿をいただいたところでございます。

ただ、初めての取り組みということもございまして、問題点も多くあったというふうに感じております。登録だけを行ったチームが500近くあったこと。できる限り迷惑がかからない場所を選定したにもかかわらず、隠し場所周辺の個人の所有地の土地も含めて荒らされていたなどの現状がございまして、イベントの継続にはこのような問題の解消が不可欠でありますので、継続的な開催につきましては、アンケートや多方面からのご意見を踏まえつつ、現在実施状況の検証を行っており、慎重に判断をしてみたいというふうにご考えております。

最後に、商品券大盤振る舞いの関係でございますけれども、この事業は愛媛県が実施いたしました愛顔のえひめ商品券事業に関連した事業でございますので、冒頭で少し当該事業についてご説明をさせていただきます。

昨年7月1日より県下一斉に販売を開始いたしました愛顔のえひめ商品券について、西予市においては2万9,200セット、枚数にいたしますと350万400枚を販売をいたしております。利用実績ですが、県内共通利用券の西予市内での利用率は71%、市内で使える地域限定券の利用率は99.6%となっております。業種別利用状況として、県内において過半数が百貨店及び大型小売店舗で利用されておりますけれども、西予市につきましては約20%が大型小売店舗、残りが各種小売業で利用されております。多様な業種に対しての消費喚起につながったと感じております。

さて、ご質問の趣旨であります商品券大盤振る舞いについてでございますけれども、県内共通券の市内での利用促進及び四国西予ジオパークのPRを目的といたしまして、県内共通券1枚利用ごとに応募できる愛顔のえひめ商品券で大盤振る舞

いプロジェクトを実施をいたしたところでございます。市内外から2万441件の応募があり、抽選で500名の方に商工会員より公募いたしました市内25事業者より市内特産品のプレゼントをさせていただいたところでございます。

なお、応募の際にアンケートも実施しております。当該事業及び観光、商業施設に対しての多数のご意見をいただいておりますので、今後の事業に反映してまいりたいと思います。商品券の販売そのものにつきましては、愛媛県が検証すべきものがございますけれども、1人が商品券を買い占めて高額商品などに使用した点などが反省点に挙げられるのではないかとというふうに思っております。

1点訂正をさせていただきます。

先ほど商品券の販売のところ、「350万」と言いましたけれども、「35万400枚」の販売をしております。

以上でございます。

○議長 宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 私のほうからは、インターネットに加入しようの成果について答弁申し上げます。

西予インターネット等利用促進プロジェクトにつきましては、CATV加入時の引き込み工事や情報端末購入に利用できるプレミアムつき参加券を発行することにより、高速通信網で利用できるサービスをより多くの市民の皆様に活用していただき、情報通信技術の高度化を図ることを目的に実施した事業でございます。

西予市商工会が事業主体となりまして、市内13店舗を取扱店として、利用期間を平成27年10月1日から平成28年1月31日までの4カ月間と定め、参加券を販売いたしました。実績としましては、参加券1枚が5,000円で7,000円分の利用ができるというお得感もございまして、発売した参加券5,000枚は完売となりまして、参加券の利用によりCATVサービスへの加入やパソコン等の購入が大幅にふえる結果となりました。

特に、西予CATVが提供するインターネットサービスにつきましては、期間中参加券利用により144件の新規加入申し込みがありました。また、本事業に合わせまして実施をしました割引キャンペーンによる加入も合わせますと332件と

なりまして、高齢者を含むインターネット利用者の増加や消費拡大面において、大きな成果を上げることができたと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 今までの答弁で地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金の費用対効果があったと判断してうれしく思います。

それでは続きまして、西予市総合計画審議会の答申についてお伺いしたいと思います。

平成27年10月21日付の答申の第2次西予市総合計画「変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべてである」。先日大平部長が議案説明のときにも一部言われたと思います。この件について、取り組みの内容等を教えていただきたらと思います。

○議長 藤井総合政策課長。

○藤井総合政策課長 田中議員のご質問にお答えをいたします。

第2次西予市総合計画基本構想につきましては、昨年10月に西予市総合計画審議会から答申を受け、その後答申の内容を尊重しつつ庁内の関係部署で協議、検討を進め、今回議案として提出をさせていただいております。

第2次総合計画基本構想は、共通の価値観、発想の着眼点及びよりどころを明瞭にした4つの基本理念と、基本構想の大枠の方向性を示しました西予市綱領八策、及び本市の10年後の姿を誰もがより具体的に想像できるように物語調で記述しております10の基本構想で構成をされております。

基本構想の主な内容といたしましては、基本指標を人口及び市内総生産とし、10年後の2025年には人口が3万5,000人弱、市内総生産は800億円弱を目標としております。個別分野の10年後、2025年の姿につきましては、例えば結婚、出産、子育て分野における本市の10年後の姿は、2025年、この町では結婚を望めば誰もがその機会にある。途中省略をさせていただきますが、地域なども子育てを支援し、地域を愛し、愛情豊かで頑張る子供たちがすくすくと育っているとしております。また、産業、雇用創出分野における本市の10年後の姿は、2025年、この町ではやりたいことを実現するために産官学金で連携、協力して企業創業を支援してくれ

る。こちら途中省略をさせていただきますが、四国西予ジオパークも何とかイメージが定着しつつあり、産業振興に寄与し始めている。多くの人々が訪れるようになり、西予市の農林水産物、加工品等を多くの人が手にとるようになったとしております。

今後は、総合計画に記述した未来の姿の実現に向け、具体的な戦略等を示した基本計画を策定し、市民が安心して暮らせるまちづくりを目指せるようさらに検討を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 いろんな事業で反省点を踏まえて、前向きにいろんなイベントが続けていけたらと希望しております。

それでは、えひめいやしの南予博の取り組みについてお伺いしたいと思います。

1、卯之町の民俗芸能サミットへの取り組みは。2、ジオパークでの環境スポーツイベントに対する取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 えひめいやしの南予博の取り組みについてご質問がございました。

まず、民俗芸能サミット卯之町ブロードウェイでございますけれども、開催日は5月28日土曜日、29日日曜日。会場は卯之町の町並み、西予市宇和文化会館、愛媛県歴史文化博物館となっております。内容でございますけれども、卯之町の歴史的な町並みを舞台に、家屋の軒先や広場で南予各地の民俗芸能や南予の鹿踊りのルーツとされる東北の鹿踊りの上演や、愛媛県歴史博物館でのシンポジウムが行われます。また、歌舞伎界で活躍をされておりますテレビでもおなじみの片岡愛之助さんを招待し、卯之町の町並みで大行列をなしたお練りや宇和文化会館でのトークショーが予定されておるところでございます。

次に、ジオパークでの環境スポーツイベントに対する取り組みにつきましては、愛媛西予SEA TO SUMMITを実施することとなっております。これは、西予市のコアイベントとして取り組むもので、開催日は9月24日土曜日、9月25日日曜日。会場につきましては、明浜、三瓶、宇和町で実施をされます。アウトドア総合メーカーであるモンベルと提携して開催することと

なっております。今年度国内10カ所で計画をされているものの一つでございます。内容でございますけれども、四国西予ジオパークの変化に富んだ地形、雄大な自然を生かし、初日は宇和文化会館において環境シンポジウム。2日目は、アウトドアイベントとして明浜の大早津海岸でカヤック約8キロメートルをこぎ、自転車で海岸線を三瓶経由で宇和の皆田小学校まで約42キロメートルを走り、最後に高森山の山頂までの約8キロメートルのハイキングを実施をすることとしております。タイムの計測はいたしますけれども、レースではなく、参加者それぞれが自分のペースで自然を楽しむことが魅力的なイベントとなっております。

この大会は、全国で毎年7カ所程度で開催されておりますけれども、愛媛県で開催されるのは初めてでございます。ジオパーク認定3周年記念として、全国に四国西予ジオパークの自然のよさをアピールできる絶好の大会と捉えております。

以上でございます。

○議長 田中徳博君。

○4番田中徳博君 いろいろ答弁をいただきました。

今回第2次総合計画答申において、こちらにあります118ページ、かなりの内容と量があります。「変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべてである」。何と耳ざわりのよい琴線に響く文言だと思っております。この中には、原石が眠っており、探し出し磨いて西予市の宝にしたいと思っております。また、昨年の野村乙亥大相撲において、行事の方がはっけよい残った、油断なくと軍配を返されました。これだ、これこそ自分自身にとっても西予市にとっても必要なかけ声だと思いました。

以上を心の支えにして、私の一般質問を終わります。

○議長 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

明日3月3日は午前9時より一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後2時20分

平成28年第1回西予市議会定例会会議録(第3号)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|------|
| 1. 招集年月日 | 平成28年3月3日 | 総務課長 | 三好敏也 |
| 1. 招集の場所 | 西予市議会議場 | 財政課長 | 山岡薫彦 |
| 1. 開議 | 平成28年3月3日 | 監査委員 | 正司哲浩 |
| | 午前9時00分 | 総合政策課長 | 藤井兼人 |
| 1. 散会 | 平成28年3月3日 | まちづくり推進課長 | 高橋司 |
| | 午後0時34分 | | |

1. 出席議員

- 1番 源 正 樹
- 2番 井 関 陽 一
- 3番 菊 池 純 一
- 4番 田 中 徳 博
- 5番 中 村 敬 治
- 6番 二 宮 一 朗
- 7番 兵 頭 学
- 8番 小 野 正 昭
- 9番 松 山 清
- 10番 宇都宮 明 宏
- 11番 欠 員
- 12番 元 親 孝 志
- 13番 沖 野 健 三
- 14番 森 川 一 義
- 17番 岡 山 清 秋
- 18番 酒 井 宇之吉
- 19番 兵 頭 勇
- 20番 山 本 昭 義
- 21番 梅 川 光 俊

1. 欠席議員

- 15番 藤 井 朝 廣
- 16番 浅 野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------|---------|
| 市 長 | 三 好 幹 二 |
| 副 市 長 | 河 野 敏 雅 |
| 教 育 長 | 宇都宮 又 重 |
| 会 計 管 理 者 | 奥 野 柳之介 |
| 総 務 部 長 兼 | 宗 正 弘 |
| 公 営 企 業 部 長 | |
| 産 業 建 設 部 長 | 二 宮 紀 夫 |
| 生 活 福 祉 部 長 | 横 山 博 文 |
| 教 育 部 長 | 松 川 伸 二 |
| 明 浜 支 所 長 | 道 山 升 文 |
| 野 村 支 所 長 | 尾 下 孝 二 |
| 城 川 支 所 長 | 田 村 剛 |
| 三 瓶 支 所 長 | 坂 本 康 司 |
| 消 防 本 部 消 防 長 | 菊 池 直 |

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 浅 野 信 也 |
| 議 事 係 長 | 原 井 川 英 一 |

1. 議事日程

別紙のとおり

1. 会議に付した事件

別紙のとおり

1. 会議の経過

別紙のとおり

議 事 日 程			
1	一般質問		及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
2	議案第 2 号 財産の無償譲渡について		
	議案第 3 号 財産の無償貸付について	議案第 2 3 号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 4 号 財産の無償貸付について		
3	議案第 5 号 西予市行政不服審査法施行条例制定について	議案第 2 4 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 6 号 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	議案第 2 5 号	西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 7 号 西予市研修基金条例制定について	議案第 2 6 号	西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 8 号 西予市ふるさと応援基金条例制定について	議案第 2 7 号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 9 号 西予市育英会奨学金貸与条例制定について	議案第 2 8 号	西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 3 0 号 西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について	議案第 2 9 号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 1 0 号 西予市子ども教育振興基金条例制定について	議案第 3 1 号	西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について
	議案第 1 1 号 西予市消費生活センター条例制定について	5	議案第 3 2 号 第 2 次西予市総合計画基本構想の策定について
	議案第 1 2 号 西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について	議案第 3 3 号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について
	議案第 1 3 号 西予市職員の退職管理に関する条例制定について	6	議案第 3 4 号 西予市営土地改良事業の施行について
4	議案第 1 4 号 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 5 号	西予市営土地改良事業の施行について
	議案第 1 8 号 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 6 号	西予市営土地改良事業の施行について
	議案第 1 9 号 西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 3 7 号	西予市営土地改良事業の施行について
	議案第 2 0 号 西予市税条例の一部を改正する条例制定について	7	議案第 5 0 号 平成 2 8 年度西予市一般会計予算
	議案第 2 1 号 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について	8	議案第 5 1 号 平成 2 8 年度西予市授産場特別会計予算
	議案第 2 2 号 西予市立学校給食センター	議案第 5 2 号	平成 2 8 年度西予市住宅新

築資金等貸付事業特別会計
予算

議案第53号 平成28年度西予市育英会
奨学資金貸付特別会計予算

議案第54号 平成28年度西予市国民健
康保険特別会計予算

議案第55号 平成28年度西予市後期高
齢者医療特別会計予算

議案第56号 平成28年度西予市介護保
険特別会計予算

議案第57号 平成28年度西予市農業集
落排水事業特別会計予算

議案第58号 平成28年度西予市公共下
水道事業特別会計予算

議案第59号 平成28年度西予市簡易水
道事業特別会計予算

議案第60号 平成28年度西予市水道事
業会計予算

議案第61号 平成28年度西予市病院事
業会計予算

議案第62号 平成28年度西予市野村介
護老人保健施設事業会計予
算

本日の会議に付した事件

- | | | | | | |
|---|-----------|--------------------------------------------|-----------|-----------|------------------------------------------|
| 1 | 一般質問 | | | | 及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について |
| 2 | 議案第 2 号 | 財産の無償譲渡について | | | |
| | 議案第 3 号 | 財産の無償貸付について | 議案第 2 3 号 | | 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 4 号 | 財産の無償貸付について | | | |
| 3 | 議案第 5 号 | 西予市行政不服審査法施行条例制定について | 議案第 2 4 号 | | 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 6 号 | 行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について | 議案第 2 5 号 | | 西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 7 号 | 西予市研修基金条例制定について | 議案第 2 6 号 | | 西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 8 号 | 西予市ふるさと応援基金条例制定について | 議案第 2 7 号 | | 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 9 号 | 西予市育英会奨学金貸与条例制定について | 議案第 2 8 号 | | 西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 3 0 号 | 西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について | 議案第 2 9 号 | | 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について |
| | 議案第 1 0 号 | 西予市子ども教育振興基金条例制定について | 議案第 3 1 号 | | 西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について |
| | 議案第 1 1 号 | 西予市消費生活センター条例制定について | 5 | 議案第 3 2 号 | 第 2 次西予市総合計画基本構想の策定について |
| | 議案第 1 2 号 | 西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について | | 議案第 3 3 号 | 西予市過疎地域自立促進計画の策定について |
| | 議案第 1 3 号 | 西予市職員の退職管理に関する条例制定について | 6 | 議案第 3 4 号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| 4 | 議案第 1 4 号 | 西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 3 5 号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 1 8 号 | 西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 3 6 号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 1 9 号 | 西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について | | 議案第 3 7 号 | 西予市営土地改良事業の施行について |
| | 議案第 2 0 号 | 西予市税条例の一部を改正する条例制定について | 7 | 議案第 5 0 号 | 平成 2 8 年度西予市一般会計予算 |
| | 議案第 2 1 号 | 西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定について | 8 | 議案第 5 1 号 | 平成 2 8 年度西予市授産場特別会計予算 |
| | 議案第 2 2 号 | 西予市立学校給食センター | 議案第 5 2 号 | | 平成 2 8 年度西予市住宅新 |

築資金等貸付事業特別会計
予算

議案第53号 平成28年度西予市育英会
奨学資金貸付特別会計予算

議案第54号 平成28年度西予市国民健
康保険特別会計予算

議案第55号 平成28年度西予市後期高
齢者医療特別会計予算

議案第56号 平成28年度西予市介護保
険特別会計予算

議案第57号 平成28年度西予市農業集
落排水事業特別会計予算

議案第58号 平成28年度西予市公共下
水道事業特別会計予算

議案第59号 平成28年度西予市簡易水
道事業特別会計予算

議案第60号 平成28年度西予市水道事
業会計予算

議案第61号 平成28年度西予市病院事
業会計予算

議案第62号 平成28年度西予市野村介
護老人保健施設事業会計予
算

開議 午前9時00分

○副議長 おはようございます。

本日も傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は18名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

(日程1)

○副議長 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問者は、通告内容及び申し合わせに従い発言してください。

それでは、通告順に発言を許可いたします。

まず、1番源正樹君。

○1番源正樹君 改めまして、おはようございます。議席番号1番源正樹です。

議長より発言の許可を得ましたので、質問通告書、会議規則及び申し合わせ事項等に従い一般質問をいたします。

1点目は消防団について、2点目に子育て支援について、3点目に観光政策についての質問でございます。

この質問が西予市の市勢発展、住民福祉の向上の一助となれば幸いです。

まず、非常備消防体制、消防団について質問いたします。

先月2月7日に野村運動公園グラウンドにおきまして、平成28年西予市消防出初式が挙行されました。佐伯団長以下878名の団員が出動され、早朝に雪が降るといふあいにくの天候ではございましたが、日ごろからの訓練の成果を拝見させていただきました。消防団には、火災発生時の活動だけでなく、行方不明者の捜索、水防活動、地震発生時の救助活動など、多岐にわたり活動をされております。

近年は、防火意識の向上や防火性能、安全性にすぐれた製品の開発と普及もあり、火災発生件数も低い値で推移しています。市民の安心と安全を地域から支えていただいていることに対して感謝を表します。

まず最初に、消防団装備品の支給状況についてお尋ねいたします。

出初式や年末夜警などで主に使用されている活動服や編み上げ靴などが支給をされております

が、近年新入団員には新しいデザインの活動服が支給されているようです。では、火災、水害、震災など、災害発生時に必要となる防火はっぴやゴム長靴等はどのように支給されているのか、お尋ねいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 新入団員につきましては、先ほど源議員のおっしゃったとおり、活動服と編み上げ靴を支給しておりますが、はっぴやヘルメットについては前団員からのものを引き続き使用していただいております。はっぴについてはかなり年数が経過し傷んでいるものも多いことから、今年度から全体で50着を購入しており、今後も必要枚数を随時更新していく予定であります。

ゴム長靴に関しましては、各方面隊での対応となっております。ゴム長靴は先ほど源議員がおっしゃったとおり、災害形態によっては必要なものでありますので、入団時の活動服、編み上げ靴の支給にあわせて支給すべきか現状調査し、方面隊幹部の意見を集約していきたいと考えております。

以上です。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 恐らく各方面隊において、例えば宇和方面隊でしたら、火災の際ははっぴに長靴というふうに聞いております。これは、城川の団員の方から聞いた話ではありますが、城川の場合は編み上げ靴が着用必須となっていると、各方面隊によってそれぞれ装備の状態が違うと思います。各方面隊の意見集約をいただきまして検討をいただければと思います。

それでは続きまして、女性消防団への活動支援についてお尋ねいたします。

現在、西予市消防団には女性消防団員が活躍される明浜方面隊明浜分団と、女性団員が所属する三瓶方面隊本部が組織されております。

先ほどの出初式の際なんですが、ある団員の方からご指摘をいただきました。女性消防団にはゴム長靴だけで、編み上げ靴が支給されていないというお話でした。もし現在支給されていないようでしたら早急に検討いただきたいと思います。理事者の考えをお尋ねいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 現在、全女性消防団員へ

の貸与品等は制服、活動服、パンプス、長靴などです。女性消防団員の活動は、防火、防災啓発活動や式典等の補助など、後方支援的な活動が多く、主に火災や災害現場での使用する編み上げ靴までの支給はしていませんでした。しかしながら、今後も変化していく地域情勢、女性団員の活動内容等にあわせて検討していく必要があると考えております。

女性消防団員の活動支援についてですが、装備品だけでなく、愛媛県消防協会南予支部女性消防強化対策研修会や、全国の女性消防団員らの活動事例報告情報交流会などがある全国消防団活動活性化大会に毎年多数参加させていただいており、女性消防団員の当市における活動のよい参考となっております。

以上です。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、装備品について最後の項目となりますが、先ほどはっぴのほうを来年度より購入を順次進めていくという答弁があったかと思えます。松山市においてですが、帝人と協力いたしまして、難燃素材であるアラミド繊維を使用したはっぴの導入が進められているようです。機能面や価格など十分な検討が必要だとは思いますが、消防団員の災害活動時の安全制を向上させるためにも導入すべきではないでしょうか。理事者の考えをお尋ねいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 現在購入しておりますはっぴは、昔ながらの綿織材のものであります。

質問されました、松山市の難燃素材アラミド繊維を使用したはっぴでございますが、ことし1月20日の愛媛新聞に掲載されていた記事によりますと、松山市の消防団協力事業所であり帝人松山事業所が市消防団員の意見を取り入れながら開発したものであります。西予市で現在購入のはっぴとさほど金銭的なものも差がないことから、先ほど源議員がおっしゃったように、消防団員の災害活動時の安全の向上は重要なことでありますので、各方面隊の意見なども聞きながら、消防団員の活動内容等を精査し、導入に向けて検討していきたいと考えております。

以上です。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 ただいまの装備品の質問に関し

ては、各団、方面隊との協議、検討が必要かと思えますので、また鋭意協議を賜りたいと思えます。

次に、消防団詰所の整備状況についてお尋ねいたします。

西予市内には、老朽化している消防団詰所がまだまだ多くあると認識しております。大規模震災時に倒壊する危険がある老朽化した建物もあり、消防団活動、救助活動に支障が出るおそれがあり、早急な改善が求められます。今後の消防詰所の新築及び改築について、整備予定等はどうなっているのか、お尋ねいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 現在西予市の消防団詰所は、車庫等を含めまして約90カ所あります。古いものでは昭和46年に建設されたものがあり、老朽化が進んでおります。詰所の建てかえについては、平成25年度までは年1棟の更新であったものが、それでは90年の更新ということになることから、平成26年度から2棟ずつの更新となりました。

詰所の整備予定については、建築年、建物の状態などを踏まえて5カ年の整備計画を策定しております。

今後、ますます進む人口減少時代に際し、消防団の管轄地域や部の統廃合などについて、地域住民、地域消防団員らと検討を重ね、将来を見据えた整備計画が必要であると考えております。

以上です。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 今の詰所の整備計画があるということをお伺いさせていただきました。

この詰所の建てかえ等になった場合、一番問題となる、課題となることが多いものがありましたら、答弁いただきたいと思えます。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 まずは立地条件、先ほどちょっと触れておりましたが、今後推移します人口、そして消防団員数を含めました中で、今後はその地域に根差した消防詰所が必要ななど。そして、また土地等も含めました中で、全体的な今の点在しておる詰所の配置状況等を含めた中で考えていかないといけないかなと考えております。

以上です。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 明浜のほうだったかと思いますが、3つあった団のほうが2つに集約されているというふうに記憶をしております。

地域の実情に応じた適切な配備というのは大切なことだと思いますので、また鋭意検討等、地元との協議をお願いしたいと思います。

それでは、次の質問項目であります子育て支援についての質問に移ります。

まず、子供の貧困対策についてお尋ねをいたします。

戸室健作山形大学准教授の研究によれば、子育て世帯のうち収入が生活保護基準以下の割合は、平成24年で13.8%であり、平成4年から20年間で約2.5倍に急増しているとされております。愛媛県ではこの割合が16.9%となっており、全国平均より高い研究の結果となっております。また、厚生労働省が公表している子供の貧困率でも、平成24年は全国で16.3%となっております。

貧困率とは、世帯収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分に届かない人の割合です。子供の貧困率は、18歳未満でこのいわゆる貧困線を下回る人の割合を指します。およそ6人に1人が貧困状態であるという結果です。格差の拡大、貧困の再生産といわれるような課題を解決していくためにも、早急に対応すべき大きな社会問題だと思っております。

その対策の中で、市町村の基準で行われるものの一つに、就学援助制度があります。学校教育法第19条において、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならないとされております。学用品費や通学費、クラブ活動費、PTA費など、学校に係る費用を援助する制度であります。この制度を利用しているのは、平成25年度の文部科学省調査結果では、全国で151万4,515人、援助率は15.42%となっております。

まず最初の質問ですが、西予市でこの就学援助制度を利用されている児童は何名なのか、お尋ねいたします。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

この制度は、源議員が述べられましたとおり、

経済的理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し就学援助を行い、義務教育の円滑な実施に資することを目的としている制度でございます。

西予市教育委員会では要綱を定め、当該保護者に対し援助を行っているものでございます。

ご質問にありました、平成27年度における認定者の数はということでございますが、2月末日現在で、児童111人、生徒57人の合計168人となっております。割合で申しますと、市内児童・生徒のうち小学校につきましては6.2%、中学校につきましては6.1%、全体で6.2%という状況でございます。また、参考までに平成25年度における全国の就学援助対象児童・生徒の割合は、源議員がおっしゃったとおり、全国では15.4%でありまして、県内におきましては11.6%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 今、全国そして愛媛の平均よりも低いという答弁をいただきました。この数字は、恐らく次の質問にあります、準要保護者に対する就学援助にかかわってくる問題かと思いません。

この準要保護者制度は、国の三位一体改革によって平成17年度より地方自治体に税源移譲、地方財政措置を行った上で国庫補助が廃止され、各自治体での単独実施となっております。

当市の場合、この準要保護者認定基準はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

準要保護者認定基準についてのご質問でございますが、西予市の認定基準につきましては、西予市要保護及び準要保護児童生徒認定基準に規定しているところでございます。その準要保護の認定基準でございますが、原則2通りありまして、一つには、当該年度中に生活保護の停止または廃止の措置を受けた場合、2つ目は、世帯全員の合計所得金額が規定しているところの判断基準額以下である場合に認定することといたしております。

2つ目の判断基準額についてであります。生活保護法における生活扶助基準額、住宅扶助基準額、教育扶助基準額等の合計基準額に母子、父子加算、児童養育加算等の額を加えるなど、各世帯

の状況に応じて年額を算定した額としております。算定におきましては、複雑な要素があるところではありますが、認定基準額の例を申し上げますと、ひとり親世帯で小学校、中学校それぞれに1人子供がいる場合、所得ベースで168万2,000円、両親と小学校、中学校に1人ずつ子供がいる4人世帯の場合には、同じく所得ベースで171万円が認定基準となっております、家庭の状況、例えば住まいが持ち家であるか、借家であるかなどによりまして、算定基準も異なってきますので、あくまでも例としてお示しをさせていただきました。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 詳細な基準について答弁をありがとうございました。当市の場合が県とか全国に比べて低いという事実がございます、また、いろいろな面で検討を賜ればと思います。

次の質問に移ります。

次に、子育て世代包括支援センターについてお尋ねをいたします。

まち・ひと・しごと創生基本方針等では、妊娠期から子育て期におけるさまざまな需要に対する子育て世代包括支援センターの整備を図るとされております。

保健師等の専門性を生かした相談支援事業を行い、母子保健を中心とし、医療機関、療育機関等と連携する母子保健型事業や、主として地域子育て拠点等、身近な場所で日常的に利用でき、かつ相談機能を有する施設で実施される基本型、市町村保健センター型などが主に想定されているようです。基本方針等では、このセンターを今平成27年度中に全国で150カ所整備し、おおむね5年後までに地域の実情等を踏まえながら全国展開を目指していくと位置づけされております。

西予市において、センター導入についての考え、またワンストップ拠点導入の考えについてお尋ねをいたします。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ただいまの源議員のご質問、子育て世代包括支援センターの導入、そしてワンストップ拠点導入の考えについてお答えをさせていただきます。

子育て世代包括支援センターとは、議員おっしゃるとおり、国において現状さまざまな機関が

個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまな支援について、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として、切れ目ない支援を図るというもので、地域の実情を踏まえながら全国展開を目指すというものでございます。

本市といたしましては、現段階ではセンターの導入は考えておりませんが、現在でも子育て支援センターや児童館等でさまざまな相談や支援事業を実施しており、必要に応じて専門機関へつなげる仲立ち等も担っております。今後も子育て支援に関する施設や関係機関が連携を強化し、相乗効果を高めながら、子育て支援の充実につながるよう努力をしてみたいと考えております。

また、ワンストップ拠点導入の考えにつきましては、本市といたしましては、まず子育てに関する相談や各種申請手続の窓口をできる限り集約し、市民の利便性と事務の効率化を図りたいと考えております。そのため、現在子育てに関する事業の関係各課で集約に向けての検討会を立ち上げ、進めているところでございます。子育て世代包括支援センターの導入につきましては、今後の検討会の中でその必要性について十分研究をしてみたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 関係各課でまた課題を共有していただければと思います。

次になります、昨年になります、平成27年3月に西予市子ども・子育て支援事業計画が策定されました。この計画に基づく各種支援政策の検討状況及び進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねいたします。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の子ども・子育て支援事業計画に基づく各種支援政策の検討状況及び進捗状況についてであります、子育て支援につきましては、議員もかねてよりご心配をいただき、昨年の第2回市議会定例会におきましては、不妊治療及び多子世帯への支援についてご提言をいただいております。

ご案内のとおりではありますが、西予市子ども・子育て支援事業計画は、西予市で子供を産み育てる環境を一層充実していくことで、子育てするなら西予のイメージが定着することを目指し、昨年3月に策定いたしました。策定後はこの計画

に基づいて事業を推進していくため、協議や検討を重ねてまいりました。

この結果、平成28年度から新規事業として4事業、拡充事業として2事業を取り組む予定としております。新規事業としましては、特定不妊治療費助成事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、そして子どもホームワークサポート事業を実施する予定とし、その経費を当初予算に計上させていただいております。

拡充事業としましては、城川地区でことし4月から新たに放課後児童健全育成事業を開始することとしております。これによりまして、市内5町全ての地区に放課後児童クラブが設置され、児童に安心・安全な居場所を与え、健全な育成とともに保護者への子育て支援を図ることができるものと思っております。

また、保育所及び幼稚園入所児童第3子以降の保育料の無料化について、一部要件はあるものの拡充し実施することとしております。

そのほか、子育て支援事業計画に掲げております事業の実施につきましても、充実した施策の展開となるよう取り組みを強化したいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 ただいまの答弁の中にありました、各種事業の詳細についてちょっと再質問をさせていただければと思います。

まず、特定不妊治療費助成事業の内容について答弁をお願いいたします。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご質問の特定不妊治療費助成事業の内容についてでございます。

不妊治療のうち体外受精及び顕微授精は、1回の治療費がかなり高額でございます。そのため、経済的な負担が重く、子供を持つことを諦めざるを得ない方が少なくないことから、愛媛県特定不妊治療費助成事業の対象者への上乗せとして市が費用の一部を助成するものであります。

本市の助成要件でありますけれど、愛媛県特定不妊治療費助成事業助成金の交付決定を受けていることが第一の要件で、そのほか夫婦のいずれもが西予市内に住所を有すること、また市税を滞納していないことなどとしています。

国はことし1月に本事業の要綱改正を行い、平

成27年度補正予算で助成拡充をいたしました。拡充内容は、早期の受診を促す観点から、出産に至る割合が高い初回の助成額を15万円から、治療費の約100%である30万円に引き上げたことであります。このことから愛媛県でも助成額の改正をいたしております。このことを踏まえまして、本市では国が言う100%助成を可能な限り達成するため、初回に限り上限額を10万円、それ以降は特定不妊治療に要した費用に対して愛媛県の助成額を差し引き、1回の治療につき5万円といたしております。さらに、今回は男性不妊治療が新たに助成対象となりました。1回の治療費は上限額は県が15万円、市は5万円としております。年間13名を見込んでおりまして、来年度の当初予算は260万6,000円を計上させていただいております。

以上でございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 もう一点、保育料第3子以降無料化について、一部要件はあるが市独自に拡充をされるという答弁があったかと思いますが、その内容についてお願いいたします。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 このことにつきましては、昨日の二宮議員の一般質問の中で市長からも触れさせていただいておりますが、保育料第3子以降無料化について再度私のほうからお答えをさせていただきます。

本年の4月から国が実施予定としております保育料軽減措置は、多子世帯、それからひとり親世帯の経済的負担を緩和することを目的に行っております。多子世帯の保育料負担軽減については、多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無料化を完全実施するものでございます。しかしながら、国の対象要件は年収約360万円未満相当の世帯が対象でございます。今回本市では国の制度をさらに拡充し、市民税の所得割課税額が30万1,000円未満、世帯の年収では約1,000万円程度以下の世帯になると思われませんが、年齢制限なく第3子以降の保育料及び幼稚園の保育料を無料化し、子育て世帯への負担を軽減するものでございます。

平成27年度の入所児童で、対象児童を推計しておりますが、対象児は約120名で、年間4,200万円程度の保育料が減収になる見込みでござ

ございます。この効果としましては、出生率の向上及び子育て世代のU J I ターンが増加し、移住定住促進につながるものと期待しているところでございます。

以上でございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 最後になりますけれども、ファミリー・サポート・センター事業について内容。これは4年ほど前になります、987筆だったと記憶しておりますが、市に対して要望書が出されたということを記憶しております。さまざまな課題があったかと思いますが、4年たちましてこのように制度が新たに導入される、近隣でしたら宇和島市とか大洲市のほうで既に導入があったかと思いますが、西予市でもいよいよ始まるファミリー・サポート・センター事業の内容について答弁をお願いいたします。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ファミリー・サポート・センター事業についてでございます。

この事業は、地域において児童の一時的な預かり、または外出支援について、子育ての援助を受けたい者と子育ての援助を行いたい者を組織化し、会員同士の連絡調整を行い子育てを支援する事業でございます。これによりまして地域での子育て支援体制が構築されることと考えております。事業開始は平成28年度からでございますが、地域での依頼会員また提供会員数がある程度確保する必要がございますので、一定期間を募集期間として準備が整い次第、事業を実施していく予定としております。

以上でございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 よく中1ギャップという言葉がありますが、もう一つ小1ギャップという言葉がございます、当西予市の場合は、保育園は夜11時まで、昨年からだったと思いますが、かなり遅い時間まで延長をされておりました。

実際小学校1年生になった場合なんですけれども、急に学校が休校になる、今気象警報が出ましたら基本的には全て休校になりますので、そういった場合、子供の預け先がないという現実があります。また、仕事の都合等があって少し遅くまで預けたい、そういった要望を持っていらっしゃる子育て世帯の方もおります。どこまでというの

は、まだこれからの検討かとは思いますが、ファミリー・サポート・センターの利用時間を少し延ばす、柔軟にすることでさまざまなニーズに応えられる可能性があると考えますが、そのあたり検討の余地があるのかなのか、そのあたりを答弁いただければと思います。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 ご提案ありがとうございます。利用者のニーズを十分把握しながら対応していきたいと考えております。ありがとうございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 再質問にもかかわらず、丁寧に答弁いただきましてありがとうございました。

最後の質問項目に移ります。

観光政策について質問いたしますが、主にえひめいやしの南予博2016に関する質問になるかと思っております。

いよいよになりますが、今年平成28年3月26日より南予博が開催されます。まず、市内で開催されるイベント、また自主企画イベント、どのようなものがあるのかお尋ねいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 源議員からえひめいやしの南予博2016についてご質問がございました。これまで個別の事業についてご説明をさせていただいた部分もございますけれども、全体を知っていただくよい機会ですので、取り組み全体について簡単にご説明をさせていただきたいと思っております。

市内で開催される大きなイベントといたしましては、民俗芸能サミット、卯之町ブロードウェイ、アウトドアイベント愛媛西予SEA TO SUMMIT、上質な食の演出、南予プレミアムダイニングの3事業が挙げられます。

2つのイベントにつきましては、昨日田中議員のご質問の際にも説明をさせていただきましたので、一部を省略して説明させていただきたいと思っておりますけれども。

まず、卯之町ブロードウェイですけれども、5月28日、29日の両日、卯之町の町並みのほかを会場といたしまして、南予の民俗芸能の祭典が行われます。南予各地の芸能や東北の鹿踊りの上演が行われ、歌舞伎俳優の片岡愛之助さんや芸能団体による町並みのお練り、宇和文化会館での舞

踊上演なども予定をされているところでございます。

次に、愛媛西予SEA TO SUMMITでありますけれども、9月24、25の両日開催を予定しております、1日目につきましては、四国西予ジオパーク認定3周年を記念をいたしまして、ジオパークの保全と活用を図る環境シンポジウムを開催しまして、2日目には明浜でシーカヤックをこいだ後、自転車で三瓶宇和と経由をいたしまして、最後は宇和の高森山に登るというイベントでございます。

最後に、南予プレミアムダイニングですけれども、これは上質な食と旅をテーマに地元の食材を使い、特別な演出を加えた一夜限りのディナーを南予の各自治体それぞれに会場を設定して提供するものでございます。西予市では愛媛県歴史文化博物館を会場といたしまして、南予博の開催中に各地で開催されてきたこの企画のフィナーレとして、10月23日に開催される予定となっております。

このほかのイベントといたしましては、県が設定いたしました南予の6つのサイクリングコースをめぐる、中級者、上級者向けのサイクルスタンプラリーなども計画されておまして、本市が2コース該当をしております。また、市民グループによる自主企画イベントについてでございますけれども、西予市では13の団体の提案による多彩なプログラムが南予博実行委員会から認定を受けました。

各団体からは、ジオパークの魅力を伝える企画として、希少植物の宝庫でございます桂川溪谷でのジオツアーやジオの恵みの収穫パーティーや料理体験、カヤックや自転車ツーリングなど地域特性を生かしたものが提案をされております。

以上でございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、ただいまの南予博に関するイベントでございますが、県内で幾つ自主企画イベントが計画されているのでしょうか、答弁をお願いいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 先ほどの自主企画イベントにつきましては、南予全体で10の市町で117件が県の認定を受けたところでございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 117件が県から認定を受けていると。先ほど答弁の中で、市内では13件の自主企画イベントがあるというふうな答弁だったかと思いますが、具体的にどのようなものが計画されているのか、お願いいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 西予市での自主企画イベント13件でございますけれども、簡単に団体名、プログラム名、開催地域を紹介をさせていただきたいと思っております。

野村地域自治振興協議会によります、希少植物の宝庫桂川溪谷満喫ジオツアー、同じく自治振興会の取り組みで、ジオの恵みであおぞらクッキング、野村町良質食品素材開発グループの取り組みによります収穫パーティーinのむら、サイクリングin四国西予ジオパーク実行委員会の取り組みで親子DEサイクリングin四国西予ジオパーク、以上4件が野村地域で取り組まれる予定となっております。

それから、流しプロジェクト実行委員会のNagashi Somen Challenge、海の体験実行活動実行委員会の、あけはまシーカヤックツーリング、この2件が明浜地域での取り組みとなっております。

それから、川津南やつちみる会の奥伊予川津南で穴神洞穴遺跡探検と石窯ピザづくり、この1件が城川の取り組みでございます。

次に、ひな祭り実行委員会の取り組みによります、ふるさとの風景をイメージした座敷雛、これが三瓶地域での取り組みでございます。

それから、わらぐろの会のわらぐろミュージアム2016、着物体験タイムトリップ着物美人へのパスポート、西予アングラーズクラブ、灼熱のバスアングラーズin朝霧湖、ぼうやの会、甞れ！明治の婚礼、西予市商工会青年部、雑巾がけレースZ-1グランプリinせいよ、この5件が宇和地域での取り組みというふうになっております。

以上、13件の取り組みが行われます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 今まで行われてきたイベントが継続して行われる、また新規のイベントもあるかと思っております。市外からだけではなくて、西予市内での交流ができるような、そういったイベントになればいいと思っておりますし、私もできる限り全て

参加できるように頑張りたいと思います。

次の質問に移ります。

現在西予市が取り組んでいる四国西予ジオパークをPRする絶好の機会だと考えております。先ほどSEA TO SUMMITを認定3周年事業にするという答弁があったかと思いますが、南予博と四国西予ジオパークをどのように連携されるのか、お尋ねいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいま源議員が言っていたかとおおり、南予博の開催は各自治体にとって大きな情報発信の機会であると捉えております。四国西予ジオパークの魅力を認知していただくために大いに活用すべきと考えますし、私どももできる限り連携して取り組んでまいりたいと思っております。

触れていただきましたように、SEA TO SUMMITは四国ジオパークの認定3周年記念事業として参加者とジオの関係者、及び西予市民と協同でジオパークをテーマとした基調講演、シンポジウムの実施を考えております。また、2日目のアウトドアイベントに関しましても、ジオパークの魅力であるダイナミックな自然や豊かな田園文化を十分に味わえるコース設定とさせていただいております。また、プレミアムダイニングはまさにジオの恵みである西予市の旬の食材による創作料理を提供いたしますので、ジオパークの魅力、それを味覚や視覚により十分お伝えできる機会ではないかというふうに捉えております。

以上でございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 先ほど答弁いただいた13件の自主企画イベントの中にも、ジオという言葉がかなり多くあったなという印象を受けております。そういったイベントを通じてまた四国西予ジオパークも発信できていければいいのではないかと考えますが、先ほどの自主企画イベントとジオパークとの連携をどのように考えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 市内で取り組まれます自主企画につきましても、先ほど簡単にご説明をさせていただきましたように、プログラム名の中にジオの文言が入ったものも多く見受けられます。内容にもジオポイントを使ったり、ジオの恵みを活

用したものが大変多くなっております。市民の間にも、四国西予ジオパークを推進していくという意識が醸成されてきているものだと思います。市といたしましても、できる限り団体等々の連絡、連携も行って支援していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 それでは、最後の質問になるかと思っております。

ここ南予地方では、平成16年のえひめ町並博2004、平成24年のえひめ南予いやし博2012、南予地区では高速道路延伸に伴うイベントがこれまでも継続的に開催されてきました。単発のイベントではありますが、この大きなイベントも今後も最大限に活用するためには、民間が主体となった自主企画イベントの継続と活性化が重要と感じていますが、理事者の考えをお尋ねいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議員おっしゃるとおり、継続していくことが非常に重要なことだというふうに私どもも認識をいたしております。

市民の自主活動によりイベントやプログラムの内容、あるいは取り組みの件数は、その町の活力や地域力があらわれているものと思われま。南予博で認定した自主企画では、募集段階で継続できる企画を条件としておりますので、各団体は南予博開催中に経験を積みノウハウを蓄積されて、南予博終了後も自主運営を基本として継続されるものと期待をしているところでございます。このような地域や団体を主体とした取り組みは、事業のできふできももちろんでございますけれども、一体となって協議し計画を練ることで取り組みそのものが地域活性化に大いに貢献するものだというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 何点が再質問させていただければと思っております。

先ほど、県が認可した自主企画イベントが市内で13件あるという答弁だったかと思いますが、それに惜しくも認可を受けなかった企画イベントがあるかと思っております。これは当初予算になりますが、県が認可した自主企画イベントと市が単独で

支援する自主企画イベント、この違いについて答弁お願いいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 南予博を契機に市民の自主的な発想や活動を盛り上げ、継続してつなげていくために、自主企画認定に応募しておりながら残念ながら認定を受けられなかった企画、また応募が間に合わなかった企画につきまして、市が効果を期待できると判断した場合には単独で補助金を交付できる事業を当初予算案にお願いし実施していきたいというふうに考えております。また、県の認定事業につきましては、50万円を上限として認定をいただいているところでございますけれども、市単独の事業につきましては30万円を限度とさせていただくような予定としております。

以上でございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 質問の中で少し触れましたが、継続が大事であるということ、答弁の中にもあったかと思えます。2004年から12年が経過いたしますが、過去のイベントの中で継続している事例がありましたら答弁お願いいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 先ほど西予市で取り組まれます13件をご紹介させていただきましたけれども、宇和地区で取り組まれる5件につきましては、源議員が今言っていただきましたように、えひめ町並博2004、あるいはいやし博2012の当時に取り組まれたものがほとんどでございます。明治時代の婚礼式を再現する明治の婚礼、和装で町並みを歩く着物体験、稲の穂を使ったクラフトアートグループあるいは雑巾がけレースZ-1グランプリなどは、これまで継続してずっと取り組んでいただいているものの一つでございます。

以上でございます。

○副議長 源正樹君。

○1番源正樹君 質問は以上です。

最後になりますが、ことし3月31日に定年退職を迎えられます、横山博文生活福祉部長、奥野柳之介会計管理者、菊池直消防本部消防長、坂本康司三瓶支所長、またこの本会議場ではありませんが退職される多くの職員の皆さん、長年にわたり公務に奉職されたことに心から感謝と敬意を申し上げます。

そして、平成28年5月15日をもって勇退を表明されております西予市長三好幹二様、合併協議会幹事会幹事長を2年、西予市長として12年、合併という大事業の先頭に立ち、融和の心を基本に西予市の基礎基板をつくるという使命をなし遂げられたことに対して、心からの敬意と感謝を申し上げます。本当にお疲れさまでした。

本日は、本当に多くの方に傍聴いただきましてありがとうございました。

以上をもちまして一般質問を終わります。

○副議長 暫時休憩いたします。(休憩 午前9時54分)

○副議長 再開いたします。(再開 午前10時05分)

次に、8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 先ほどの源議員のときよりか少し傍聴席が少なくなりましたけれども、傍聴をしていただきます残っていただきました方にまずもってお礼を申し上げたいと思います。

今期、いわゆる最後の大トリとなりました。この一般質問の許可をいただきました議長を初め関係各位にまずもって心から御礼と感謝を申し上げたいと思います。

また、昨日は松山議員の代表質問の冒頭には万感胸に迫るものがありました。なお、市長を初め答弁された方、またされる方もそれぞれの思いがあると拝察をいたしております。

さて、今回は関連がありますので大きく分けまして、市民の安心・安全について、さらに西予市の活性化について、大きく分けてこの2点について質問をいたします。

まず、1番目の市民の安全・安心について。関連がありますので、1番目と2番目を一括して質問をいたします。

平成25年消防庁長官通知で市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部が改正あり、その主な改正内容として、市町村の消防の広域化の必要性として、平成18年の消防組織法改正後の広域化の進捗状況が不十分であり、今なお全国の消防本部数の約6割を占める小規模消防本部、管轄人口10万人未満でありますけれども、課題が解決されていないという実態及び少子化に伴う人口動態の変化に加え東日本大震災の教訓等を踏まえ、これまで以上に広域化の推進が必要であるとなっております。また、広域化の方式については地域

の実情に応じて柔軟に検討することが必要であることから、この方向性として国の財政措置を考慮しつつ、地域ごとに異なる実情を重視し、小規模消防本部の広域化を着実に推進するとなっております。

そこで、平成25年4月1日付の消防庁長官通知には広域化の推進が必要とされているが、その後の当市の対応は、2番目の、推進期間は平成30年4月1日となっているが、当市の進捗状況はどうなっているのか、まずお伺いをいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 ただいまの小野議員のご質問についてお答えいたします。

広域化、つまり消防同士の合併につきましては、市町村合併と同じく相互の消防が相思相愛でなければなりません。愛媛県では、愛媛県消防広域化推進計画を策定し、県内1消防を目標にさまざまな検討がなされてまいりました。当市におきましても県内1消防を推進をする立場でさまざまな協議に参加してまいりました、しかしながら、県内1消防は合意に至らず、南予5消防本部での広域化、あるいは南予北部3消防本部での広域化等を検討をしてみましたが、各消防の立地状況、消防体制等のメリットが見出せず、これ以降県は主体的に会議を開催しておりません。

続きまして2番目の、推進期間は30年4月1日となっているがという質問につきまして答弁したいと思います。

平成25年11月14日、西予市長、三好市長みずから南予北部、大洲、八幡浜、西予3消防での広域化について各市に出向いて各首長さんに提案されましたが、合意には至りませんでした。それぞれの市長の考え、地域特性、住民性、立地的メリットなど総合的な判断があると思います。西予市としては、最もメリットが見出せる県内1消防を推進する立場に変わりはありませんが、しかしながら枠組みにとらわれず、メリットを生み出せる合併を模索することも必要ではないかと考えております。

平成28年2月24日、衆議院の総務委員会共産党梅村さえこ議員が消防の広域化について質疑がありました。消防の広域により管轄区域が広がると、部隊の到着のおくれや地域の情報掌握がしづらくなるなどデメリットがあり、市町村単位の消防が適当と考えるが消防庁の見解はいかにとい

う質問がありました。これに対、消防長次長が返答されております。市町村の消防の広域化は、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防力を強化すること等を目的として推進してきていると。先ほど小野議員が言われましたように、人口10万未満の本部全体が6割を占めるということがあります。時間の都合もありますので割愛しますが、最後に、このように消防の広域化は、災害の多様化に対応した市町村の消防体制の整備確立の手段として最も有効であることから、さらなる推進を図ってまいりたいという答弁がございました。

以上であります。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 今の消防長の答弁で、共産党議員さんの質問に対して国もそういうふうな姿勢であるということがよく認識をいたしました。

次に、2の質問をいたします。

先般、三瓶町で行った消防に関するアンケートについて質問をいたします。

町民の方々から、以下の数点につき質問やら疑問が寄せられ、また三瓶町民の生命、財産、安心・安全の確保の点からも非常に重要なことから、私自身も痛感をいたしておりますので質問をいたします。

この3月末日をもって退職される菊池消防長には、多少突っ込んだ、また厳しい質問になるかと思えますけれども、合併に際し三瓶町の常備消防、すなわち第三分署の件につき八幡浜市さんにはご理解、ご協力、ご迷惑をかけた経緯があり、その対応策として八幡浜消防施設事務組合の一部改正という手段で今日を迎えております。

なお、余談ではありますが、当時私も総務文教委員長としてかわりがありましたし、この件はさきにも申し述べましたとおり、町民の方々の生命、財産を守るまことに重要な案件でありますので、菊池消防長には明快で誠実な答弁を期待するものであります。恐らく、この質問が最後の答弁だと思われるので、公務員生活の思い出に残る有終の美を飾っていただきたいと心から願うものであります。

そこで、三瓶町民からアンケートの意味がよくわからないという声を耳にします。事前に住民説明をすべきではなかったのか、その点をまずお伺

いをいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 三瓶町で行ったアンケートについてでございますが、アンケートに関しましては昨年の2月に開催されました三瓶地区行政連絡協議会会長会、同じく昨年10月に開催されました臨時三瓶地区行政連絡協議会会長会の席上で、内容説明をさせていただき実施いたしましたという経緯であります。これは、合併後西予市消防本部からは一度も三瓶地区の住民に対しまして、このアンケート調査というのを全く実施しておりませんでした。住民の思いや意向を今後10年後の西予市を考える上での、これは一つの準備であるということでもあります。アンケートにつきまして説明する機会を模索しておりましたが、なかなか住民一人一人に対する機会がなかったというのが実情であります。

以上です。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 先ほどの答弁では、行政連絡会等で事前にとということでありましたけれども、私はそれはそれでええと思うんですけども、私からいえば八幡浜施設事務組合の代表者も同席していただけたらなというふうに、これが公正公平な判断ができるのではないかな、説明でもというふうに考えがいたしましたので、遅くなりましたけれども今後配慮してください。

次に、アンケートの前段に西予市消防の考え方として、いかにも現在の消防体制が間違いであるかのようなことを前面に出されております。明らかに、西予市消防が三瓶地区を管轄する方向で、ややもすると誤解もしくは誘導的なアンケートになっているような感がしてなりません。また、アンケートの内容についても余りにも抽象的で、西予市消防になった場合消防、救急体制がどのように変わるのか、具体的に示した上でアンケートしなければ町民の心理を踏むことはできないと私は思うのであります。

また、これが一番気になることでございますけれども、消防組織上三瓶地区の消防業務の責任は西予市長が果たさなければならぬ云々とあります。このことが市町村消防の原則であるのは当然のことです。しかしながら、自治法上、一部事務組合は認められている組織であることはご案内のとおりであります。全国においても、一部

事務組合消防業務を行っている市町村は多々あります。そういう観点からも、合併時に一部事務組合規則の一部改正といった方法で現在に至っているのが現在の第三分署のありようであります。後からの質問にも関連をいたしますが、その辺のところをよく説明、理解した上でのアンケートでなければ、三瓶町民の安心と安全の確保に不十分があるかのように印象を与えるおそれがあると感じるのは、私なりにこのアンケートを精査してみても、現在の消防業務があたかも三瓶町民の安心・安全の確保に不安を与える、またあるかのような印象を持たせるようなおそれがあると感じてなりません。

そこで、アンケートの内容について抽象的、誘導的の感があるが、今後の対応はどのように考えられておるかお伺いをいたしたいと思っております。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 確かに今おっしゃられましたように、ただ余り細かくアンケートを書きますと逆に一般の住民の方にとってはわからなくなるおそれがありますので、簡単、明瞭にとことアンケートの内容は精査しております。

その中で一番危惧しておりますのは、先ほど小野議員がおっしゃられたとおり、自治体消防の根幹というのは、その地域はその首長さんがとるべきであると明記されております。確かに一部事務組合ではありますが、こういうことに対しては全国でも非常に珍しい形態を現在とっております。その中で、南海トラフ大地震が来るというような、こんだけ3・11を目の当たりにしまして、命令系統が錯綜しとる中では非常にこれは明確ではないということを鑑みまして、その辺が大事なところかなと。それはあくまでも、先ほど言いましたアンケートをとるときに言いましたように、今後10年先を考えるために、まずは今まで一度も三瓶の住民の方のご意見等を伺ったことがなかったというのが一番の私は問題であると考えております。

以上です。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 先ほども申し上げましたとおり、確かにこれは生命、財産を守る長はその管轄をする西予市のトップ、三好市長なんですよ、それはわかり切っとるんです。しかし、それが合併当時できなだからいろいろな問題点が出まし

た。本当に微妙な点がありました。そこで、こういう変則的なことで現在に至って、それもよくわかっています。その辺のところをもう少し町民にわかるようにしてからで結構ですから、慌てないようにしていただきたいなど。

次に、アンケートの3番目の質問をいたしますが、アンケートの文面でアンケートの趣旨として、このアンケートは自治消防の原点に戻するため、三瓶地区を西予市消防が管轄する場合問題を整理し云々とあります。管轄する場合の問題点が全く挙げられておりません。この内容で何を問題点とし何を整理するのか、私は見えてこないのです。何を整理されるのかお伺いをしたい。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 これに関しましては、先ほどから再度再度申しておりますが、本来生活して、多分今まで平成16年に合併してから八幡浜署をそのまま状況で救急業務、いわゆる火災救助業務は八幡浜消防が担うわけなんですけど、全く違和感もないし、不公平感も感じられていないと当然思っております。それで、同じ目的でありますので、そのことに関しては問題ないと思っておりますけど、ただ今後そういう広域再編ができない以上、このまま本来三瓶町をいつまでも八幡浜施設事務組合のほうに預けとってもらいたいのかというように、このまま本来三瓶町をいつまでも八幡浜施設事務組合のほうに預けとってもらいたいのかという意図は確かにあったと思います。

以上でございます。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 それでは、3の今後の解決策について質問をいたします。

西予市消防が三瓶町を管轄するようになった場合の問題点または不安の観点から、今後の解決策について質問をいたします。

まず、組織体制についてお伺いをいたします。

西予市消防の職員数は、現在64名だと記憶をいたしております。三瓶町を管轄した場合、どれだけの人員を配置できるのか、またある機関紙には消防職員の増員のめどもないという記載があることも承知をいたしております。現在の第三分署の職員は、分署長以下14名体制で勤務をいたして、また頑張ってもらっておりご苦労もかけております。

そこで、職員数64名の体制で三瓶町を管轄し

た場合、どれだけの人員を配置できるのかお伺いをいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 三瓶町を管轄するようになった場合、それはもう責任を持って職員を雇用する等の対策を講じ、現状維持というのが大前提だと考えております。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 そういう大前提であれば構わんですが、これはことし2016年の1月号にそういうことを書かれとんですね、それはいいです。

次のことですが、先般本当に不幸にも三瓶町で重大火災が発生をいたしました。市長も当日は早朝にもかかわらず現地にお越しをいただき、お見舞いと団員、署員に慰労されておられました。僭越でありますけれども、私のほうからも火元及び被災された方々、署員、団員の方に心からご慰労とともに謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。深夜でもなく強風もなく、それに増して人身事故がなかったのは不幸中の幸いであると言わざるを得ません。多少の安堵をいたしましたのは、私だけではないと思います。

先般のような重大火災また災害などが発生した場合、八幡浜消防では第三分署だけでなく、本署からも覚知と同時に出動態勢をとっております。先般の火災では、本署より、2隊の消防隊と指揮隊及び1隊の救急車の計4隊の体制で消防、救急活動をしていただいております。あのような重大火災の折、当市ではどのような体制がとれるのかお伺いをいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 現在の当消防本部の出動態勢でございますが、出動態勢は火災のみならず、あらゆる災害においてもその種別や規模に応じて出動隊の選択、非番招集の範囲、他組合の応援要請の可否などを決定して、総合体制で対応に当たっております。いかなる地域においても当該方針は変わるものではございません。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 消防長の力強い答弁で、多少安堵はいたしました。

次に、3番目の救急搬送についてお伺いをいたします。

現在、城川町、明浜町では日中のみの救急体制

だと認識をいたしております。職員数が不足しているからではないのか。昨日の二宮議員の一般質問、またさきの2月29日の市長の施政方針の中で、平成26年の規制緩和の一環として救急体制の充実の観点から平成28年度中には救急車の運転業務は隊員でなくとも可能だとのことでありました。

後でも関連質問をいたしますが、それで市民の安心・安全は大丈夫なのか、またそのような現状で三瓶町民の安心・安全は守れるのか。ちなみに、昨年第三分署の救急活動の状況をちょっとお知らせをします。

八幡浜市八幡浜総合病院では148件、その他を合わせて164件の出動をしております。三瓶町は63件、三瓶病院を筆頭に59件プラスで63件です。西予市は、西予市市民病院が16件、その他を合わせて84件で、その他というのは大洲、松山、東温市を合わせて84件、圧倒的に市立八幡浜病院の搬送が多いわけです。

そこで、市町村合併時、救急問題により三瓶町はそのまま八幡浜消防が管轄するようになっており、西予市消防が管轄するようになると八幡浜市内への病院の搬送はどのようになるのか、組合を離脱した八幡浜市として救急患者を受け入れるのに問題はないのか、私は生命のことですから問題はないと思いますけれども、あわせてその辺をお伺いをしておきます。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 我々消防が果たす使命は、車両や人員、施設などを利用して市民の生命を守ることにあります。いざ救急が発生して患者の命を何とかして守ろうというときに、管轄やしがらみが優先してはならないと考えております。この患者を守るために最優先されるべきことを事案ごとに救急隊長が判断する、例えばこの患者は医療機関の選定が優先されるのか、それとも搬送時間の短縮が優先されるのか、もしくは応急処置が優先されるのかなど、訓練を受けた救急隊員が詳細に患者を観察して、患者や家族に説明をしながら搬送をするように指導をしているところであります。管轄の変更があったとしても、この方針は変わるものではございません。

以上です。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 まさしく、そのとおりでなけ

ればいけないと思います。また、まずはやはり患者が出たときに、その患者さん並びにその家族の方の意思を優先するのが一番の任務ではなかろうかなと思います。

それと、先ほども言いました救急隊員以外の方が運転業務につくというふうなことでありますけれども、関連質問として運転される方の条件、例えば運転免許証の種類をお聞きしたいんです。

と申しますのは、警察車両、自衛隊車両、これは俗に言うコウメン、交通安全協会スタッフ、コウメンのほかに俗にアオメンと称しまして、部内免許を取った者でなければ乗務できません。そのぐらい重要なある運転業務なんだと。ただ単に、コウメンだからということで運転させていいものかどうか。その運転する方の免許証の種類やら、もしくは採用するに当たっての訓練機関等を設けるのかどうか、その辺の考えがあればお伺いをいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 この件につきましては、28年度中に国のほうがその制度についての取り決めを発信する予定となっております。それを鑑みながら、それができてからでは若干遅いので、今勤務体制等も消防のほうでは取り組んではおりますが、まずはその国の制度を見ながらやっついていかなければいけないかなと考えております。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 そういうことでありましたら、遺漏のないように対応をしていただきたいなと、このように思います。

次に、消防力でありますけれども、消防力は人員、装備、水利です。この3つを俗に消防力といいます。

そこで、装備についてお伺いをいたします。

装備上、当市には、はしご自動車及び潜水隊等の配備がなされておられません。先般の国が催した避難訓練には、海難事故を想定した事案もありましたが、三瓶町も海難事故も視野に入れるべきではないかなと、このように思いますが、これについてどのような体制をとられるのかお伺いをいたします。

○副議長 菊池消防本部消防長。

○菊池消防本部消防長 ただいまの小野議員のご指摘でございますが、消防組織法では市町村がその管轄区域における消防を十分に果たすべき責任

を有しているとし、必要な消防力は当該管轄内の事情を考慮して、当該市町村が決定すべきであるものと定めております。現時点では、三瓶における消防力は八幡浜施設事務組合に加入して八幡浜消防が管轄している以上、西予市単独ではコントロールできない状況にあります。西予市が三瓶町の消防を管轄することになれば、三瓶町の住民の消防需要に的確に対応するため、西予市長の責任のもと、総合的な判断により消防力を整備していく所存でございます。

以上であります。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 まず、どうしてもというときには、前もってそういう装備の体制が整えない場合は応援協定なんかも視野に入れるべきではないかなと、このように私は思っております。

次に、4の質問をいたします。

重複いたすかもわかりませんが、市町村消防の広域化に関する総務省の基本方針として、平成18年消防組織法改正後の市町村消防広域化の進捗状況が不十分で、小規模消防本部、さきにも申し上げましたが、これは人口10万人未満でありますけれども、課題がまだ解決をされていないという実態、少子化に伴う人口動態の変化に加え、東日本大震災の教訓等を踏まえ、これまで以上に広域化の推進が必要であると示されておるのはご案内のとおりであります。

そこで、当市の現状と今後のスケジュールをさらにもう一度伺いをいたしたいと。前段にも申し上げましたが、小規模消防本部の広域化を着実に推進するためにも、私はまず八幡浜消防との広域化を目指すことにより、一組織体制、問題点も解決できるのではないかと考えております。将来は、今日の風水害、原発事故、南海・東南海地震などを考えたときには、1ないし2の自治体ではその地域に住む方々の生命、財産、安心・安全を守るのは非常に困難ではないかと、できたら抜本的な広域化の検討が急務だと強く感じております。

また、この広域化の問題は、私は最後には八幡浜市さんとの話があると思っておりますけれども、一部事務組合に迷惑をかけておりますので、最後にはトップ、すなわち市長同士の理解と協力が必要だと私は思っておりますが、市長の考えがあれば伺いをいたしたい。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、私のほうから消防の問題について総括的に今の問題を含めまして回答をさせていただきたいと、このように思うわけでございますが。

まずは、三瓶の消防の問題については合併時に、この問題は合併後調整するということでずっと築かれてきたことであります。合併後、しないといけない重要な案件であります。したがって、それが今合併後調整できていない大きな問題で残っておる一つでありまして、本来なら消防は自治体消防が根本を支えておることがあります。その中で、私も消防の広域化について、愛媛県も調整をして消防の広域化の問題を皆さんのところに提示いただきました。私はその中で、愛媛県が1本の消防本部をつくるべきだということを主張してきたのが私が最初です。そして、その方向に最初向かいつつあったわけですが、残念ながら大きな中心的な地域の消防本部がその話に乗らなかったということでありまして、それが頓挫をしてしまいました。

次に私が仕掛けたのは、南予の北部、八幡浜、大洲、西予が一本化をした消防本部をつくると。これは皆さんいろいろな誤解があるんですけども、愛媛県一本化にしようが八幡浜、大洲、西予が1本にしようが、消防本部が1つになるだけで、消防署は全部あるんです。消防本部がないという意識を持たれた方がありますけども、全然違うんです。消防本部を1つにするだけです。そういうことで、私も南予の北部の消防本部の一本化を両市長にもご提案をして、消防長同士も事務的な話を含めてずっとやっていただいた経緯があります。残念ながら、これも八幡浜、大洲のそれぞれの都合もあって、これもできることがかなわないということがありました。

そういう中で、今のこの三瓶の問題を考えたときに消防法、あるいは消防組織法上の問題の中で、大規模災害が起きたときに指揮、命令系統がどうなるかという問題であります。それはこういうことも言えるんです。

一番大規模災害のときにお世話になるのは、消防団なんです。常備消防だけではありません、消防団なわけです。その消防団を動かす権限は、残念ながら西予市長にはありません、いざとなったときに。それはどういうことかといいます

と、消防団の設置権者は西予市長であります、三瓶の消防団員を動かす権限は八幡浜施設事務組合組合長、八幡浜市長でありますし、それと八幡浜の消防本部の消防長であります、それは法律上です。この中の矛盾をどうしていくかという、大規模災害のときに突きつけられる大きな問題であります。それを早く調整をして、私たちは住民の安全・安心をやっていく必要があると、このようなことだと思えます。

その中で、選択肢が3つあります。1つは、このままいって行く、今の八幡浜消防本部のほうで責任を持って三瓶をこのままやっていく。一部事務組合がやっていく。特殊な一部事務組合方式なんです、全国で消防長が言ったように特殊です。1つの市同士がやる消防一部事務組合方式がありますが、その中の一部を一部事務組合とやっていく、これは特殊事例なわけでありまして。しかしながら、このまま皆さんがいいとしたらそのままやっていくかというのが1つの選択肢。もう一つは、自治体消防の本旨に基づいて西予市消防本部として西予市市長が責任を持つ、西予市が持つ、西予市の中の全部を西予市市長が持つ、これは一番やりやすいわけでありまして、それをやると。そしてもう一つの選択肢は、八幡浜消防と西予消防が統合して消防本部を1つにする、消防本部を1つにする。だから、署は全部あるわけですけど、その3つの選択肢があろうかと思えます。

今後はこれに関しては、もう一つ大きな問題があります。といいますのは、今西予市消防本部の建物は耐震化になっておりません。早くこれを耐震化にするために建てかえる必要があります。それには、合併の特例債も使える間にやらなくてはいけないというスケジュール的なものもあるわけでありまして。このことを踏まえながら早く結論を、3つの選択肢をやっていく、どれがいいのか、今後ともやっていく必要があるということ、今八幡浜の施設の消防本部と私どもが、両市長もこの問題を真剣に話し合いを水面下にしておるところでございます。

以上、答弁とします。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 今まで大変厳しい消防に関する質問をしました。これは、何回も言いますが、市民、町民の安心・安全を守るためでございますので、しっかりと遺漏のないようにしていただ

きたい。

そしてまた、市長の答弁の前段は私らも幾度となく聞いておりますので、承知をいたしております。この3月末をもって退職、退任をされますけれども、そのことは新市長さんにはよく申し送りをしていただいて、行政の一体化ということがございまして遺漏のないようにひとつお願いを、お願いというたら陳情になりますので、私のほうから進言をしておきます。

次に、2番目の質問をいたします。

昨日、松山議員の代表質問で述べられておりましたが、昨年ある会場でかな削りの日本一になられた方、もうよく皆さんご存じだと思いますので名前を申し上げますけれども、三瓶町皆江地域に住まれる3代目の繁木工務店の繁木さんであります。その方が、小野議員さん、西予市のヒノキは日本一、日本有数のヒノキだといっても過言がないのよと、しかしながらPRが下手だと、西予市の産材を余り使わないというふうなことをおっしゃられました。西予市の産材が日本でも優秀という証拠は、あのかんな削りで、たしか0.07ミリだったですか、薄さが。ということは、それだけ粘りがあるんじゃないかなと私素人なりに考えるんです。粘りがあるということは、柔軟なことなんです、はすくないということなんです。そういうふうなすばらしい材料を使うようなことが大事でないかなと、西予市のヒノキを活用するように何とかしてほしい旨の陳情を受けたんです。

そこで、松山議員の知識と協力を得ながら、各方面に働きかけ、総務省のアドバイザーである岐阜県東白川村の桂川課長補佐を招聘して研修をしたのを皮切りに、昨年12月15日は行政職員も林業課、建設課の方々がお越しになったり、当地を訪問されて研修されたと記憶をしております。また、私たちフォレストスタイル検討委員会も、今年の1月21日、22日と2日間白川村の研修をいたしました。西予市はご案内のとおり、8割が山林です。うち約7割が人工林であります。その森林を活用しない手はないと思えます。

この森林を活用して西予市の活性化の一助になれば私は考えておりますが、そこで質問をいたしますけれども、西予市版フォレストスタイルについて行政の考えはどのようなのか、まずお伺いをいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ご質問の中でも言っていたかのように、フォレストスタイル事業の市としての取り組みにつきましては、昨日松山市議へ答弁をさせていただいたところでございますけれども、林業の活性化というご質問でございますので、林業振興の観点から答弁をさせていただきたいと思っております。

木材住宅を建築する場合には、一般的に二十七、八立米の木材が使われると言われております。10戸の新たな受注があった場合には、約300立米近い木材が必要ということになるわけでございます。木材の価格が低迷する中、需要をふやしていくということは必要であるというふうに認識をしております。

東白川村で取り組んでおります東濃ヒノキにつきましては、木曽銘木の一つとして、11の森林組合が参加する広範囲な搬出箇所を指しております。一方、宇和ヒノキにつきましてはかなり限定的な範囲になりますし、西予市産材を、先ほど言っていたかのように、アピールしていく中では、その辺の整理も必要ではないかなというふうにも思っております。

また、昨日の答弁でも少し触れさせていただきましたけれども、現在の市産材の補助は平均して約35万円程度支出をしております。ただ、四、五年後には市内への建築でございますので、固定資産税として引き合う計算になるわけでございますけれども、一方フォレストスタイル事業につきましては、東白川村の制度を取り入れた場合、約40万円程度で、額に余り大きな変更はございませんけれども、市外への補助というような形になってまいります。先ほどの固定資産税分での関係は成り立たないということになりますので、工務店等からの収入が税収にはね返ってこない、なかなかその辺の税を投入していくという部分では難しい部分もあるかとも思っております。

いずれにいたしましても、さきに答弁させていただきましたように、工務店業界、設計業界、それに加えて製材業界、搬出業界のご意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 本来でありましたら、2番目

の森林組合の関係者との連携した西予市の活性化ということですが、少し関連性があるように林業の立場で答弁がありましたので、準備をされとるとは思いますけれども、あとの質問が迫っておりますので、あちらのほうも今か今かと待っておりますので、そちらのほうへ移ります。

いずれにしましても、東白川村では今井村長さんが先頭に立って一生懸命やられておりますので、行政のほうもその辺は加味して、西予市版のフォレストスタイルについて再度検討し推進していただきたいと思っております。

次に、ジオパークの取り組み、ジオパークを取り入れた観光開発（三瓶町の対応）についてご質問をいたします。

松山空港の手荷物の受け取り場所には、須崎観音の地層を大きく写した写真が掲げられております。私は、海上より見学される海上タクシーの方々も多いと聞いております。12月の一般質問でも少し触れましたけれども、遊歩道の整備、また俗に昔から聞くより見るがいい、見るよりさわるがいいと、こういう表現があります。やはり、下へおりていって4億年前の大地をじかにさわって体感されて、なおその感動があるんじゃないかなと思っております。

そこで、須崎観音周辺の浮き桟橋等を含めた遊歩道等の整備はどのように考えられておるのか、まずお伺いをいたします。

○副議長 坂本三瓶支所長。

○坂本三瓶支所長 小野議員のほうから、須崎海岸周辺の整備計画についてのご質問がございました。

三瓶の場合、ジオパークの中でも目玉の一つ、4億年前の地層が垂直に露出してできた須崎海岸を見学するコースに2つのルートがございます。

1つ目のルートは、陸側から遊歩道を歩いて直接地層に触れるルートでございます。2つ目のルートは、海岸、海側から見るジオクルーズ、海上タクシーを利用するコースでございます。四国西予ジオパークの認定から3年、須崎海岸を訪れる観光客は年間6,000人を超えて推移しております。三瓶本館が運営する屋形船の運航でございますが、年間約1,500人が利用いただき、四国西予ジオパークを知る重要なきっかけとして、他のジオポイントへの周知や集送客を担う重要な拠点であると認識しているところでござい

す。

ご提案いただきました整備計画の遊歩道でございますが、遊歩道の一部が崩れていましたので、昨年度修繕工事を行いました。このことは、迅速に今後も計画をしていきたいと思っております。

次に、浮き栈橋の整備でございますが、台風や暴風、高潮等々の自然災害が発生しやすい場所でございます。そこで、くいを打ち、栈橋をはしごで結ぶ工法も考えることができます。浮き栈橋の概算見積もりでは、1メートル200万円かかるということでございますが、かなりの費用が必要となります。また、ジオパークの理念でもございます保全の観点から、自然にはできるだけ負荷をかけないで自然のままの状態を見ていただくことが大切でございますし、夜間の船舶の航行の安全を確保するための対策や県立自然公園の対応など、設置するにはさまざまな問題をクリアしていかなければならないと思っております。しかし、議員のご提案もありました栈橋が完成いたしますと、3つ目のルートとして陸側から遊歩道を歩き、また直接地層に触れ、海側から見て帰るといったジオクルーズが可能となり、大変便利になると考えております。担当課と前向きに協議を重ねてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 坂本支所長も今期限りの定年退職、今期限りの答弁で、非常に親切な、微に入り細に入り、かゆいところに手が届くような答弁でしたけれども、時間も差し迫ってまいりました。

次に、2番目ですけれども、昨年7月2日に朝立会館が完成をしたのはご案内のとおりであります。記念すべき落成式を兼ねた吉田先生を招聘して、こけら落としが盛大にできました。7月5日の一般公開から今日を迎えておりますけれども、そこで2番目の質問ですけれども、朝立会館の活用の現状と今後の活用方針について、簡単にわかればお伺いをいたします。

○副議長 坂本三瓶支所長。

○坂本三瓶支所長 朝立会館の活用の現状と今後の活用方針についてご質問がございました。

朝立会館には、愛媛県の有形無形民俗文化財に指定をされた朝日文楽でございますが、愛媛県文

化財保護条例第32条民俗資料の規定に基づいて指定をされました朝日文楽保存会が所有する朝日文楽の人形頭、衣装、道具一式を保存、展示するとともに、朝日文楽の演者でつくる朝日文楽会が定期公演等々に伴う練習、また小・中学生を対象といたしました子供朝日文楽クラブや三瓶高等学校文楽部など、文楽後継者を育成し、次の世代に伝えつなぐ重要な施設であると思っております。

昨年7月2日に落成し、2月末現在までの延べ利用者数でございますが約2,900名でございます。多目的施設でございますので、朝日文楽会以外の定期利用団体は5団体でございます。

また、須崎海岸と朝立会館の見学をパックにいたしました日帰り観光ジオパークツアーのお客様は、市内外から11団体、約230名と聞いております。ただし、市民の方から、もっと気軽に見学したいのだがというご意見があることは承知しております。この問題は、三瓶文化会館条例で、朝立会館は三瓶文化会館の分館として明文化されておりますので、三瓶教育課が管理を行っております。会館の見学を希望される場合、あらかじめ三瓶教育課に申し込みをすることが必要になってまいります。

文化は町の顔であると、このように思っております。他の地域に行きますと、名刺がわりになるものでございますから、今後西予市教育委員会と柔軟な対応について協議を進めてまいりたいと、このように考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 時間も大分差し迫りました。

最後の質問ですけれども、合併時に5つのメロディーが1つになってハーモニーというふうなキャッチフレーズで西予市が誕生いたしました。三瓶町には、自然及び文化遺産を活用した活性化のことについてお伺いしますけれども、昨年10月25日に第14回愛媛県高校英語スピーチコンテストで三瓶高校の井上理砂子さんが3位に入賞されました。その中で、地域活性化と4億年分の愛というテーマでスピーチをされました。一部紹介をさせていただきます。

「四国ジオパークとして設定されました。その見どころの一つとして、我が町には須崎観音があります。ここで非常に珍しい縦じまの地層を見る

ことができます。この地層は、驚くことに4億年前の地層だそうです。地上の大地は快い風が吹き、宇和海とそこに浮かぶ島々が見渡せる、とても美しい場所です。結婚式場にはもってこいの場所になるでしょう。4億年前からずっとそこで誇らしげに立っている頑丈な地層の上で愛を誓え合えば、2つのかたいきずなも末永く」とあり、ちょっと飛ばしますけれども、「私たち若い世代の新しい発見や考えによって、地域が大きく活性するかもしれません。眠らせたままではもったいない」。若い子もこういうふうに関心の愛、活性化を強く英語スピーチで県下でされました。英語で言うと、私は————わかりませんが、これでいくとセイヨシティー・ワズ・アクレディテッド・アズ・シコクセイヨジオパーク・イン・ミカメタウン・ゼア・スザキカンノンの云々とあります。そういうことで、若い子も一生懸命になっております。

そこで、再度お伺いしますが、自然及び文化遺産を活用した三瓶町の活性化について、当市はどのように考えておられるのかご質問をいたします。

○副議長 坂本三瓶支所長。

○坂本三瓶支所長 自然及び文化遺産を活用した活性化についてのご質問がございました。

西予市が推進しておりますジオパーク推進計画と文化財、文化遺産を活用した活性化について、大変貴重なご提言をいただいております。三瓶地区では、須崎を初めさざえヶ岳など8カ所のジオポイントがあり、それぞれジオガイドの皆さんにご活用をいただいているところでございます。

朝立会館活用について先ほど私の考えを述べさせていただきましたが、今後文化遺産を活用した活性化の取り組みとして、例に挙げますと、朝日文楽会や文楽保存会の会員の方々にも自主的にかかわっていただき、文楽などの文化財等のボランティアガイドとしてご活躍いただくことで、朝立会館の利活用の幅が広がるのではないかと考えているところでございます。また、今後文楽の定期公演を初め、歴史遺産と自然遺産を組み合わせた四国西予ジオパークに係る宿泊プランなど、とにかく屋形船をどんどん使っていただき1泊2日できるジオツアーなどが企画されますと、朝立会館の施設見学を初め、文楽の稽古風景及び八段返しの披露、また人形遣いの体験などを組み込んだ文化遺産活用型の取り組みとして活性化が図れるも

のと考えてございます。

先ほど議員さんが紹介いただきました高校生の英語のスピーチコンテストでございますが、高校の校長から私どももその資料をいただいて皆さんに公表をしておりますが、四国西予ジオパークの認定による盛り上がりを一時的活動にとどめず、継続的に地域経済の振興や文化の発展に寄与することを目的に、昨年11月9日、三瓶町活性化検討会が結成をされてございます。メンバーには観光協会、商工会三瓶支部、金融、教育、文化団体、観光業、さらには社会奉仕団体、区長会からもそれぞれの会長や代表者の方々、そして私ども行政も含めたメンバーがでございます。この三瓶活性化検討会のモットーを平たく言うのであれば、観光を活性化して滞流型交流人口をふやすことではないかと思っております。今後、検討会でさまざまなアクティビティー等々の検討がなされ、ジオパークの新たな魅力を発信していただけるものと思っております。会の結成にご尽力をいただいた小野議員におかれましても、顧問として積極的なご提言をお願い申し上げまして答弁とさせていただきます。

○副議長 小野正昭君。

○8番小野正昭君 支所長には私のことまで出していただき、まことにありがとうございます。ご配慮、心からお礼を申し上げます。

私もかねがね思いよりましたけれども、私は4億年も前からある自然が残した三瓶町の宝と、約130年も前から残した、先輩方が残した文化である朝日文楽のこの宝が、三瓶の大きな目玉であると思っています。私は、高千穂の夜神楽をちょっと題材にした、ボランティアですから、朝日文楽会も夜稽古を大々的にして八段返し、軽い外題で約1時間程度見ていただいて、須崎観音を見て三瓶本館に泊まってもらってお土産を買う、そしたら人の流通ができるものが動いて三瓶町が活性化する。その意味で産官学の方々が集まって活性化委員会を今開いて一生懸命やっておりますので、西予市さんのほうも一層のお力添えをここでお願いをしときます。

それに、先ほども源議員が触れられましたけれども、最後になりましたけれども、三好市長を初め数多くの方々が退職されます。何回も言いますが、本当に議員の質問にも丁寧に答えていただき、また市民からのいろいろなことにも対応して

いただきまして、時には耐えがたきを耐え忍びがたきを忍ぶことも多々あったと思いますけれども、心からご慰労を申し上げたいと思います。

また、三好市長には合併後三位一体という厳しい財政下にもかかわりませず、持ち前の行政手腕で西予市の基礎基盤をつくっていただき、このことに関しては心から敬意と感謝を申し上げたいと思います。

最後になりましたけれども、再度読みます。再度読みます。

幹ちゃんへ。苦しいときは苦しいと言ってください、一緒に苦しみます。泣きたいときは泣きたいと言ってください、一緒に泣きます。耐えがたいときには耐えがたいと一緒に分かち合えます。山田区長並びに山田区民一同。これが一番最初の出馬されたときの地元の愛情なんです。退職されても、市長には地元へ帰れば温かく抱え込んでくれる地元があります。水を飲む者は、井戸を掘った人の恩を忘れてはいけません。地元でよく縦断されて、高所大所から西予市を見守って指導していただきたい。よろしく願いをいたしまして、今回の最後の一般質問とさせていただきます。ご清聴まことにありがとうございます。

○副議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩といたします。(休憩 午前11時07分)

○副議長 再開いたします。(再開 午前11時25分)

ただいまから議案順に質疑を行います。質疑内容については大綱のみに願います。

(日程2)

○副議長 まず、日程第2、議案第2号「財産の無償譲渡について」から議案第4号「財産の無償貸付について」までの3件を一括議題といたします。

これより本案3件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

○副議長 次に、日程第3、議案第5号「西予市行政不服審査法施行条例制定について」から議案第13号「西予市職員の退職管理に関する条例制定について」まで及び議案第30号「西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について」

の10件を一括議題といたします。

まず、議案第5号「西予市行政不服審査法施行条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第6号「行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第7号「西予市研修基金条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第8号「西予市ふるさと応援基金条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第9号「西予市育英会奨学金貸与条例制定について」及び議案第30号「西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第10号「西予市子ども教育振興基金条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 それでは、議案第10号について質問をしたいと思います。

これにつきましては、先般教育部長のほうから提案理由説明があったわけですが、幾つか確認をさせていただきたいと思います。

まず、この見なれない基金条例でございますが、今なぜこの時期にこれを提案されたのかということが1点。

それから、この基金の運用について大ざっぱな説明はあったわけですが、当然基金を制定することは具体的な目的があつての話であらうと思いますので、具体的な内容があればお伺いしたいと思います。

それから3点目、今回はこの基金は過去の基金

を寄せ集めて今回基金をつくるわけですが、この基金がなくなった後、これは一般財源で補っていくのか、この3点お伺いしたいと思います。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁を申し上げます。

まず1点目、今なぜこの時期にということですが、元親議員が最後におっしゃいました西予市育英会の奨学基金、また城川地域限定の奨学基金、そしてもう一つ三瓶地域三好等様のご厚意によります地域限定基金、この3つの奨学資金が西予市内にはございます。城川、三瓶の地域におきます限定基金につきましては、利用者の減少から、27年度から募集、応募を停止をしているところでございます。また一方、西予市育英会の奨学基金につきましては、利用者も減少していった中で繰越金が増大をしていくという状況でございます。

そういった状況を鑑みまして上で、この資金を有効に活用して、西予市の未来を担う子供たちの教育に充てる事業に充当するという趣旨のもと、この基金を設立したところでございます。本市の大きな目的は、今ほど言いましたように、西予市の担う子供の健全なる育成、ふるさと教育の推進とかといった部分に主眼を置いて、当基金を運営していく考えでございます。

具体的な運用方法としましては、一応こちらとして持っておりますイメージとしては、4つほど柱がありまして、学力向上の視点、ふるさと教育に基づいた郷土愛の醸成、そして教職員の資質向上もあわせて取り組む、また一方では豊かな心の育成ということで、日ごろ聞く機会のない有名な講師等をお迎えしての講演会を開くとか、そういった柔軟な事業に充てようと考えております。

どういったことでそういった事業を想定していくかということですが、教育委員会事業を中心とした事業はもちろんでございますが、市長部局ももちろん含めまして部局間を超えて、広く市内の子供たちの教育に有効な事業に充当をしていこうという考えでございます。

取り扱いルールまた当事業の決定につきましては、教育委員会で慎重なる審議をして、事業決定をしていきたいというふうに考えております。教育委員会、事務サイドだけでは、なかなかこういう事業立案も難しいのも実情でございます。西予市学校校長会等々の連携を図りながら、学校のニ

ーズを的確に把握し、また校長会の中で種々検討をしていただいた上で当事業を運営、展開していこうと考えているところでございます。

今後どういうふうに、この基金がなくなったらというようなご質問もあったかと思えます。それにつきましては、この事業は3年をスパンとして、洗い出しをしながら見直しをしながら進めていこうと考えております。その3年、3年のスパンで、今後の展開も十分検討をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 よくわかりました。

そこで、教育長にも1点お伺いしたいと思います。教育行政の背骨、これは何かというと、言うまでもなく教育基本法であろうと私は思っております。教育基本法が制定されたのが昭和22年、当時はまだアメリカ軍による占領統治下でありまして、当然教育基本法がアメリカの影響がなかったと言い切れないということで、時の政府はこの教育基本法をみずからの手でつくると、これがいけば当時自民党の党是の一つであったと私は思っております。この結果、平成18年12月に教育基本法は全面的に改正をされております。

そこで、教育長にお伺いしますが、旧教育基本法と新教育基本法の大きな相違点は何だというふうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○副議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 急な教育の根本的な法の解釈を含めるご質問で、十分な回答はできないかもわかりませんが、郷土愛、ふるさと教育、これが強調されたのが18年の現安倍首相、総理の第1回目の内閣のときの分だと記憶しております。我々も教育基本法17条に教育の振興計画、市町村においても自治体においても教育基本計画振興計画をつくるということになっております。この趣旨に沿って、教育基本法の根本、理念を引き継ぎながら計画を作成しておるところでございます。そういう意味で、先ほどの部長が説明いたしました子ども教育振興基金の資金使途についても考えてまいりたいと思えます。

以上でございます。

○副議長 12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 今教育長が言われたように、やはり新しく盛り込まれたものの一つとし

て、子供に日本の歴史、文化、郷土愛を引き継いでいくという大きな目的で改正されたと思っております。

それからもう一つ、重要なのは、子供教育の責任の第一義的役割が家庭になったということも大きな特筆すべき点ではないかなというふうに思っております。

そこで、本来私が質問したかったのは、この教育基本法第17条で教育振興計画をつくるということでございますが、ここの第2項に地方公共団体は国の指針に従って教育基本計画を立てるよう努めなければならないということで、基本的に努力目標ですが定められております。

そこで、西予市には教育振興計画はつくられておるのかどうかお伺いしたいと思います。

○副議長 元親孝志君に申し上げます。

ただいまの発言は議題外になっておりますので、発言を注意いたします。

元親孝志君。

○12番元親孝志君 教育振興基金について質問してるのに議題外ですか、これは。

○副議長 発言の内容がそれておりますので、注意しときます。

ほかにありませんか。

宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 ご指摘の基本計画ですが、西予市の場合26年3月に西予市の教育振興基本計画を策定いたしております。

以上でございます。

○副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第11号「西予市消費生活センター条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第12号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番源正樹君。

○1番源正樹君 議案第12号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について」質疑を申し上げます。

非常に困難となっております看護師確保のため

の方策のための基金制定かと思えます。中に見てみると、いわゆる返還免除についての規定があったかと思えますが、その内容について説明を求めます。

○副議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問の返還免除ということですが、養成施設を卒業後すぐに市立病院に就職した場合に、5年間勤務をしますと全額返還を免除するというようにしております。また、その一部返還においても勤務年数に応じて一部返還をするということにしております。

以上でございます。

○副議長 1番源正樹君。

○1番源正樹君 第2条を見ると、在学することが決定している者または在学している者となっております。今現在在学している方が西予の病院のほうに勤めたい、4月1日からの施行になっておりますので、いつから募集ができるのかそこら辺のことはあると思いますが、現在在学されている方も要件を満たせば募集の対象になるという判断でよろしいでしょうか。

○副議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまのご質問ですが、対象になるというふうに考えております。

○副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 次に、議案第13号「西予市職員の退職管理に関する条例制定について」に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

○副議長 次に、日程第4、議案第14号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第18号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第29号「西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について」まで並びに議案第31号「西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について」の14件を一括議題といたします。

これより本案14件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

○副議長 次に、日程第5、議案第32号「第2次西予市総合計画基本構想の策定について」及び議案第33号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」の2件を一括議題といたします。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

○副議長 次に、日程第6、議案第34号「西予市営土地改良事業の施行について」から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」までの4件を一括議題といたします。

これより本案4件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

○副議長 次に、日程第7、議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 平成28年度当初予算説明資料のほうの方がわかりやすいので、そちらの資料の20ページの一番上にあります、事業名が経済振興資金供給モデル事業についてお尋ねいたします。

これは、市内での新規起業者及び規模拡大事業者に対し出資するということになっておりますが、これの申請もしくは問い合わせはありましたか、またはそれがあったならどういう方、例えば市内の人か市外の人があったのか、その内容はどのようなものだったのかを教えてください。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問がございました経済振興資金供給モデル事業、昨年10月に立ち上げをした事業でございます。

事業内容については、今触れていただきましたページのほうに出ておるわけでございますけれども、昨年度問い合わせ件数につきましては約20件程度問い合わせをいただいております。ただ、

実現に至っていない状況でございまして、平成27年度中の支出は少し難しいのではとないかというふうに考えております。ただ、継続して28年度におきましても、1件の申請に耐え得る2,000万円の予算計上をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○副議長 3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 もう一つ問いがありましたけど、20件ありました、全部とは言いませんけどどういう内容がありましたか、ちょっと何個か教えていただきたいと思えます。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 問い合わせの内容につきましては、手元に現在資料を持ち合わせておりますので、後ほど回答させていただきます。

○副議長 ほかにありませんか。

6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 それでは、2件お伺いをしたいと思います。

まず、予算書106ページ、臨時福祉給付金事業6,753万3,000円、これの詳細といえますか、該当人数を教えてくださいの1点と。

もう一点は、予算書166ページ、西予売り込みプロジェクト事業798万1,000円、結構金額が大きいなと思うんですけども、イメージができるような概要を教えてくださいの1点と。

○副議長 横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、私のほうから先に臨時福祉給付金支給事業についてご答弁させていただきます。

臨時福祉給付金支給事業でございますけれども、これは平成26年4月から消費税が8%に引き上げられたことに伴いまして、所得の低い方々への負担を軽減するため、暫定的、臨時的な措置として国が行いました臨時福祉給付金の給付制度を本年度、平成28年度も引き続き実施することとなっておりますのでございます。28年度につきましては、年金生活者支援臨時福祉給付金と、もう一点所得の低い方を対象とする簡素な臨時福祉給付金の2種類の給付金となっております。

まず、年金生活者支援臨時福祉給付金でございますが、これは1人当たり3万円で対象者は約8

00名、それと簡素な臨時福祉給付金でございますが、これは1人当たり3,000円で対象者1万1,700名を想定しているところでございます。

以上でございます。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問をいただきました西予を売り込むプロジェクト事業でございますけれども、一般質問の中でも答弁の中に入れていただきましたが、西予ファンづくり事業というのを昨年まで展開をしておりますけれども、いわゆる市内の産品、農林水産物、加工品あたりを都市部で売っていこうという商談会あたりへの出席につきまして、施設の借上げ料が必要になってまいりますので、その部分を市のほうで負担をいたしまして、できる限り市内の方を多くそちらと一緒に同行していただいて商談をまとめていこうという事業でございます。

以上でございます。

○副議長 6番二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 そういうイメージだろうとは思ったんですけども、私から見たらちょっと金額が大きいかなと思いましたが、回数が何回かやられるのか、期間が長いのか、その点の詳しいことをもしわかってれば教えていただきたいと思えます。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 現在、全ての案件について把握しているわけではございませんけれども、毎年行われています事業に関しては出かけていきたいというふうに思っております。1件は8月の下旬に、これは3日間程度外食ビジネススイークというのが東京で行われますけれども、それへの店舗借上げ、それから10月の末に、これも3日間でございますけれども、同じく東京のほうで居酒屋ジャパン出展というのがございます。それから、2月の中旬、これは2日間になりますけれども、大阪のほうでアグリフード、シーフードの出展がございます。あとは、マルシェ食のショールームパズルあたりへの商談に出向いていただくための借上げを予定しているところでございます。借上げ料につきましては、1こま当たりの借上げ料、かなりの高額になる場合もございますし、出展していただく、同行していただく方の

参加人数といえますか、参加者によりましては借上げ料は違ってはまいりますけれども、430万円あたりは借上げ料としての計上でございます。その他職員も同行して行かせていただきますので、旅費あたりも含まれているということでございます。

以上でございます。

○副議長 ほかにありませんか。

13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 私は、この予算を見て、この議場で最後の質問になるかと思うんですけども、まず市長にお伺いしたいのは、うまく12年間の市政運営、本当にご苦労でしたと思っておりますけれども、基金全般について少しお伺いしたいことがあるのは、基金というのはご存じのように、一般的に言えば貯金なんです。この貯金を、市長はよく西予市の基金も130億円になりましたというふうに言われておりますが、私たち一般住民からしてみれば、この原資は税金なんです。税金を果たして貯金として蓄えて残すということは、市の財政として考えていかどうかということ。というのは、私たちはなぜ税金を払うかということ、私たちの生活をよくしてもらいたいということで税金を払うんです。それを貯金として残すのであれば、税金を払う意味がないんです。やっぱり税金は、市民が望むことがあればどんどん使っていただきたいというのが価値があるんじゃないかというふうに思うんです。今後市長も勇退されるというふうに聞いておりますけれども、次の方が基金の考え方というものをどうとられるかということには私も関心があるんですけども。

余談なんですけど、現在国はデフレ経済だと言っている。というのは、大企業が内部留保資金が大分あるからやと、貯金して使わんからだというところで経済学者なんかでも言います。西予市でも130億円の貯金がある、これを今度全国の自治体がこういう貯金があれば相当の税金が眠つとることなんです。税金は、使って意味があるものでありますから、私は今後の財政運営、皆さんのひな壇に座っておられる部長さんたち、この基金をどう使うか。今まで12年間の中でも、何度か私は基金を使ったらどうですかということ質問はしたつもりでありますけれども、全然そういう意図が見えないんですが、今後この基金の使い方についての理事者の考え方とはどういうことか

ということと、もう一つは、最後の質問で感きわまって忘れたんです。ええです、また後で言いますけども、その基金の使い方について市長、お答えできればおっしゃっていただきたいと思いません。

○副議長 三好市長。

○三好市長 それでは、基金の使い方についての沖野議員のご質問でございますが、基金を蓄える、蓄えないという一つの根本的な考えの違いだとは思いますが、私どもは家庭でもそうでしょうけれども、安定的な家庭でも生活をするためにいざというときのお金はどうしても必要になるということで、全部使ってしまったらあしたいざというときに出せないことがある。例えば、結婚式をしないといけないときに、ゼロだったら借りてだけやれるかどうかとかいろいろあるのと同じですから、いざというときのお金はある程度蓄えておく必要があるというのは大事なことでありまして、だから基金として適切な状態でやっていくというのが大事だと思います。

例えば、合併したときに5つの町が持ち寄っていただいた基金は50億円でありました。私は80億円説を主張したんですが、残念ながら50億円。三位一体の改革が行われて、瞬間間に2年の間に40億円を切るぐらいになってしまったわけです。そして、シミュレーションをすると、平成22年には底がついてしまうというシミュレーションを私たちは目の前にしました。そのときに私が思ったのは、行政改革をしていざというときのお金をためておく必要があるんだと、そしてあとは財政的なテクニックであります。いかに、そのときに合った財政テクニックを使って、健全な基金を積み立てる、あるいは執行すると、これは大事なことでありまして、例えばそのときに過疎債を使う、合併特例債を使うと後年度交付税措置として返ってくる。そうすることによって、ただ表面的な数字ではなしに、歳入がふえてくるというようなことがあります。それと、事業総体であります。私どもは西予市の事業がこの南予の中でも事業件数が非常に多くということをや業界の方もよく知っておられます。ある市のより倍半分の人口でも5年平均でいうと西予市の場合1.2倍ぐらいの事業総体をやっております。これはどういうことかという、そういうことをよく上手に使いながら、仕事もお金を使いながら仕事をする

ということでありまして、単に何もしなくてためたわけではない、こういうことでございます。だから、必要なお金をいざすぐ出せるときには財政調整基金に積み立てる、あるいはある程度余裕性があるときに大きな目的として使うときに特別な基金として積み立てておくと、こういうことをテクニックとしてずっとやらさせていただきました。それで、大体今130億円弱ぐらいになってきたと思いますが、こういうことを、やはりお金は上手に使うべきであるし、いざというときのためにお金は持つておくべきだと、このような考えであります。

以上です。

○副議長 13番沖野健三君。

○13番沖野健三君 そうすれば、大体妥当な基金の数字というものはなかなかはっきりとはしないんですけども、そして先ほど、もう一つ質問したいということは、今回も一般会計で300億円の予算を組んだわけなんですけども、西予市の人口の規模で、私もずっと以前になりますけども、この議場でも質問したことがあるんですけども、大体そのときは西予市の一般会計の予算的には200億円ぐらいが妥当じゃないかというような答弁をもらっておりますけども、今後西予市の人口動態とかいろんな産業動態、いろいろありますけども、一般会計でどのぐらいの予算が組めるのは健全財政になるんじゃないかということをお伺いしたいということでもあります。

○副議長 三好市長。

○三好市長 予算の規模の問題でございますが、この問題については流動性があると思えます。その時々は何をして何をしないといけないかということで予算は決定されると、このように思うわけですが、後ほどの後年度でそれを償還しなくてはいけないような起債等々があつて、その起債等々が後年度で余りにも負担増になるといけないので、そのことを勘案しながらやる必要があります。そして、一つの指数として見るときに、その後年度負担の数字を見てやる一つの指数がありますが、それは一つとして、例えば300億円という予算をつくるときに、先ほど言いました基金がどれくらいある、そして国のほうから地方交付税等々はいただいて、そしてそれで組み立てていったときに、私はそのプラス・マイナスが、基金とか交付税と補助金でもらうやつが常にこの単

年度の予算規模が下回る程度であれば、その町は後年度に対してご迷惑をかけない、このような頭に思っておりまして、恐らく後年度負担の問題でいいましたら、西予市の場合一時は130ぐらいいっとったと思いますが、今は五十数%になっておると思います。そういう意味では、そういう予算の組み方をすることが適切でも、今の規模ぐらのやれるときはやれる、このように思っております。

以上です。

○副議長 19番兵頭勇君。

○19番兵頭勇君 1点お尋ねをしたいというふうに思います。

平成28年度の当初予算に直接は関心はないんですが、小学校の統合について1点お尋ねをしたいというふうに思います。

西予市内も合併をしまして、小学校の統合を進めてまいりました。三瓶町、そして明浜町、野村町、城川町がことしの、1カ月後になりますか、4月1日から統合が完了します。そのような中で、それぞれ旧町の中においては反対意見があったと思います。自分事になりますか、野村町におきましても範囲が広い中でございますのでかなりの抵抗、反対がございました。しかしながら、これは議員として、ある組織の中で反対意見が出てちょっと来てくれんかということで、私ごとになりますか行って説明をいたしました。厳しい反対意見でありました。しかしながら、この統合は野村町だけやらないということではない、西予市全体でやらなければならない、やりますから理解をいただきたいということで、統合が今年の4月1日からできたわけでありまして、端的に言いますと、西予市の中心の宇和町ができていないということは我々の耳に入っていないんですが、学校給食センターあたりの新設の計画はできておるようですが、やはりやるのであれば西予市全体で、1つになった物の考えで早急に統合は進めていくべきではないか、そうしなければそれぞれの地域で無理を言ってきたんですから、その辺も考慮をしていただきたい。どのようになっておるか、宇和町の統合はなっておるかお尋ねをいたします。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

小学校再編計画、平成21年10月に策定した

計画でございます。7年、8年と時が経過しておるわけなんです、統合の進捗ぐあいと状況ということでございますが、宇和町を除く地域につきましては、旧町につきましては、議員さん各位ご案内のとおりでございます。宇和町におきましては、再編計画では現在の学校を3校に統合しようということでございます。宇和上地区の3校を1校に、そして宇和町小学校は現在の規模で、そして宇和下地区3校を1校にという再編計画でございます。大変進捗する上で他町といいますか、宇和地区を除く複式学級が多数発生しとる地域を優先したために宇和地区はおくれているというのが実情でございますが、まずその点は宇和町以外の地域を優先させていただいたということで、ご理解をいただきたいと思っております。

宇和町の進捗状況ですが、今宇和町で一番学校規模の小さいのはご案内のとおり明間小学校でございます。明間小学校にはもう複式学級が多数生じております。そういった中で、明間小学校につきましては皆田小学校との計画上段階統合ということにしております。ちょうど昨年、その段階統合に向けて下3校にさまざま説明会を開いてきたところでございます。明間小学校の保護者の皆様方には、2回の説明会を開催させていただきました。また、皆田小学校の保護者の皆様にも2回説明会を開かせていただきました。そういった経過を踏まえまして、ちょうど昨年の12月だったと記憶しておるんですが、明間小学校の保護者の皆様にはご決断をいただきまして、明間小学校が皆田小学校に統合するというご理解をいただきました。皆田小学校の保護者の皆さんにもそれでいいですというご理解をいただいたところでございます。保護者の皆様のご理解をいただきましたが、地域の方々のご理解も必須でございます。

先月2月18日に、明間地域の保護者の皆様方を対象に住民説明会ということでご説明を申し上げ、ご理解を求めたところでございますが、地域の皆さん、子供たちの教育のことを第一義に捉えていただきまして苦渋の決断をしていただき、当日46名の地域の方々がお見えになっていたんですが、36名の方のご賛同を得まして、地域の方々も明間小学校が皆田小学校に統合するというご理解をいただいたところでございます。

個別具体的にはそういったことで進めておりますが、21年10月に策定しましたこの再編計画は尊重しなければならない、教育上非常な大きな計画であると思っております。進捗状況は、先ほども申しましたとおり若干おくれてはおるんですが、この計画に基づきまして、宇和町の地域につきましても推進していきたいと考えてるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 8番小野正昭君。

(「いやいや、教育長答弁」と呼ぶ者あり)

宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 少し補足説明させていただきます。

小学校の再編計画につきましては、それぞれの地区で目標年度を定めておりますので、私ども教育委員会としてもその目標年度に沿った形で実際の事務は進めてまいりました。今まで既に統合していただいた各校、各地区においても、若干目標年度から1年ないし3年の、地域の方のご意見も聞かなきゃ大変なこと、問題はありますので、1年から3年おくれております。

宇和地区は、計画の中でも今後の児童数の増減を見ながら慎重な判断が求められる地域だと考えております。この宇和地区については、平成31年から33年を目標年度とした計画でございます。5町の中で一番最終年度が遅かったと、目標の年度です。したがって、実際の事務作業としても一番最後の旧町になっておるとい実情がございます。

教育委員会は、それぞれの地域、同じ考え方にに基づきまして、子供たちにとって最も最適な教育環境の場の形成のために、学校再編はこうあるべきだという形で再編計画に基づきまして、地域の方々にご説明しながら慎重に作業を進めてまいりたいと思っております。

以上、補足の答弁といたします。

○副議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 2点質問いたします。

まず1点、苦言ですけれども、一般会計当初予算ですが、訂正箇所についてはここに別紙で議案第38号と議案第50号のやつをいただいております。小さいことで数字の間違いはゆゆしきことですけれども、細かいことですけれどもちょっと印刷ミスがあるんです、項、目。業者の印刷ミスだと

思いますけれども、金額は今言いましたようにゆゆしきことですけれども、これも一般会計予算書ですからこういうミスがあってはなんのではないかなど。もう少し精査をして、やり直すというたら莫大な費用が要りますので、次期からはチェックをしてもらって、ミスプリントのないようにしていただきたい、このように苦言を1点呈しておきます。項という字の印刷も、目という字の印刷もミスがあります。私の予算書だけかもわかりません。私にはあります。

次に、2点目の質問ですけれども、35ページの6目地方経済基盤強化雇用等対策費の中で、ふるさと就業創出奨励事業240万円ですけれども、これは市内の若年労働者の確保のために設けた新規事業で、私はまさに的を射たクリーンヒットだと思っております。厳しい財源の中から一般財源で240万円計上されています。

そこで、お尋ねをしたいんですけれども、市内の企業に就職した中学、高校、専門学校、大学等の新卒者に対しとなっておりますけれども、これはそこを雇用した企業なのか個人なのか、個人であれば中高それぞれの学校の卒業者に個人差があるのか、あれば1人当たり幾らまで奨励金を交付されるのかあわせて伺いをいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ふるさと就業創出奨励事業でございますけれども、240万円の計上をさせていただいておりますが、これはできる限り市内に残っていただきたいという思いから組まさせていただいた事業でございますけれども、適用範囲につきましては、市内に在住し市内の企業に就職した方からという部分から、市内に在住する新卒者というふうにさせていただいております。要するに、市内に住んでいただくということを前提と考えております。

金額につきましては、八幡浜管内と松山管内、業種によっては違いがございますけれども、20代前半ですと約1万5,000円ぐらいの地域単価差があるようでございます。そこらあたりを多少ではありますけれども埋める方策と考えておりますので、月1万円という考え方で算出をさせていただいております。月1万円で3カ年間ということですので、12万円の36万円になりますか、そういう形での支出を計画をしているところでございます。

高校卒業、大学卒業、その違いはございません。一律1万円ということでございます。

○副議長 8番小野正昭君。

○8番小野正昭君 前段の予算書は確認されました。

○副議長 暫時休憩とします。(休憩 午後0時15分)

○副議長 再開いたします。(再開 午後0時16分)

宗総務部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 先ほどのご質問の項、目の表記が誤っておるということでございますけれども、確かに今回表記が正しくされておられませんので、この修正をしていきたいと思いません。

以上、答弁といたします。

○副議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 私のほうから、兵頭議員さんの質問の関連で質問させていただきます。

21年の計画がそのまま生きてるような感じがしますけれども、21年のときは田之筋と皆田と明間だったと思うんですが、そしてそれがどうして皆田と明間になったのか、議会には一度も報告がありませんし。そして、私が一般質問したときには、卯之町の統合についてはどうするかと、白紙に戻すとは言いませんでしたけども考え直してくれと、その合う形で時代で計画を練り直すというような答弁があったかもしれません。文言につきましては多少違いがありますけれども、そういうように解釈しているところでございます。それが、どうして急遽議会の計画書がない間に明間とそれがなされたのか、それについてお答え願います。

もう一点ございますのは、地区アンケートは明浜の場合なんかは地区の賛同が5割、50%超えないと統合はしないという項目がありました。明間地区、皆田地区にそのような地区アンケートをとられた形跡がないように思うんですが、いかがでございましょう。

○副議長 松川教育部長。

○松川教育部長 ご答弁申し上げます。

まず、先ほどの私の答弁、若干説明が不足しておりました。宇和下地区、今回皆田と明間小学校が統合するのは段階統合でございます。ですから、次のステップは田之筋と統合をした明間、皆

田の小学校が統合をするという計画でございます。それは平成21年10月に策定した計画と何ら変更がございません。

次、地区アンケートについてのご質問がございました。

再編計画の中では、保護者につきましては未就学児童も含めまして、全ての保護者を対象にアンケートをとって賛否を問うと、可否を問うということでございます。一方、地域に対しましては、地域説明会の出席者の過半数ということで再編計画上はうたっております。ただ、種々の地域の事情によりまして、それではまだ不足をしておるといような地域があったのも事実でございまして、明浜のほうはそういった事情の中で地域に対してアンケートをとらせていただいたという経緯でございます。

今回、明間と皆田につきましては、明間の地域説明会の折に今の教育委員会の考えをお伝えした中で、きょう皆さん賛否を問うていいですかというようにご理解をいただいて、苦渋の決断をしていただいたということでございます。

あと、宇和地区の今後の考え方というのにつきましては、教育長のほうからご答弁申し上げます。

○副議長 宇都宮教育長。

○宇都宮教育長 補足の説明をさせていただきます。

明浜地区におきましては、狩浜、狩江のほうが出席された皆さんだけでは賛否をどうしても決めかねるということで、地域の皆さんと話し合って全戸にアンケートをお願いして、地域全員の意見で決めていただいたという過程もございました。地域地域によって、意見の取りまとめやその場で皆さんにお諮りしてどういう形が一番いいんだろうという形で対応させていただいたのが今までの流れでございます。

宇和地区の学校の分は、多分27年、ちょっと私のはっきり覚えてないんですが、宇和地区につきましては今後再編計画に基づき、もちろん皆様方にお話ししてご協力を求めます。ただし、この再編計画が計画のとおりにならないということになれば、改めて再編計画を定めた、3年かかりましたんで、同じような手続をとりながら再編計画を見直す可能性もあるという趣旨の答弁をさせていただいた記憶がございます。ちょっとはつきり何年何

月か記憶にございませんが、私のほうからそのような、藤井議員さん、今議長さんで、議員さんの質問に対してそういうお答えをした記憶がございます。

いずれにいたしましても、まず宇和地区においても地域の方々に計画自体を再度確認いただくと。それぞれ再編計画を作成した際には地域、学区単位で説明会に伺ったんですけれども、十分まだ計画案自体が浸透していないという反省もがございます。ですから今、宇和地区においては改めてもう一度再編計画はこうですよということで、全学区の説明は進めておる、さらにその案についての理解を求めるという作業が現在進行中でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○副議長 18番酒井宇之吉君。

○18番酒井宇之吉君 21年度から児童のふえたところ、減ったところ、いろいろ変わっております、33年に目指すということでしたけれども、これはやはりもう一度一から、情勢が変わってるんだから21年度のやつがそのまま生きてるという考え方をしないほうがいいんじゃないかと、こういうように思いますので、その節にはまた議会へも渾身なる説明をお願いします。

この質問については兵頭議員が出しましたんですが、これにつきましては進捗状況という話をしましたけれども、一市民の方から少し説明不足じゃないかと、全体に。明間だけの問題皆田だけの問題じゃないんじゃないかという話がございますので、こういうふうに付言をしておきます。議会にも懇切丁寧な説明もまたお願いします。21年からもう早くも何年もたっておって、児童数も学校によって多くなったところ、少なくなったところ、いろいろありますので、ひとつよろしく説明をお願いします。

○副議長 3番菊池純一君。

○3番菊池純一君 先ほどの説明書の資料の20ページですが、ここで新規事業でえひめ南予博の自主企画支援事業で150万円、これは市独自で審査を行って、最大5団体に上限30万円の補助金ということがあります。これは、先ほどの一般質問で県のほうから承認されたのが13件ということで、市内全体で説明ありましたが、この最大5団体に対して申請があったらどういう、例えば期限をいつまでにというふうに決めるのか、申

請があった時点で対処していくのか、どういう審査方法をされるのかお伺いいたします。

○副議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 ただいまご質問いただきました市独自の自主企画支援事業の関係でございますけれども、内容につきましては今触れていただきましたとおり、30万円で5団体というふうに考えております。ただ、南予博自体が28年度の取り組みでございますので、基本的に28年度に終了していただくという日程を進めてまいりますので、募集期間も予算を認めていただきました後、4月の頭からできる限り早い段階での取りまとめということになると思います。

それと、既に応募をされて県の認定を得られなかったところあたりにつきましては、当然資料等も作成をされておられますのですぐに出てこようと思っておりますけれども、募集が終わったのでちょっと締めとったよという方もおられようと思っておりますので、そういう方への周知期間として前半の四半期あたりでの取りまとめをして取り組んでいきたいというふうに考えておりますし、審査の内容につきましては県の認定そのものが今後継続してできる限り自主企画でやっていけるものというような条件で認定を受けております。市としても、準じたような形での審査を考えております。

以上でございます。

それと、先ほどご質問いただきました関係の、答弁をちょっと待っていただいた関係でございますけれども、経済振興資金の供給モデルの関係でございますが、この関係につきましては今手元に資料が参りましたのでお答えをしたいと思いますけれども、提携金融機関から融資を受けることができること、あるいは西予市内に事業所を有することというような大きな条件がございます。そのほかに幾つかの条件があるわけでございますけれども、内容を見てみますと、先ほど約20件と申しましたけれども、こちらのほうで受け付け名簿をつくっておりますが、問い合わせ件数17件でございます。うち、市内の方が5件、市外からの問い合わせが12件となっております。ただ、問い合わせの関係も17件のうち7件は来庁されましたけれども、10件は電話での問い合わせでございます。

内容といたしましては、事業の概要を知りたい、条件的にはどんなことがあるのかとか、パン

フレットが作成されているのであればそれをいただきたいというようなことで、具体的な、こういうことをやってみたいんだというような提案は余りございません。1件、3Dプリンターを使った事業を考えてみたいけれどもこんなものも該当するのかというような問い合わせがございましたけれども、当然融資が受けれる事業として金融機関等から認められれば可能ですよというような形で回答をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程8)

○副議長 次に、日程第8、議案第51号「平成28年度西予市授産場特別会計予算」から議案第62号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件を一括議題といたします。

これより本案12件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 議案第59号の西予市簡易水道事業特別会計の関連質問でございます。

西予市水道事業が1自治体1料金ということででき上がりました。その後は、簡易水道がいかに統合するかという計画書を提出する期限が28年3月31日じゃなかったのかなという思いがします。それをやらないと補助金がなかなか難しいよという、そういう説明で、それがどこまで動いているのかということが1点。

それからあと、補助金の3分の1で補助金をいただいで大規模改修をするというのがありますが、現状の中その3分の1の補助金はきちっとこれからも確保できるのかということが2点。

それと、今現状の中で大規模改修をされてる部分に対しては、過疎債で対応してもらっている、これは本当にありがたいことです。そういうことをこれからも過疎債対応で大規模改修についてはやっていただけるのか、この3点をご回答願ったらありがたいと思います。

○副議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 まず、1点目の補助金申請に係ります期限の問題ですけれども、期

限までに申請等を行ってない場合には改修の補助金が出ないということございまして、その対応もしてございましたけれども、該当する簡易水道等もなく、実際には申請を行ってないと、今の状況であります。必要性が現段階でなかったということでもあります。ただ、これは補助金をもらうまでの申請でございまして、それまでに統合をしないといけないというものではありませんので、今後簡易水道の統合につきましてはその状況を見きわめながら順次進めていくという基本的な方針には変わりございません。

また2点目、大規模改修の3分の1の補助ですけれども、もうこれも現在行っておるところですけども、今後においてもこの方針で当面いくということでございます。

それと、過疎債の適用ということありますけれども、起債の状況にもよりますけれども、できれば有利な起債を借りて大規模改修を行うということを行っていききたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

○副議長 21番梅川光俊君。

○21番梅川光俊君 再度、確認させていただきます。

該当の施設がなかったということで計画申請は出しておりませんと、それでそれをやった場合においては3分の1という補助が、これからもやっていけるのか、それをなくしてでもやっていくのかという、どうなのかということだけお知らせ願いたい。

○副議長 宗公営企業部長。

○宗総務部長兼公営企業部長 ただいまの補助金の問題でございますけれども、将来的には大規模改修をしないといけないという施設も当然出てくるわけでございますけれども、それは今後簡易水道の給水の人口の状況であつたりとか、全体的なことを見て判断をする必要があるのかなというふうに思っております。ここ数年先等々を見た場合には、現段階ではそういう改修を必要とする施設は該当がなかったということで、現在はその申請をしてないということでございます。

以上、答弁といたします。

○副議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副議長 以上で質疑を終結といたします。

ただいま議題となっております議案46件につ

いては、お手元に配付いたしております常任委員会付託表及び特別委員会付託表のとおり、各委員会へ付託いたします。

各常任委員会及び特別委員会においては、各議案について十分に審査を行い、最終日の本会議において委員会審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

3月17日は午後2時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後0時34分

平成28年第1回西予市議会定例会会議録（第4号）

- | | | | |
|--------------|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 1. 招 集 年 月 日 | 平成28年3月17日 | 消防本部消防長 | 菊 池 直 |
| 1. 招 集 の 場 所 | 西予市議会議場 | 総 務 課 長 | 三 好 敏 也 |
| 1. 開 議 | 平成28年3月17日
午後2時00分 | 財 政 課 長 | 山 岡 薫 彦 |
| 1. 閉 会 | 平成28年3月17日
午後4時04分 | 監 査 委 員 | 正 司 哲 浩 |
| 1. 出 席 議 員 | | 1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | |
| 1 番 | 源 正 樹 | 事 務 局 長 | 浅 野 信 也 |
| 2 番 | 井 関 陽 一 | 議 事 係 長 | 原 井 川 英 一 |
| 3 番 | 菊 池 純 一 | 1. 議 事 日 程 | 別紙のとおり |
| 4 番 | 田 中 徳 博 | 1. 会 議 に 付 し た 事 件 | 別紙のとおり |
| 5 番 | 中 村 敬 治 | 1. 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり |
| 6 番 | 二 宮 一 朗 | | |
| 7 番 | 兵 頭 学 | | |
| 8 番 | 小 野 正 昭 | | |
| 9 番 | 松 山 清 | | |
| 10 番 | 宇都宮 明 宏 | | |
| 11 番 | 欠 員 | | |
| 12 番 | 元 親 孝 志 | | |
| 13 番 | 沖 野 健 三 | | |
| 14 番 | 森 川 一 義 | | |
| 15 番 | 藤 井 朝 廣 | | |
| 17 番 | 岡 山 清 秋 | | |
| 18 番 | 酒 井 宇 之 吉 | | |
| 19 番 | 兵 頭 勇 | | |
| 20 番 | 山 本 昭 義 | | |
| 21 番 | 梅 川 光 俊 | | |

1. 欠 席 議 員
16 番 浅 野 忠 昭

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

市 長	三 好 幹 二
副 市 長	河 野 敏 雅
教 育 長	宇 都 宮 又 重
会 計 管 理 者	奥 野 柳 之 介
総 務 部 長 兼	宗 正 弘
公 営 企 業 部 長	
企 画 財 務 部 長	大 平 利 幸
産 業 建 設 部 長	二 宮 紀 夫
生 活 福 祉 部 長	横 山 博 文
教 育 部 長	松 川 伸 二
明 浜 支 所 長	道 山 升 文
野 村 支 所 長	尾 下 孝 二
城 川 支 所 長	田 村 剛
三 瓶 支 所 長	坂 本 康 司

議 事 日 程			について		
1	陳情第 13号	まつば共同作業所新築移転についての陳情書	議案第 22号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	
2	議会報告第1号	西予市創生特別委員会の報告について			
3	議案第 2号	財産の無償譲渡について	議案第 23号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 3号	財産の無償貸付について			
	議案第 4号	財産の無償貸付について			
	議案第 5号	西予市行政不服審査法施行条例制定について	議案第 24号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 6号	行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	議案第 25号	西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 7号	西予市研修基金条例制定について			
	議案第 8号	西予市ふるさと応援基金条例制定について	議案第 26号	西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 9号	西予市育英会奨学金貸与条例制定について	議案第 27号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 10号	西予市子ども教育振興基金条例制定について	議案第 28号	西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 11号	西予市消費生活センター条例制定について			
	議案第 12号	西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について	議案第 29号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	
	議案第 13号	西予市職員の退職管理に関する条例制定について	議案第 30号	西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について	
	議案第 14号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 31号	西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について	
	議案第 18号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 32号	第2次西予市総合計画基本構想の策定について	
	議案第 19号	西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 33号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について	
	議案第 20号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第 34号	西予市営土地改良事業の施行について	
	議案第 21号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定	議案第 35号	西予市営土地改良事業の施行について	
			議案第 36号	西予市営土地改良事業の施行について	

- 議案第 37号 西予市営土地改良事業の
施行について
- 議案第 50号 平成28年度西予市一般
会計予算
- 議案第 51号 平成28年度西予市授産
場特別会計予算
- 議案第 52号 平成28年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計予算
- 議案第 53号 平成28年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
予算
- 議案第 54号 平成28年度西予市国民
健康保険特別会計予算
- 議案第 55号 平成28年度西予市後期
高齢者医療特別会計予算
- 議案第 56号 平成28年度西予市介護
保険特別会計予算
- 議案第 57号 平成28年度西予市農業
集落排水事業特別会計予
算
- 議案第 58号 平成28年度西予市公共
下水道事業特別会計予算
- 議案第 59号 平成28年度西予市簡易
水道事業特別会計予算
- 議案第 60号 平成28年度西予市水道
事業会計予算
- 議案第 61号 平成28年度西予市病院
事業会計予算
- 議案第 62号 平成28年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計予算
- 追加 議案第 82号 宇和学校給食センター厨
房設備機器の取得につい
て
- 議案第 83号 平成27年度西予市一般
会計補正予算(第7号)
- 議案第 84号 平成27年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算(第4号)
- 議案第 85号 平成27年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算(第5号)
- 発議第 1号 西予市議会委員会条例の
一部を改正する条例制定

について
議員派遣の件について

本日の会議に付した事件			について
1	陳情第 13号	まつば共同作業所新築移転についての陳情書	議案第 22号 西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について
2	議会報告第1号	西予市創生特別委員会の報告について	
3	議案第 2号	財産の無償譲渡について	議案第 23号 西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 3号	財産の無償貸付について	
	議案第 4号	財産の無償貸付について	
	議案第 5号	西予市行政不服審査法施行条例制定について	議案第 24号 西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 6号	行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	議案第 25号 西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 7号	西予市研修基金条例制定について	
	議案第 8号	西予市ふるさと応援基金条例制定について	議案第 26号 西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 9号	西予市育英会奨学金貸与条例制定について	議案第 27号 西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 10号	西予市子ども教育振興基金条例制定について	
	議案第 11号	西予市消費生活センター条例制定について	議案第 28号 西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 12号	西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について	議案第 29号 西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について
	議案第 13号	西予市職員の退職管理に関する条例制定について	
	議案第 14号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 30号 西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について
	議案第 18号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 31号 西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について
	議案第 19号	西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 32号 第2次西予市総合計画基本構想の策定について
	議案第 20号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	議案第 33号 西予市過疎地域自立促進計画の策定について
	議案第 21号	西予市教職員宿舍条例の一部を改正する条例制定	議案第 34号 西予市営土地改良事業の施行について
			議案第 35号 西予市営土地改良事業の施行について
			議案第 36号 西予市営土地改良事業の施行について

- 議案第 37号 西予市営土地改良事業の
施行について
- 議案第 50号 平成28年度西予市一般
会計予算
- 議案第 51号 平成28年度西予市授産
場特別会計予算
- 議案第 52号 平成28年度西予市住宅
新築資金等貸付事業特別
会計予算
- 議案第 53号 平成28年度西予市育英
会奨学資金貸付特別会計
予算
- 議案第 54号 平成28年度西予市国民
健康保険特別会計予算
- 議案第 55号 平成28年度西予市後期
高齢者医療特別会計予算
- 議案第 56号 平成28年度西予市介護
保険特別会計予算
- 議案第 57号 平成28年度西予市農業
集落排水事業特別会計予
算
- 議案第 58号 平成28年度西予市公共
下水道事業特別会計予算
- 議案第 59号 平成28年度西予市簡易
水道事業特別会計予算
- 議案第 60号 平成28年度西予市水道
事業会計予算
- 議案第 61号 平成28年度西予市病院
事業会計予算
- 議案第 62号 平成28年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計予算
- 追加 議案第 82号 宇和学校給食センター厨
房設備機器の取得につい
て
- 議案第 83号 平成27年度西予市一般
会計補正予算（第7号）
- 議案第 84号 平成27年度西予市国民
健康保険特別会計補正予
算（第4号）
- 議案第 85号 平成27年度西予市公共
下水道事業特別会計補正
予算（第5号）
- 発議第 1号 西予市議会委員会条例の
一部を改正する条例制定

について
議員派遣の件について

開議 午後2時00分

○議長 ただいまの出席議員は19名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

小野正昭君から3月3日の一般質問における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配付いたしました発言取り消し申出書に記載した部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。

これを許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、小野正昭君からの発言取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

(日程1)

○議長 日程第1、陳情第13号「まつば共同作業所新築移転についての陳情書」を議題といたします。

厚生常任委員会委員長沖野健三君の報告を求めます。

沖野健三君。

○13番沖野健三君 陳情第13号「まつば共同作業所新築移転についての陳情書」について。

本陳情書につきましては、平成27年第4回定例会において継続審査となり、3月8日の委員会審査において再度審査を実施いたしました。陳情者からの追加資料として提出のあった資金計画書等を踏まえ、委員に対し改めて本陳情をどうすべきかを意見を求めたところ、3,000万円が適正かどうか不明である、附帯意見をつけるべきではないかなどの意見も出ましたが、陳情内容について妥当であるという意見が多く、採決の結果、賛成多数で採択と決定いたしました。

以上で委員会の審査報告を終わります。

平成28年3月17日、厚生常任委員会委員長沖野健三。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

陳情第13号「まつば共同作業所新築移転についての陳情書」については、委員長報告のとおり採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立多数であります。よって、陳情第13号は採択とすることに決定をいたしました。

(日程2)

○議長 次に、日程第2、議会報告第1号「西予市創生特別委員会の報告について」を議題といたします。

西予市創生特別委員会委員長菊池純一君の報告を求めます。

菊池純一君。

○3番菊池純一君 西予市創生特別委員会の報告をいたします。

当委員会の目的である1、ジオパークの展開とふるさと蘇生の調査研究、2、地域産業活性化の調査研究、3、人口減少克服の調査研究について調査研究をいたしました。

平成27年3月19日、第1回委員会を開き、以後開会中、閉会中において平成28年2月29日の委員会に至るまで計5回の委員会及び9回の班会議を開催したほか、先進地への行政視察や講師を招いて講演会等を実施いたしました。前回の中間報告に続き、その経過と結果を報告いたします。

1、ジオパークの展開とふるさと蘇生の調査研究について。

平成27年8月に富山県南砺市に空き家対策及び移住定住対策の取り組みについて視察研修に行きました。そこでは、これらの問題に対応するために、空き家バンク制度を構築して市内外へ情報発信をしていました。また、移住希望者へ向けて空き家を利用して移住体験ハウスを運用していました。そこでは、移住者の方から体験談を聞くことができました。

それらを持ち帰り、委員会で研究したところ、空き家バンク制度の構築はもちろんのこと、本市においては空き家を利用した移住体験ハウスを市内の海、里、山の各地にまず各1カ所を設置するのが望ましいとの結果が出ました。

2、地域産業活性化の調査研究について。

平成27年10月に岐阜県東白川村からアドバイザーの桂川氏を招き、フォレストスタイルシステムの講演会を行いました。また、講師を囲んでの意見交換会も行い、その後フォレストスタイル検討委員会をつくり、平成28年1月に検討委員会を中心としたメンバーで東白川村へ視察研修に行きました。

そこでは、東濃ヒノキというブランド材を核に建設関連や付随するところの産業活性化を図っていました。本市と東白川村では実情に違いはありますが、良質産材に恵まれているという大きな共通点を持っています。

これらを踏まえて検討した結果、フォレストスタイルが市内産業活性化の一翼を担い、産業全体の底上げに貢献するものであるとの判断をいたしました。

本市のシルクや和紙等の特産品や開発品を取り入れたオリジナル性あふれた西予市版フォレストスタイルを目指すことが望ましいとの結果が出ました。

また、米博リノベーション事業との連携も期待できると思います。

進め方の詳細は、施工組織の確立へ向けて段階を踏みながら進んでいかななくてはなりません、本市における地方創生を考えると、フォレストスタイルへの取り組みはチャレンジするに値するものと思います。

野村支所周辺の再開発に対しての提案は提出済みであります。

最後に、地方創生は終わりなき課題であり、市民目線での視点が重要であります。次期新体制での議会においても地方創生の諸問題に対し積極的な取り組みを期待するものであります。

以上で西予市創生特別委員会の報告を終わります。

平成28年3月17日、西予市創生特別委員会委員長菊池純一。

○議長 以上で委員長の報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告をもって西予市創生特別委員会の調査研究を終了することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、西予市創生特別委員会の調査研究は終了することに決定をいたしました。

(日程3)

○議長 次に、日程第3、議案第2号「財産の無償譲渡について」から議案第14号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」までの13件及び議案第18号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」までの20件及び議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」から議案第62号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの13件の計46件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員会委員長岡山清秋君の報告を求めます。

岡山清秋君。

○17番岡山清秋君 総務常任委員会審査報告書。

去る3月3日の本会議において当委員会に付託されました議案24件について、3月7日と8日に審査を行いましたので、報告をいたします。

審査の結果、お手元に配付の委員会報告書のとおりであり、いずれも全会一致で原案のとおり可決決定をいたしました。

議案審査中の委員より出された質疑あるいはそれに対する答弁等について、概要を抜粋して報告を申し上げます。

まず、議案第9号「西予市育英会奨学金貸与条例制定について」であります。これは地区限定の奨学金制度を統合し、改めて整備するための条例制定であるとの説明がありました。これに対し、奨学金を貸与型ではなく給付型の制度を導入できないかとの質疑に対し、さまざま方向性を探り協議検討を行った経緯はあるが、当該奨学金の

制度性また公平性の観点からも給付型は難しいとの判断のもと、今回制度を見直し、返済期間を延ばすなど従来の制度より借りやすい制度に改善したとの答弁がありました。

次に、議案第10号「西予市子ども教育振興基金条例制定について」、どのような事業を想定しているかとの質疑に対し、学力向上、ふるさと教育の充実による郷土愛の醸成、また豊かな心の育成などに資する事業をイメージしており、各学校からの要望書を取りまとめた上で、西予市小・中学校長会との連携を図りながら教育委員会で事業決定を行う予定との答弁がありました。

次に、議案第32号「第2次西予市総合計画基本構想の策定について」、基本構想を実現するため、具体的な取り組みを示した基本計画策定の時期についての質疑に対し、同時並行に計画案を策定しており、関係部課と協議の上、平成28年4月末をめどに策定するとの答弁でありました。

次に、議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」のうち総務常任委員会所管分について審査内容及び答弁等を抜粋して報告いたします。

まず、総務部のうち総務課所管分では、明浜支所庁舎建設事業1,988万4,000円について、築53年となる明浜支所の移転改築のため、地質調査及び実施設計を行う経費との説明がありました。建設事業の概要についての質疑に対し、ワンフロア集約型窓口や災害対策や備蓄など防災拠点機能を強化した施設とすること、移転候補地は検討委員会での協議の結果、旧高山小学校となっていること、平成28年、道路整備にかかわる地権者等との協議に入るとの答弁がありました。

また、危機管理課所管分では、防災行政無線デジタル整備事業7億5,952万5,000円について、市全体を同報系デジタル防災行政無線に更新する事業で、平成28年度は明浜及び三瓶地区の中継局や屋外拡声子局等を整備するとの説明がありました。

また、防災対策、啓発活動事業798万9,000円については、地域防災力の強化向上、防災士の育成、総合防災マップにかかわる作成に係る事業との説明がありました。防災士育成についての質疑に対し、愛媛県の補助事業を活用し、さらなる育成を目指すこと、平成27年度中に防災士会（仮称）を結成し、連携を図ること、組織率100%となった自主防災組織と連携できるよう、

体制を推進していくとの答弁がありました。

次に、情報推進課所管分では、公衆無線LAN設置補助金54万円について、現在市内5カ所の設置場所を10カ所ほどふやすための補助事業との説明がありました。

次に、企画財務部のうち財政課所管分では、財政の健全性を維持しながら建設計画で計画的に進めている各種事業予算及び地方創生や行財政改革のほか他自治体との連携事業予算などを計上した。また、汚泥再生処理施設建設事業費19億4,456万6,000円、学校給食センター建設事業費11億4,136万5,000円、防災行政デジタル無線整備事業費7億5,952万5,000円などの大型建設事業の影響で過去最大の予算規模になったとの説明がありました。

次に、まちづくり推進課所管分では、生活交通バス運行事業1億4,505万3,000円について、市内における生活交通バス及びデマンドタクシー等の運行経費と民間事業者が運行するバス路線の収入不足額を事業者に支払う経費との説明がありました。

また、移住交流促進事業1,424万1,000円については、希望がある農家や地域と連携して移住希望者を募り、移住促進のモデルとなる事業を実施するものと説明がありました。お試し移住についての質疑に対し、現在城川町川津南地区において愛媛大学の協力を得ながらモデル的に実施するとの答弁でありました。

次に、消防本部所管分では、常備消防施設整備事業3,770万2,000円について、老朽化した高規格救急自動車及び積載する高度救急資機材の更新、また惣川地区及びその周辺における救急搬送時間の短縮と大規模災害時の孤立対策を図るためヘリポートを旧惣川小・中学校跡地に整備をする事業との説明がありました。明浜及び城川地区における24時間救急体制の早期整備についての関連質疑に対し、国から救急隊編成人員の規制緩和の方針が出されており、法整備や基準改正に合わせて早急に人員配置や体制整備に取り組むとの答弁でございました。

次に、教育部のうち教育総務課、学校教育課所管分では、小学校情報教育振興事業2,779万3,000円及び中学校情報教育振興事業1,861万5,000円について、西予市教育振興基金基本計画に基づき、情報教育環境の充実を図る

ため、タブレットPC、電子黒板機能つきプロジェクター等を整備する事業との説明がありました。また、スクールバス維持管理事業1億2,005万5,000円では、バスの有効活用のため生活交通バス等と関連づけた事業実施についての質疑に対し、児童・生徒のスクールバスとして利用を第一義に考えるが、既に登下校以外の時間帯に生活交通バスとして利用している例もあり、今後においても十分に検討する必要があるとの答弁がありました。

次に、生涯学習課所管分では、公民館費1億494万7,000円について、地域づくりと公民館事業の連携についての質疑に対し、市内で25ある公民館は地域によって取り組み内容が大きく違い、社会教育法の視点も大切にしながら公民館という施設をどのようにに活用すべきか、今後も継続して協議するとの答弁でありました。

また、文化体育振興課所管分では、えひめ国体総務庶務事業7,804万1,000円について、平成29年度の国体本大会に備え、相撲及び成年女子ソフトボールの全国規模の大会をリハーサル大会として行うこと、また民泊協力隊への調理講習会を実施する等の事業であるとの説明がありました。リハーサル大会概要についての質疑に対し、第56回全日本実業団女子ソフトボール選手権大会を7月に、第55回全国教職員相撲選手権大会を8月にそれぞれ行うとの答弁がありました。民泊協力隊に関する質疑に対し、相撲競技における共同民泊を想定しており、野村地区で現在既に17地区が受け入れを表明していただいているとの答弁がありました。

以上、長くなりましたが、委員審査報告といたします。

平成28年3月17日、総務常任委員会委員長岡山清秋。

○議長 次に、厚生常任委員会委員長沖野健三君の報告を求めます。

沖野健三君。

○13番沖野健三君 委員会に付託されました議案15件について経過の概要並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第12号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について」、条例制定により看護師確保に向けて努力していただきたい、また奨学資金について広報するときはわかりやすくし

てほしいとの意見に対して、本制度を利用している看護師確保に努めたい、掲載予定の広報せいよには工夫をして周知したいとの答弁でした。

採決の結果、可決、決定いたしました。

次に、議案第25号「西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について」、新たな汚泥再生処理施設の汚泥処理についての質疑に対し、処理後の汚泥は絞って水を飛ばし、含水率70%以下にし助燃材として活用する計画であるとの答弁でした。

また、西部衛生センターの跡地利用について意見があり、新年度から地元と協議しながら進めたいとの答弁でした。

採決の結果、可決、決定いたしました。

議案第26号「西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第27号「西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について」、議案第31号「西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について」は採決の結果、原案のとおり可決、決定いたしました。

議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」のうち当委員会所管分について以下のような質疑や答弁がありました。

まず、市民課所管分について報告いたします。

マイナンバーカード取得日本一の取り組みについて質疑があり、カードの利用は税、社会保障等であるが、今後は利用範囲が広がる予定である、現在取得日本一を目指して職員も日々努力しているとの答弁でした。

また、総合窓口のあり方について意見があり、平成28年度から市民課所管となるので他市の事例を参考に研究したい、なお場所は市民課カウンターに移動するとの答弁でした。

採決の結果、可決いたしました。

次に、環境衛生課所管分についてご報告いたします。

鶴の見学場所等について質疑があり、特性も把握できたので地元の方と協議して決めたい、また毎年鶴が来てくれる環境づくりが必要ではないかの意見では、公金を使う事業であることを考慮しつつ、鶴やコウノトリが来てくれる取り組みは実施したいとの答弁でした。

採決の結果、可決いたしました。

次に、健康づくり推進課所管分について報告いたします。

温浴施設は利用者の増加が困難なため利用者クラブを結成してはどうかの質疑に対し、利用促進のためのむらスポーツクラブ等へ働きかけをしたい、また認知症予防策について高齢福祉課と連携しながら認知症に影響する高血圧や重症化の予防を徹底したいとの答弁でした。

採決の結果、可決いたしました。

次に、社会福祉課所管分について報告いたします。

西予市の生活保護受給者数とひとり親家庭の数について質疑があり、平成28年2月現在、生活保護世帯数は241世帯、275名、ひとり親家庭数は平成27年4月1日現在、母子家庭421世帯、1,205名、父子家庭89世帯、280人との答弁でした。

採決の結果、可決、決定いたしました。

次に、高齢福祉課所管分について、老人クラブへの補助金について質疑があり、県補助金の算定基準に基づき、市内151の単位クラブに1,300円掛ける12月分の235万5,600円、市連合会に会員数6,900人掛ける40円プラス25万円の52万6,000円、また市単独として6,900人掛ける200円の138万円の補助を行っているとの答弁でした。

採決の結果、可決いたしました。

議案第51号「平成28年度西予市授産場特別会計予算」、議案第52号「平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」は、採決の結果、原案のとおり可決、決定いたしました。

議案第54号「平成28年度西予市国民健康保険特別会計予算」では、診療所の見直しについて質疑があり、現在関係各課により市内の地域治療や組織体制を考える意見交換会を行っており、来年度前半には提案したいとの答弁がありました。

採決の結果、可決いたしました。

議案第55号「平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計予算」は、採決の結果、可決いたしました。

次に、議案第56号「平成28年度西予市介護保険特別会計予算」では、介護給付を抑制し改善する予算編成も必要ではないかという意見に対し、健康寿命の延伸に取り組み、その結果要支援、要介護認定者数の増加を抑えていくような取り組みを進めたい、また介護予防や生活支援サービス、元気な高齢者の社会参加の仕組みづくりを

通して高齢者を地域でどう支えていくかということ地域住民がみずから考えていただくよう取り組んでいきたい、あわせて地域包括ケアシステムの中核的人材となる介護職等の育成を図るため県立医療技術大学との連携事業を平成29年度までの3カ年事業として実施しているとの答弁でした。

採決の結果、可決、決定いたしました。

議案第59号「平成28年度西予市簡易水道事業特別会計予算」では、簡易水道統合について質疑があり、平成28年度末の統合は厳しい、統合しなくてもペナルティーはないが、経営基盤強化のため徐々に進めていきたい。改修修繕の地元負担について質疑があり、建設改良については一般会計から工事費の1割の補助があり、修繕については5万円以上分は3分の1が一般会計の補助がある、大規模改修時に簡易水道事業債を借りた場合の地元負担率については、元利償還の50%は一般会計からの補助、残りの50%が地元負担、過疎対策事業債を借りた場合は、元利償還の70%が一般会計からの補助、残り30%が地元負担となるとの答弁でした。

採決の結果、可決いたしました。

議案第60号「平成28年度西予市水道事業会計予算」では、今後の給水人口の推移と施設の改良率について質疑があり、今後給水人口が減り収益も減少していくという見通しは立てている、また施設の改良率は耐震化率に置きかえると水道基幹管路は6.2%、浄水施設が18.2%、配水池が13.9%との答弁でした。

採決の結果、可決いたしました。

議案第61号「平成28年度西予市病院事業会計予算」では、特徴ある病院づくりについて質疑があり、西予市民病院では、市民に親しまれ信頼される病院となるよう利用される方への接遇が大切と考えており、職員一丸となって意識改革を進めたい、野村病院では平成28年4月から地域包括ケア病床を設置する準備をしている、また医師や糖尿病認定看護師の指導で万病のもとである糖尿病予防に力を入れたいとの答弁でした。

採決の結果、可決いたしました。

議案第62号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」は、採決の結果、原案のとおり可決いたしました。

以上で厚生常任委員会の審査報告を終わります。

す。

平成28年3月17日、厚生常任委員会委員長沖野健三。

○議長 次に、産業建設常任委員会委員長中村敬治君の報告を求めます。

中村敬治君。

○5番中村敬治君 産業建設常任委員会審査報告をいたします。

3月3日の本会議で付託されました議案等について3月7日、委員会を開催し、審査をいたしました。

審査した議案は、議案第11号「西予市消費生活センター条例制定について」から議案第58号「平成28年度西予市公共下水道事業特別会計予算」はお手元に配付のとおり原案可決決定いたしました。

審査経過及び内容等について要点を説明いたします。

議案第28号「西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について」は、建設課より説明がありました。市道及び法定外公共物等に係る占用料及び使用料については、公益上必要があるものや市民の生活上必要とされる最小限の工作物などに対しては免除するよう条例改正を行うというものです。審査を行う中で他の市町の状況について質疑がありました。本件については、県下20市町においても近年改正に取り組んでいる市町が多いそうです。市民の負担軽減と費用対効果をあわせて考慮した上で提案するものであり、法人関係等の営利目的に関する占用に対しては従来どおり免除の対象とはならないとの答弁がありました。

次に、議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」のうち経済振興課所管分では、米博物館リノベーション事業2,253万4,000円に対し質疑がありました。平成29年度から指定管理者による運営を計画しているようだが、最終的には運営が市からの補助金頼みとなりかねず、独立運営は難しいのではないのかとの問いに対し、現在直営で年間800万円強の経費がかかっている、指定管理者が施設全体を貸しスペースとして運用し、賃借料を徴収しながら管理運営を行い、できる限り経費の削減を目指して取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、今後、雑巾がけレースZ-1グランプリ

はどうなるのかとの問いに対しては、全国的に有名になっているので、引き続き定期的に行えるよう協力したいとの答弁でした。

農業水産課所管分では、養蚕振興対策事業110万円に繰り入れる蚕糸業振興基金の残高は現在どれくらいあるのかとの質疑がありました。この質疑に対しては、基金残高は現在1,615万2,000円であり、28年度養蚕対策事業の充当分110万円を差し引きすると、1,505万2,000円となる旨の答弁がありました。また、養蚕業後継者育成事業についても質疑がありました。38万円の予算で何をしようとしているのかとの問いに対しては、地域おこし協力隊として養蚕業に携わる人材募集を東京、大阪などで行うに当たり、必要となる旅費、研修費等を計上しており、まちづくり推進課で計上している予算と合わせて対処を行う予定であるとの答弁がありました。

また、担い手育成事業6,200万円については、取り組みの内容の説明を求めました。この事業については、市単独の認定農業者支援事業2,000万円と城川町の法人で国庫補助事業経営体育成事業に取り組むこととなっており、国庫補助分3,500万円、事業費の2分の1補助と市の上乗せ分700万円、事業費の10分の1補助を合わせて支援を行うものであります。補助対象となる施設内容は、急速冷凍庫、冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、機械室、プラットフォームなどとなっているとの答弁でした。

大野ヶ原の育成牧場の事業に係る畜産公共事業運営促進事業1,078万4,000円については、受け入れ頭数の規模について質問がありました。預託農家数は西予市管内、管外を合わせて32戸の農家となっており、平成28年2月末現在では85頭の受け入れ頭数となっている旨の説明がありました。

次に、林業課所管分では、バイオマスペレットの生産利活用促進事業について質疑がありました。現在、市内にはどれくらいのペレットストーブが納入されているのか、また年間のペレット使用量は本事業を始めたころと現在とを比較するとどうなっているのかという問いに対し、事業開始後年間平均8台程度が納入され続けており、ペレットの生産量も26年度は281トンであったものが、27年度では347トンに増加するものと

予測しているとの答弁がありました。ペレットの利用状況を金額に換算すると、昨年度では約1,157万1,000円であったものが、今年度では約1,580万円の金額となる模様です。

また、県営林道田之筋溪筋線の開設負担金事業1,000万円に対し、事業の進捗状況について質疑がありました。愛媛県からもたらされた事業計画によれば、27年度は全体の測量を終わらせるとともに、延長約100メートルの開設が行われるそうです。28年度の事業費は約1億円で、国が50%、県40%、市10%の負担割合となっているほか、延長約七百メートルの開設になると思われます。事業完成までには10年以上はかかる見込みであるとの答弁でした。

また、有害鳥獣総合捕獲奨励金1,855万円の捕獲対象の種類はとの問いに対しては、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ、ハクビシン、タヌキ、ヒヨドリ、カラスのほかヒノキの食害が多い野ウサギについても28年度から対象に加える予定であるとの答弁でした。

ほかにも、森林蘇生緊急対策事業についてより詳細な説明を求めました。本件は、当初24年度から27年度までの事業でしたが、国の方針により28年度から30年度にかけても継続して取り組むこととなった事業です。西予市では現在4路線の林道整備を検討しているとの答弁でした。

建設課所管分では、住宅リフォーム事業1,500万円に対して市民の要望が多いが、補正予算は考えているのかとの質疑がありました。本事業についてはこれまで3年間で計7,500万円の事業を実施しています、消費喚起による波及効果も大きい事業であることから申請状況を確認しながら検討したいとの答弁がありました。

また、橋梁長寿命化修繕計画策定事業3,900万円、橋梁補修事業3,400万円については、橋梁点検を早期に実施し損傷が軽微な段階で補修すれば少ない経費で長寿命化ができるはずだが、事業実施における市の方針を問いたいとの質疑がありました。市道管理の橋梁は682橋あり、残すところ168橋を平成28年度で点検し終える予定だそうです。今後も5年ごとに近接目視による点検を実施することになっており、軽微な段階での対応等は考えているものの、経費の関係もあるため重要な箇所や危険な箇所を選択しながら維持補修に努めたいとの答弁がありました。

また、議案第57号「平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計予算」について、下水道課に対し、前年対比で施設管理費が3,464万9,000円増額となっている理由についての質疑がありました。これについては、宇和处理区で下水道管への不明水の流入が多く発生しており、管路修繕費として1,100万円、管路内の調査用カメラ購入費850万円などを計上したことが大きく影響しているとの答弁がありました。

また、集落排水については、今後人口減少に伴い収入は減少する一方、維持管理費は増加することが予想されているが、行政としては今後どう取り組んでいくのかとの質疑がありました。野村処理区はそれぞれの地理的要因もあり単独運用となるため厳しい面があるが、宇和处理区では公共下水道への切りかえなども考えつつ対処していきたいとの答弁がありました。

また、料金については、人口減少が避けて通れない問題となって立ち足らなくなるため、将来においては検討する必要があるとの見解が示されました。

以上、委員会審査報告といたします。

平成28年3月17日、産業建設常任委員会委員長中村敬治。

○議長 次に、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長森川一義君の報告を求めます。

森川一義君。

○14番森川一義君 西予市環境衛生施設建設特別委員会審査報告を行います。

去る3月3日の本会議において同委員会に付託にされました議案について同日委員会を開催し、審査を行いましたので、その経過と審査結果についてご報告申し上げます。

お手元に配付のとおり、議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」のうち歳入歳出予算に関する当委員会所管分については、全会一致で原案可決、決定いたしました。

平成28年度汚泥再生処理施設整備事業費における歳出予算総額は19億4,456万6,000円であり、前年度に比べ1億5,805万円の増加となっています。その内訳は、本体工事施工管理等の業務委託に係る委託料3,278万7,000円、本体建設工事及び搬入路整備工事に係る工事請負費19億875万3,000円が主なものでした。

また、歳入予算の総額は19億4,247万2,000円であり、主なものとして、循環型社会形成推進交付金に係る国庫支出金4億524万6,000円、一般廃棄物処理施設等建設基金及び東部衛生センター施設等整備基金からの繰入金2億6,569万3,000円、市債12億7,140万円などについての説明がありました。

なお、搬入路については、ことし12月ごろから開始の試運転に間に合うよう整備を計画しているとのことでした。

以上、委員会審査報告といたします。

なお、当委員会は、来る5月15日の議員任期満了日をもって消滅いたしますことを申し添えます。

平成28年3月17日、西予市環境衛生施設建設特別委員会委員長森川一義。

○議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより議案順に採決を行います。

まず、議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第2号「財産の無償譲渡について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第3号及び議案第4号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号「財産の無償貸付について」及び議案第4号「財産の無償貸付について」の2件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第3号及び議案第4号の2件は原案のとおり決定いたしました。

た。

次に、議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第5号「西予市行政不服審査法施行条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号「行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第7号「西予市研修基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第8号「西予市ふるさと応援基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第9号「西予市育英会奨学金貸与条例制定について」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第10号「西予市子ども教育振興基金条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第11号「西予市消費生活センター条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第12号「西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第13号「西予市職員の退職管理に関する条例制定について」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり決定をいたしました。

暫時休憩をいたします。(休憩 午後2時58分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時10分)

次に、議案第14号及び議案第18号から議案第31号までの15件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号「西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について」及び議案第18号「西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について」から議案第31号「西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について」までの15件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第14号及び議案第18号から議案第31号までの15件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第32号及び議案第33号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第32号「第2次西予市総合計画基本構想の策定について」及び議案第33号「西予市過疎地域自立促進計画の策定について」の2件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第32号及び議案第33号の2件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第34号から議案第37号までの4件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第34号「西予市営土地改良事業の施行について」から議案第37号「西予市営土地改良事業の施行について」までの4件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第34号から議案第37号までの4件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第50号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第50号「平成28年度西予市一般会計予算」は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第51号から議案第62号までの12件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第51号「平成28年度西予市授産場特別会計予算」から議案第62号「平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算」までの12件は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第51号から議案第62号までの12件は原案のとおり決定いたしました。

暫時休憩いたします。(休憩 午後3時14分)

○議長 再開いたします。(再開 午後3時16分)

お諮りいたします。

ただいま市長から提出されました議案第82号「宇和学校給食センター厨房設備機器の取得について」から議案第85号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」までの4件及び発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」並びに「議員派遣の件について」を本日の日程に追加し、追加日程として議題にいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、6件を本日の日程に追加し、追加日程とすることに決定いたしました。

(追加)

○議長 まず、追加日程第1、議案第82号「宇和学校給食センター厨房設備機器の取得について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

松川教育部長。

○松川教育部長 議案第82号「宇和学校給食センター厨房設備機器の取得について」提案理由のご説明を申し上げます。

宇和学校給食センターは、安心・安全でおいしい学校給食を提供していくという基本理念のもとに徹底した衛生管理、食育の推進などの機能を持つ施設として現在新たに整備を進めているところでございます。

今回ご提案申し上げます当該給食センターに設置します厨房設備機器の購入における納入事業者の選定につきましては、衛生面を十分に配慮する必要性、厨房機器の機能性、また保守体制や緊急時における対応といった施設管理の観点、納入経費、維持管理経費などトータル的に判断して事業者を選定する必要があるため、公募型プロポーザル方式を採用しております。

応募事業者から提出のありました提案書に基づき、去る3月10日に宇和学校給食センター厨房設備機器納入事業者選定委員会審査会において審査を行いました結果、株式会社中西製作所松山営業所所長荒井新一氏を契約相手方と決定し、2億5,704万円で3月14日に物品購入仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

なお、主要な設備機器につきましては、別紙参考資料をご参照ください。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

議案第82号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第82号「宇和学校給食センター厨房設備機器の取得について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第82号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第2、議案第83号「平

成27年度西予市一般会計補正予算（第7号）」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

○三好市長 議案第83号「平成27年度西予市一般会計補正予算（第7号）」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回提案する補正予算の主なものといたしましては、一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として国の補正予算で創設されました地方創生加速化交付金に係る予算を新たに計上するものであります。この交付金は、地方公共団体による地方版総合戦略に位置づけられた先駆性のある事業の実施に対して国が支援するものでございます。

当市では、地方創生加速化交付金事業を活用して西予市の知名度向上と観光振興を図るため、ジオパークの風景と音楽を融合させる四国西予ジオミュージックプロジェクトの一環として官民連携による体感型観光アプリ開発事業に8,544万4,000円を予算計上しております。なお、財源といたしましては、現在国に申請しております地方創生加速化交付金8,000万円のほかジオパーク推進基金から544万4,000円を繰り入れすることといたしております。

また、3月11日に特定地域に係る激甚災害の指定を受けて国の支出金が増額となった市道赤木佐須線道路災害復旧事業などの財源調整を行うほか、その性質上または予算成立後の事由により年度内に支出が終わらない見込みの52事業の繰越明許費を設定するものであります。

これによりまして、議決いただいております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,974万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を294億5,032万1,000円と定めるものであります。

以上、概要をご説明いたしましたが、詳細な点につきましては担当課長から補足説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 山岡財政課長。

○山岡財政課長 それでは、予算書に沿って、まず歳出のほうから主なものにつきまして補足説明を申し上げます。

予算書の13ページをお開き願います。あわせて、追加提案分の3月補正予算説明資料の2ペー

ジからもごらんいただくようお願いいたします。

総務費、8項12目地域経済活性化事業体感型観光アプリ開発事業8,544万4,000円ですが、地方創生加速化交付金事業を活用して西予市の知名度上昇と観光振興を図るために、ジオパークの風景と音楽を融合させる四国西予ジオミュージックプロジェクトの一環として官民連携で行おうとするもので、四国西予ジオパークが織りなす空間から醸し出される癒やしとその場に合った癒やしの音楽を現地で聞くというスタイルを創造することなどによって観光資源に付加価値をつけ、他の地域との差別化を図るものでございます。

その経費といたしましては、サウンドツーリズム事業委託料、アプリ版自治体クラウド事業委託料などを計上いたしております。

予算書の14ページをお開き願います。

衛生費、1項1目保健衛生総務費、狩江診療所勘定繰り出し事業397万7,000円ですが、緊急に修理が必要な診療所空調機器改修工事に対する一般会計繰出金を計上するものであります。

予算書の10ページをお開き願います。

次に、歳入につきましては、国の補正予算で創設されました地方創生加速化交付金の交付申請をしていることによる13款国庫支出金8,000万円の増額及び激甚災害の指定を受けた災害復旧費国庫負担金の4,682万2,000円の増額及び予算書の12ページとなりますが、20款災害復旧事業債1億450万円の減額などによりまして、不足する一般財源を前の11ページになりますが、17款繰入金、財政調整基金繰入金243万円によりまして調整をいたしております。

これらによりまして、議決いただいております歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,974万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を294億5,032万1,000円と定めるものであります。

予算書の4ページをお開き願います。

次に、第2表の繰越明許費につきましては、年度内に事業の完了が見込めない52事業に対しまして21億3,781万7,000円の繰越明許費を設定しております。その内訳につきましては、以下5ページから6ページまで続きます。

その主な理由といたしましては、地権者及び地

元との協議、設計変更、工法の選定等に不測の日数を要したことなどによるものでございます。

なお、これらの費用が増加しております主な原因は、国の補正予算によります臨時福祉給付金の支給が約2億7,000万円、林道災害復旧事業、市道災害復旧事業合わせまして5億8,000万円、愛媛国体施設整備事業が1億5,000万円、給食センター建設事業が1億円などによるものでございます。

予算書の7ページをお開き願います。

最後に、地方債であります。事業費の財源となっております国庫負担金などの増額による災害復旧事業債の減額、繰越明許費などによる最終事業費の確定により旧合併特例事業と過疎対策事業債の調整をしたことにより限度額の総額を1億1,090万円減額いたしまして46億2,505万2,000円とするものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第83号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第83号「平成27年度西予市一般会計補正予算(第7号)」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第83号は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第3、議案第84号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算

(第4号)」及び議案第85号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

横山生活福祉部長。

○横山生活福祉部長 それでは、議案第84号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、狩江診療所の空調設備の故障に伴う改修経費を計上するものであります。本診療所の空調設備は、平成7年に診療所が建築されて以来たび重なる修繕を繰り返し、維持してまいりましたが、先月の故障により応急的な修理では対応できないことから1階部分の空調設備について改修工事を行うものであります。

これによりまして、議決いただいております狩江診療所勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ397万7,000円を増額し歳入歳出予算の総額を3,450万7,000円と定めるとともに、年度内の工事完了が困難であるため、施設管理費397万7,000円の繰越明許費を計上するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 二宮産業建設部長。

○二宮産業建設部長 議案第85号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、国庫補助事業による西予市の公共下水道アクションプラン策定委託業務並びに宇和処理区における管渠工事に伴う舗装復旧工事におきまして関係機関等との調整に不測の日数を要し、年度内の事業完了が困難になったことに伴い、施設整備費1,775万4,000円の繰越明許費を計上するものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 理事者の説明は終わりました。

これより本案2件に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第84号及び議案第85号の2件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第84号及び議案第85号の2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第84号「平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)」及び議案第85号「平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)」の2件は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、議案第84号及び議案第85号の2件は原案のとおり決定いたしました。

(追加)

○議長 次に、追加日程第4、発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

二宮一朗君。

○6番二宮一朗君 発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本条例改正につきましては、昨年6月の第2回定例会において動議第1号として提案をされ、否決をされた経緯があります。しかし、5月15日、任期満了をする我々市議会議員最後の定例会であり、これまでの議論の中でどうしても決着をつけなければならない事案だと思い、提案をさせていただきます。

西予市議会では、平成23年12月第3回定例会において愛媛県の市町村で初めて議会基本条例を制定いたしました。その前段、議会改革特別委員会の調査報告において、元親委員長は基本条例の3つの原則について、1点目、議会における活動は原則公開をすること、2点目、議会と市民の

協働、3点目として議会の使命であります行政のチェック機能の強化と政策立案能力強化を約束をされております。そして、全会一致で決決してしております。

1点目の議会活動の原則公開については、全員協議会を正規の会議と位置づけて議事録の公開などの前進を見ております。

2点目の議会と市民の協働については、市民との意見交換会を実施するなど努力をしております。

しかし、3点目については議員間討議や予算決算特別委員会の設置を模索してはまいりましたが、実現には至っていないのが現状であります。

また、本事案については、今期の1期生議員5人全員を含む活性化特別委員会の審査の中で調査研究をされた結果、委員会の任期は改選後から現行の1年から2年の任期にすることを結論づけられております。

全国の地方議会では、国会のような議院内閣制と違い、行政と議会の二元代表制のあり方を、また主権者である住民の皆様の負託に対してどのように答えるべきかを模索しております。ベストの答えは見つけれないかもしれませんが、よりベターな選択をしながら変革し続けていくことが市民の皆様にお応えすることができるものと信じております。本案の委員会条例の一部改正がベターな選択の一つとして改選後の議会改革が進展し、市民の皆様に対してより開かれた議会になることを期待したいと考えます。

そして、この4年間、私たち議員が行ってきた議論のあかしとして議員各位のご賛同を賜りたいと願うものであります。ご理解の上、ご賛同賜りますようお願いを申し上げ、提案理由の説明といたします。

平成28年3月17日、提出者二宮一朗。

どうかよろしく申し上げます。

○議長 提案理由の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論はありませんか。

12番元親孝志君。

○12番元親孝志君 ただいまの発議第1号「委員会条例の一部を改正する条例改正」につきまして、私は賛成の立場で討論に参加をしたいと思っております。

今定例会初日でありましたが、三好市長より施政方針並びに28年度当初予算の提案理由説明がなされました。その中で私に非常に印象に残っておりますのが1つありますので、さきに報告をさせていただきますと思います。

三好市長の報告の中で地方分権の進展をとめないという項目がありました。その中で、私、後で調べてみますと、3つの事柄が述べられております。

1つは、平成12年、西暦2000年、地方分権一括法によってそれまでの国の機関委任事務が廃止をされて自治事務になりました。そのことは地方分権にとって大きな成果であり、またそのことによって国の定める義務づけ、枠づけの見直しが行われ、この20年間で地方分権は大きく前進をしたと市長は述べられました。

2点目としてこのような分権社会の中で西予市は一体どのように対応したらいいのかということについては、それぞれの地域をくまなく実情を調査して、それぞれの地域の特性に合った施策を立案し、これを実行してまいりますということも述べられました。

そして、3点目として、国あるいは法律で西予市に通達があった場合であっても、西予市の実情に合わない場合はいろいろな機会を通して国に対し意見を提案してまいりますというふうなことを市長は述べられました。

私はこれを聞いて、行政は地方分権を認め、そしてまた、地方分権社会に対する対応の施策をしっかりと構築されておるということに大変安心をしたところであります。

それに対しまして、行政はこのように分権社会に対応されておりますが、議会、先ほど提案理由説明にありましたが、二元代表制の一翼を担う議会はこの分権社会、分権時代の受け皿づくりはどのように進展しているのかということでもあります

が、先ほど二宮議員が提案理由で説明されたとおりであり、しかしこれはまだまだ議会の改革は緒についたばかりであると私は思っております。これからも積極的に議会改革を進めていく必要があるということ強く思っておりますのでございます。

そのような中で、今、西予市議会あるいは行政、いろいろなことを当然やっていかなければいけません。議会として、まず何が一番大事な仕事なのかと、これを私考えたときに、議会の一番重要な仕事は、予算の議決とそして決算の認定であるというふうに思っております。言うまでもなく、西予市28年度の当初予算一般会計306億円、特別会計、公営企業会計合わせますと、実に509億円であります。この509億円というお金がどれだけのお金かということは、西予市の全体の1年間のGDPは約1,000億円です。ということは、2分の1が行政が執行しているということになりますので、当然これを議決する議会としては、非常に大きな責務があるということをお我々議員は改めて再認識する必要があるのではないかとこのように思っております。

そこで、現状の常任委員会の制度を見ますと、任期は1年です。3月に当初予算を議決して、6月に委員会を解散して新しい委員会を編成します。しかし、議会は責任ある議会であれば、みずからが議決した当初予算に対して当然継続してその予算がどのように執行されているか監視することが議会の義務であります。しかし、現行の1年制度ではこれが途絶えております。

ですから、私は、委員会の任期を1年ではなく2年にして当初予算を議決する、そして1年間その執行を監視し、そして次年度の9月に前年度の決算を認定する、これは委員会として一連の作業であろうと思っております。今のように途中で継続性を絶するという事は、私は本来議会としておかしいんじゃないかと常々思っていました。

ですから、今回提案がありました常任委員会の任期1年をぜひとも2年にして、責任のある議会、責任の持てる議決をしていただきたい。幸いに4月には議会も解散をし、新しく議会が5月からスタートいたします。ぜひとも次の議会からはこの責任ある議会として2年間を委員会の任期としてしっかりとこのことを議論し、そして監視をし、西予市の発展に議会が寄与していただきたい

というふうに思っておりますので、今回の発議第1号は全員の皆さんのご理解を得て、次の議会からは2年でやれるように全員の皆さんの賛同をいただきたいと思っております。

以上で私の賛成討論を終わります。

○議長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第1号「西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について」については原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長 ご着席ください。

可否同数であります。発議第1号については議長は否決と裁決いたします。

(追加)

○議長 次に、追加日程第5、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容について諸般の事情により変更が生じる場合には議長に一任を願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

以上で全日程を終了いたしました。

市長より閉会の挨拶があります。

三好市長。

○三好市長 平成28年第1回西予市議会定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

去る2月29日に開会いたしました本定例会でございますが、特別な案件がない限り本日が議員の皆さん、そして私の任期最後の議会となりました。会議中、議員各位には本会議並びに各常任委員会におきまして上程いたしました88件もの議案についてご審議をいただき、平成28年度一般

会計予算などの重要な案件をいずれも原案どおり可決またはご承認いただきました。衷心より厚くお礼を申し上げる次第でございます。予算審議の過程でいただきました貴重なご意見は、執行に当たり十分尊重し、所期の施策を推進してまいりたいと存じます。

さて、歳月の過ぎるのは殊のほか早く、市政3期目を振り返ればあっという間の4年間でございます。市の最上位計画である新市建設計画、いわゆる西予市まちづくり計画でございますが、西予市マニフェスト2012を連動させ、誇れる・愛着の持てる・いい実感のある西予市づくりをテーマに、8つの西予市づくりと42の政策を提言し、さまざまな施策に取り組んでいただきました。

新市民病院の建設、し尿処理場の統合と建設、公共下水道整備、防災行政無線整備、小学校改築と耐震化、朝立会館の整備、えひめ国体に向けた施設の整備、給食センターの整備等のハード事業やジオパーク構想の推進、株式会社ちぬやホールディング等の企業誘致、地場産業の振興、雇用対策の支援、医療・保険・介護の充実、乳幼児や児童への少子化支援対策、地域づくり交付金事業による地域内分権の推進、防災・減災対策、学校再編と学童保育の充実、不易流行による文化の継承等のソフト事業など主要な事業はおおむね順調に進めることができました。また、水道事業の統合等懸案であった事業につきましてもめどをつけることができたものと考えております。

マニフェスト2012につきましては、市内各種団体の代表者の皆さんにアンケート調査へご協力をいただきました結果、おおむね計画どおり進捗したとの評価を受けた施策が多く、一定の評価をいただいたものと安堵をしているところであります。

3期にわたり西予市長としての私の使命は、西予市の基礎基盤づくりであるとの思いから、市民との重い約束事であるローカルマニフェスト2008と2012を提示させていただきましたが、個人的見解といたしましては、私の使命はおおむね達成できたと判断しているところであります。

これもひとえに市民並びに議員の皆様方の市政に対する深い関心とご協力によるものであります。

西予市は、今、人口減少や少子・高齢化など時

代の大きなうねりの中に置かれておりますが、皆において消極的発想や構図に飲み込まれることなく、困難に立ち向かい、豊かさを実感できる存在感のある町とならなければなりません。そのためには、常に新たなことに挑戦し、変革していくことが必要であります。

このたび、合併以来西予市民が一体となりつくり上げてきた度台をもとに、今後10年間のまちづくりの基本となる第2次西予市総合計画ができました。この計画を新たなまちづくりの道しるべとして、市民一人一人の知恵と行動によって西予市民の思いを実現し、安心して暮らせる誇れる町を創生し、大きく発展するよう次期市長に輝ける西予市づくりを託したいと思っております。

返りますと、この議場において常に生起する多種多様な議案を審議し、代表質問や一般質問ではかんかんがくがく議論を重ねてまいりました。ここには市の最高意思決定機関としての議会があるからであります。私が市長として在任いたしました12年間、また今期の4年間において合併に係る事業計画に盛り込まれました事業を県下に先んじて執行できましたのも、賢明な西予市議会があってからこそであります。議会において多様な意見、考え方を取り入れることは当然であります。最高意思決定機関として議決に向けた不断の努力が決められる市政として市民の信頼を勝ち得るものであり、その前段には、違いを認めつつ、それを乗り越えて意思決定に至る民主主義の基本的精神があつてのことです。反対に生み出すことのない対立は、疲労感や憎悪感だけが残り、自治体の疲弊への道のりをたどることになります。行政と議会が西予市の車の両輪として機能し、チェック・アンド・バランスが働き、そして今後とも賢明な議会の存在があり続けることを願っております。

さて、来る4月17日には西予市長選挙、西予市議会議員選挙が告示されることとなっております。引き続き、市議会議員に立候補される方、これを機に後進に道を譲られる方、それぞれの思いを持たれていることと存じます。

ご勇退される議員の皆様におかれましては、健康にご留意をいただきながらその貴重な経験で市政に対するお力添えとご助言など変わらぬご支援を切にお願いする次第でございます。

また、再出馬を予定されている議員の皆様にお

かれましては、当選を目指され、特段のご奮闘をお祈り申し上げる次第でございます。

ここに改めまして議員各位の市勢発展に対する長年のご尽力に対しまして深く敬意と感謝の意を表します。

一方、私の任期も残すところ2カ月足らずとなりました。次期市長にしっかりと引き継ぎできるような有終の美を飾りたいと考えております。3期12年間の長きにわたり市政運営をお任せいただき、支えていただきました議員の皆様を初め、市民の皆様、関係各位に心事なる感謝の意を表し、閉会のご挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○議長 議長席を離れることをお許しいただきまして、市民の皆様、また一堂に会する皆様に対し、少々の時間をいただきまして挨拶をさせていただきます。

この4年間、私たち議員は、議場で、また各常任委員会等で皆様と論戦をしてまいりました。理事者また職員の皆様には詳細にわたりまして丁寧な説明をしていただき、またご指導をしていただきまして、私たち議員も理解の上で各案件につき決定をしてまいりました。本当にご協力、ご指導をいただきましたことを心から感謝を申し上げたいと思っております。

市民の皆様には、議員として満足できる活動ではなかったと思っておりますが、私たち議員といたしましても一生懸命努力をしてまいったつもりでおります。今後、その至らなかった点は新しい議会に対しご意見等を投げかけていただき、さらに議員に対しましてもご指導、ご鞭撻を賜りたいと思っております。

私たち議員の任期も5月15日をもって終わります。新たな道を進まれる方、また再度議会に挑戦をされる方、道はそれぞれ違いますが西予市を愛し、市民の皆様の幸せを願って、これからも活動をしてくれるものと信じております。

最後に、この4年間議会に対しましてご指導、ご鞭撻を賜りましたことを心からお礼を申し上げますとともに、市民の皆様のご健勝とご多幸を、そして西予市のさらなる発展をご祈念申し上げまして、西予市議会を代表いたしましての挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

これをもって平成28年第1回西予市議会議会

定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後4時04分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

西予市議会副議長

同 議員

同 議員

平成28年第1回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 1 号	林道東津野城川線（安尾地区）地すべり災害復旧工事請負契約について	28. 2. 29	原案可決
議案第 2 号	財産の無償譲渡について	28. 3. 17	原案可決
議案第 3 号	財産の無償貸付について	28. 3. 17	原案可決
議案第 4 号	財産の無償貸付について	28. 3. 17	原案可決
議案第 5 号	西予市行政不服審査法施行条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 6 号	行政不服審査法の全部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 7 号	西予市研修基金条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 8 号	西予市ふるさと応援基金条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 9 号	西予市育英会奨学金貸与条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 10 号	西予市子ども教育振興基金条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 11 号	西予市消費生活センター条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 12 号	西予市立病院看護師等奨学資金貸与条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 13 号	西予市職員の退職管理に関する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 14 号	西予市非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 15 号	西予市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について	28. 2. 29	原案可決
議案第 16 号	西予市特別職の職員で常勤のものの給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28. 2. 29	原案可決
議案第 17 号	西予市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28. 2. 29	原案可決
議案第 18 号	西予市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 19 号	西予市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 20 号	西予市税条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 21 号	西予市教職員宿舎条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 22 号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 23 号	西予市立幼稚園における保育料等徴収条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 24 号	西予市社会体育施設条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 25 号	西予市東部衛生センター施設更新準備基金条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 26 号	西予市子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 27号	西予市介護保険条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 28号	西予市道路占用料徴収条例及び西予市公共物管理条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 29号	西予市火災予防条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 30号	西予市三好等奨学基金条例等を廃止する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 31号	西予市霊柩自動車条例を廃止する条例制定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 32号	第2次西予市総合計画基本構想の策定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 33号	西予市過疎地域自立促進計画の策定について	28. 3. 17	原案可決
議案第 34号	西予市営土地改良事業の施行について	28. 3. 17	原案可決
議案第 35号	西予市営土地改良事業の施行について	28. 3. 17	原案可決
議案第 36号	西予市営土地改良事業の施行について	28. 3. 17	原案可決
議案第 37号	西予市営土地改良事業の施行について	28. 3. 17	原案可決
議案第 38号	平成27年度西予市一般会計補正予算(第6号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 39号	平成27年度西予市授産場特別会計補正予算(第3号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 40号	平成27年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 41号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 42号	平成27年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 43号	平成27年度西予市介護保険特別会計補正予算(第4号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 44号	平成27年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 45号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 46号	平成27年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 47号	平成27年度西予市水道事業会計補正予算(第1号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 48号	平成27年度西予市病院事業会計補正予算(第1号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 49号	平成27年度西予市野村介護老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	28. 2. 29	原案可決
議案第 50号	平成28年度西予市一般会計予算	28. 3. 17	原案可決
議案第 51号	平成28年度西予市授産場特別会計予算	28. 3. 17	原案可決
議案第 52号	平成28年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	28. 3. 17	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
議案第 53号	平成28年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 54号	平成28年度西予市国民健康保険特別会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 55号	平成28年度西予市後期高齢者医療特別会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 56号	平成28年度西予市介護保険特別会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 57号	平成28年度西予市農業集落排水事業特別会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 58号	平成28年度西予市公共下水道事業特別会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 59号	平成28年度西予市簡易水道事業特別会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 60号	平成28年度西予市水道事業会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 61号	平成28年度西予市病院事業会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 62号	平成28年度西予市野村介護老人保健施設事業会計予算	28.3.17	原案可決
議案第 63号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 64号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 65号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 66号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 67号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 68号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 69号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 70号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 71号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 72号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 73号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 74号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 75号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 76号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 77号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 78号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 79号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 80号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 81号	西予市農業委員会委員の任命について	28.2.29	原案同意
議案第 82号	宇和学校給食センター厨房設備機器の取得について	28.3.17	原案可決
議案第 83号	平成27年度西予市一般会計補正予算(第7号)	28.3.17	原案可決
議案第 84号	平成27年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)	28.3.17	原案可決
議案第 85号	平成27年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	28.3.17	原案可決
陳情第 13号 (継続審査分)	まつば共同作業所新築移転についての陳情書	28.3.17	採 択

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 1号	専決処分第4号の承認を求めることについて（西予市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例制定について）	28. 2. 29	原案承認
諮問第 1号	人権擁護委員候補者の推薦について	28. 2. 29	同意
諮問第 2号	人権擁護委員候補者の推薦について	28. 2. 29	同意
発議第 1号	西予市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について	28. 3. 17	否決
議会報告第1号	西予市創生特別委員会の報告について	28. 3. 17	報告
	議員派遣の件について	28. 3. 17	承認